

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成29年9月11日（月曜日）

予算・決算委員会

日時 平成29年9月11日（月曜日） 午前9時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第98号議案～第128号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（16名）

委員長	丸山隆弘	副委員長	小野田直美				
委員	浅尾洋平	柴田賢治郎	打桐厚史	山崎祐一	村田康助	山口洋一	
	白井倫啓	長田共永	鈴木達雄	滝川健司	中西宏彰	鈴木眞澄	
	加藤芳夫	菊地勝昭					
議長	下江洋行						

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 金田明浩
書記 松井哲也 夏目佳子

開 会 午前9時00分

○丸山隆弘委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会いたします。

本日は、9月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案のうち、第98号議案 平成28年度新城市一般会計決算認定から第128号議案 平成28年度新城市下水道事業会計決算認定までの31議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

なお、質疑者、答弁者とも、決算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いをいたします。

第98号議案 平成28年度新城市一般会計決算認定を議題とします。

初めに、歳入、1款市税の質疑に入ります。

最初の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳入、1款市税、市民税、個人です。ページ数は12でございます。

昨年も同じように質疑しておるわけでございますけれども、滞納繰越分の不納欠損額が年々増加しているということで、今年度も、平成28年度の決算もですね、前年度より大幅に増加しております。その要因は、お願いします。

○丸山隆弘委員長 伊田税務課長。

○伊田成行税務課長 それでは、市民税の滞納繰越分の不納欠損額の増加について、答弁をさせていただきます。

個人市民税の不納欠損額は、前年度と比べ、574万6,906円増加し、総額では1,238万4,857円であります。これは地方税法第18条の催告中、時効完成に該当する平成23年度以前の未納分を処理したものであります。

滞納者に対しては、できる限りの納税折衝や滞納処分を行っておりますが、結果として時効が成立したものでございます。

また、欠損額が増加している主な理由としては、納税誓約書等の提出により、時効が中断していた滞納外国人の国外出国等に伴い、滞納処分の執行停止を行ったものが175件、294万4,623円ありましたことや破産、競売終了等によるものが3件、356万2,814円で、合計いたしますと、650万7,437円となり、これが影響していると推察しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、答弁で、国外とか破産とか、そういう理由によって、5年が1つの時効という形で、収納ができなかった。滞納、不納欠損にしたと。

昨年も質疑しておりますけれども、本当にまじめに市税を一生懸命納税している方々に対して、どのような言いわけと言うのか、国外に行ってしまったからとか破産してしまったからでは、なかなかこれ毎年ふえていくって言うか、本当に市民に対して説明がなかなかできないと思うんですね。5年待てば時効でよいと。そうすればだれしも払うのが嫌になってきます。恐らく監査委員の皆様もきょう出席しておると思いますけれども、監査結果の中にも恐らく書いてあると思うんですけども、この不納欠損に対して、もう少し努力していただかないといけないと思うんですけども、特に破産っていうところで、先ほども答弁がありましたけれども、破産の前に、今までで言うところ、特に差し押さえっていう手段もきつとあるでしょうし、それから生活もしている状況ならば、市税でいけば水道をとめるとか、何らかの方法で支払い義務を促す方法もあると思うんですけども、その点についてどのようなお考えか。

○丸山隆弘委員長 伊田税務課長。

○伊田成行税務課長 では、まず不納欠損に至らない努力といたしましては、滞納が発生しますと、まず督促状を発付しまして、自主的な納税をお願いします。

それでも納税しない納税者に対しては、徴収嘱託員が臨戸訪問をしまして、徴収を行っております。

留守の場合には、文書を置いて、文書を差し置くとともに、期限を切った上で、市役所に来庁を指示しております。

指示に従って来庁した滞納者に対しては、納税指導を行うとともに、生活状況等の聞き取り調査を実施しておりますが、再三の催告にも応じない者につきましては、財産調査を行った上で、滞納処分の方を実施しております。

滞納処分になる前と言いますと、結局、不納欠損に至らない努力が必要になってくるかと思うんですけれども、不納欠損にならない努力のための前段階としましては、特にこの市民税に関しましては、法人市民税の納付方法は、給与から天引きされる特別徴収と納付書による普通徴収がありますけれども、未納分の多くは普通徴収によるものでありますので、なるべく平成27年度からは、この特別徴収の未実施の事業所に対して、3名以上あるところにつきましては、普通徴収から特別徴収のほうへ切りかえをするようにという形を取っております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 あと3つ、同じような内容ですけども、特にこの不納欠損というのは、正しく納税してる市民にとっていいことではないんですね。

やっぱり3年、4年、5年っていう、1年、2年はいた仕方ないかもしれませんが、3年目を迎えても、今、言われたいろんな手だてを、特別っていうか、いろんな普通じゃなく、特別っていう手だてもしておるんですけども、やっぱり収納員っていうか、特別収納員っていうのか、そういう徴収員も、恐らく一時雇用っていうか、そういう形で、現地に足を運ばせたりとか、督促したりという努力もしておると思うんですけども、もう3

年たって払わないのは、恐らくあと2年待っても払わない、不納欠損に行くっていうことも承知の上で、わざとやってる方もおるのかなと想定されますので、今後、大幅にこれから大型事業をやる中で、税収入、特に自主財源がどんどん目減りしていく。依存財源も目減りしていく中で、不納欠損が多くなるっていうことは、喜ばしいことではありませんので、努力していただきたいと思います。

続けて、1款市税、固定資産税、固定資産税のページ数、12でございます。

質疑の内容は一緒でございます。滞納繰越分の不納欠損額が前年度より大幅に増加しております。

また、その要因はということで、お願いいたします。

○丸山隆弘委員長 伊田税務課長。

○伊田成行税務課長 それでは、固定資産税の滞納繰越分の不納欠損額の増加についてでありますけれども、固定資産税の不納欠損額は、前年度と比べ、436万3,732円の増加で、総額では1,412万191円であります。これは地方税法第18条の催告中、時効完成に該当する平成23年度以前の未納分を処理したものでございます。

市民税同様、滞納者に対しては、できる限りの納税折衝や滞納処分を行っておりますけれども、結果として、時効が完成したものでございます。

また、欠損額が増加している主な理由としましては、交付要求を行い、時効が中断していった4件について、競売事件が終了したことに伴い、欠損した事案によるもので、金額といたしましては、737万7,617円でありましたことが影響していることと推察いたします。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 これも最初の質疑と同じように努力して、極力、不納欠損額を、おさえ

るように努力していただきたいと思います。

続けて行きます。1款市税、都市計画税、都市計画税、ページ数、14ページでございます。

これも同じ質疑の内容でございます。滞納繰越分の不納欠損額が前年度より大幅に増加し、その要因はでございます。お願いいたします。

○丸山隆弘委員長 伊田税務課長。

○伊田成行税務課長 それでは、都市計画税の滞納繰越分の不納欠損額の増加についてでありますけれども、都市計画税の不納欠損額は、前年度と比べ、32万1,161円増加し、総額では104万6,502円であります。

こちらにつきましても、先ほどの固定資産税と同様になりますけれども、地方税法第18条の催告中、時効完成に該当する平成23年度以前の未納分を処理したものであります。

また、こちら滞納者に対しましては、できる限りの納税折衝や滞納処分を行っておりますが、結果として、時効が完成したものでございます。

また、欠損額が増加している主な理由としましては、固定資産税同様、交付要求を行い、時効が中断していました2件について、競売事件が終了したことに伴い、欠損した事案によるもので、金額といたしましては、54万6,783円ありましたことが影響していると推察をします。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 3点同じような質疑をさせていただきましたけれども、先ほど申し上げたように本当に一市民として、ちゃんと納税してる皆さんに対して、市民に対して、こういう不納欠損で処理してしまえばまた楽になるって言うか、そういう方々、それを許しておっては本当に市民の皆様申しわけないと私も思っております。

特に、この不納欠損するいろいろな理由が確

かにありました。ありましたけども、その前に、やっぱりもう数年前から徴収員って言うか、嘱託徴収員をしておるし、平成28年度からは、広域連合にも移管しておるかどうか、わかりませんが、税の収納っていうのは、やっぱりしっかり今後改めて不納欠損を極力おさえていただくように努力して、質疑を終わります。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、通告順に従いまして、3つ質疑をさせていただきます。

歳入の市税、12ページでございます。

1、市税に関しまして、個人、法人ともに前年度に比べまして、減収になっておりますが、その理由を伺います。

2、法人市民税については、当初、予算額では、約6億円と市は見立てておりましたが、収入済額、実際に入った金額なんですけど、こちらは約4億9千万円、差額は約、見立てと実際入ったお金の差額は1億円ということで、少なかったということになります。こちらの1億円少なかったということは、かなりね、深刻な状況ではないかと私は思うんですが、当局の認識を伺います。

3、法人市民税は過去5年間、詳しく言いますと、平成24年度の数字と平成28年度の数字の比較で、約2億円も減少しているんですね。その理由、減った理由を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 伊田税務課長。

○伊田成行税務課長 それでは、質疑に沿って、順次お答えをさせていただきます。

初めに、個人、法人市民税がともに前年に比べ減収となっている理由とのことでありますけれども、個人市民税の減収としましては、いわゆる団塊の世代の高額納税者の退職者がふえたこと等により、伸びなかったと考えられます。

また、法人市民税の減収につきましては、市内大手企業による需要低迷や価格下落など、市場環境の悪化や円高による為替変動等、業績悪化の影響があると考えられます。

本市におきましては、大手企業の業績の増減の影響というものがそのまま税収に反映してきてしまっております。

次に、2番目の当初予算額と収入済額の差が大きかった理由でありますけれども、当初予算額の積算する時期には、各企業の現況を把握することが大変難しく、前年度の状況や歳入見込額調査の回答等で、見込みの値を積算しております。

特に、影響がある市内大手企業の中には、12月ごろの決算で、申告書の提出が2月や3月ごろという企業もありまして、こういった企業の増減につきましては、新年度予算の積算、補正には間に合わないために、当初予算額と当該年度の調定額や収入額と、このように大きく乖離が生じてしまうこともあります。

次に、3番目の平成28年度と平成24年度とで法人市民税が2億円減少している、その理由でありますけれども、平成26年度より、法人市民税法人税割の税率が12.3%から9.7%に引き下げられたことが大きな要因の1つであると考えられます。

その後の減少につきましては、先に申し上げましたとおり、市内大手企業における需要低迷や価格の下落など、市場の環境の悪化や円高による為替変動等、業績悪化の影響があると考えられます。

以上であります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

1、2、3と答えていただきまして、大きく税収が減ったのは、国の法人税の減税が12.3%から9.7%減ったということもあって、また当初の見込みのほうのずれっていうのは、市内の大手企業さんの決算の日付が12月であったりだとか、そういったことでこうリアル

タイムに反映できないからだということもあるんだということもわかりました。

また、市内の企業の活動も為替変動だとか、あとは業績の悪化も、そういったところが直接響いているのではないかという答弁だったと思います。

詳しくそういった形で理解はできたんですが、やはりそういう状況で、なかなかこの新城市内の状況の経済が上回っていないという状況は、基本的にあるのだろうというふうに思った次第です。

最近も、野田総務大臣もアベノミクスが地方に、思った以上に上回っていないというふうな発言もしております、私、非常に心配しております。

国や自民党も、人口がふえていないまちには、地方交付税も減額するというのも議論をしていく必要もあるというふうなこともあって、非常にこの流動的な状況にちょっと心配しているんですが、新城市のそういう状況を見まして、例えば市税だとか、そういった市民法人税が下がっていく中で実質財源が大きくは下がっていったわけですね。

一方で、増額しているのは、地方交付税だとか、あとは新しい家を建てたことによる固定資産税がちょっと上がったというふうなことがあるんですが、やはりある意味この自主財源が減っていく中で、調定額に依存していくっていうふうな割合が大きくなっていくと、非常にちょっと今後の見通し心配だなというふうに思うんですが、そういった平成28年度からの決算から見るこの危機感と言うか、そういったことは、市は考えているかどうか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 伊田税務課長。

○伊田成行税務課長 国の方針といたしましては、この12.3%から9.7%に下げられたときでも、交付税としてのそういった措置はいただいておりますので、その辺しかちょっとお答えはできないんですけども。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 ただいまの浅尾委員の質疑の内容で、大よそは理解できましたので、取り下げます。

○丸山隆弘委員長 菊地勝昭委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入、1款市税の質疑を終了します。

次に、歳入12款分担金及び負担金の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、12款分担金及び負担金、児童福祉費負担金、資料18ページであります。

不納欠損が24万8,200円となっておりますが、今後の対処についてお伺いをします。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 本件につきましては、家庭事情により離婚した御家庭1件分の滞納となっていたところでございます。

この御家庭は、離婚後に母子が市外に転出し、父親のみ市内に住所がございましたので、再三の催促をいたしました。が、不在で連絡がとれない状況でありました。

また、市外に転出した母親にも連絡がとれないまま、5年間の消滅時効が成立したものをやむを得ず不納欠損処理したものでございます。

このような状況を極力避けるべく、他の滞納案件につきましては、一括での支払いが困難な状況にある場合は、児童手当からの天引きによる計画的な支払いに取り組んでいるところでございます。

また、滞納への早期対応として、毎月、口座振替が不能であったものについては、翌月

中旬には確実に園を通じて納付書を手渡し、それでも納付されない場合には、3か月後に再度、未納通知と納付書を園を通じて手渡すよう、取り組んでいるところでございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 児童手当から保育費を控除ってということは可能なんですか。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 あくまで保護者の方、本人の同意があった上で、天引きが可能ということになっております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、12款分担金及び負担金、負担金、民生費負担金、ページ数は18ページでございます。

前年度を調べましたら、9,200万円余の収入があったんですけども、今年度、非常にちょっと減っております。この収入減額が減少した理由は、園児の減少が主な理由なのか、その他ほかに原因があるのかどうか、お願いいたします。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 平成28年度決算において、民生費負担金が平成27年度決算額より減少している原因につきましては、平成28年4月からの子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、本市においても、保育料の軽減対象者が拡大したことによるものでございます。

保育料軽減の対象者は、年収約360万円未満相当の多子世帯であり、第2子を半額、第3子以降を無料としており、500万円ほどの影響額となっております。

なお、入園児童数につきましては、平成27年度末が1,276名、平成28年度末が1,283名となっております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入、12款分担金及び負担金の質疑を終了
します。

次に、歳入、20款諸収入の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 歳入、20款雑入であります。

ページ、52から54に掲載されておりますが、
2節民生費雑入に、不納欠損6万9,800円がご
ざいます。調定額の算出根拠と不納欠損とし
た理由について、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 本件の内訳につ
きましては、放課後児童クラブ利用料が5件、
6万8千円、放課後児童クラブ傷害保険料が
3件、1,800円の計6万9,800円であります。

いずれも、郵便、電話、臨戸訪問による催
促を繰り返してきましたが、不在や市外転出
で連絡がつかないまま、5年間の消滅時効が
成立しましたので、やむを得ず不納欠損処理
したものでございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 市民の方の希望に基づいて
実施されてる放課後児童クラブ等々でありま
すので、この5年の時効成立までに、時効中
断の処置はどのように取られたのか、お伺い
します。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 1回目の催促の
ところで時効中断ということですが、
その後、時効の中断というのが条件的に難し
いということで、このような処理をさせてい
ただいております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 本来、一般企業ですと、債
務者から確認書をいただくということで、民
法上、時効の中断がされます。そして1年、
また次の年にも同様のものしていけば、時効

成立はできないというふうに思うんですが、
やはり5年って言いますと、もう当時の一生
懸命に育てる子供たちが大きくなって。
そういったことを背負っていくというのは、
その子供たちにとってもかわいそうだとい
うことでありますので、やはり5年で中断とい
うのはよくわかりますが、将来の子供たちの
ためにも、親御さんに責任を持っていただく
ような対処を今後ともお願いします、いか
がなものでしょうか。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 委員がおっしゃ
られたとおりだと思いますし、他の市民の方
にも不公平がないように、極力、児童クラブ
を通じて催促をするような形だとか、ただ子
供さんの前で手渡すようなことがないような
配慮はしながら、させていただいております。
これを継続していきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終
わりました。

2番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、20款諸収入、雑
入、雑入でございます。ページ数は60ペー
ジでございます。

もつくる新城維持管理費負担金が計上され
ております。その積算根拠、内容を教えてく
ださい。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 もつくる新城維持管理
費負担金については、もつくる新城の指定管
理者による管理運営に係る基本協定書、第
31条により、営業利益の20%から1千円未
満を切り捨てた額を市に支払うこととなっ
ております。

維持管理費負担金の算出根拠となる営業利
益は、売上高から売上原価を差し引いた売上
総利益から人件費や諸経費等を合計した販売
費及び一般管理費を差し引いて算出したしま
す。

平成28年度の維持管理費負担金の歳入は、

平成27年度の売上により算出したものでありまして、平成27年度に1千万円弱の営業利益がありましたので、その20%であります196万2千円を雑入として受け入れたものがあります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今の答弁の中で総売上から原価を差し引いて、それからまた販売費と一般管理費を差し引いたのが営業利益だということで、1千万円弱の利益があったということで、それに対する20%っていうことで、今回196万2千円という形で計上されておるんですけども、この営業収支報告書とか負担金計算書というのをいただいた中で非常にちょっと不信っていうか、不明なところがあります。

販売費及び一般管理費、売上原価もこれ内容が載ってないんですけども、特にこの販売費の中の一般管理費っていうのが、これ本社経費だという形で、相当の金額が計上されておるんですけども、この積算根拠ですね、本社経費、要するに本社経費とはどのような内容で、どれだけの率で、掛ける分母、そこをどういう形でして、出してきたか。その積算根拠をお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 もつくる新城におきましては、指定管理をしております名鉄レストランと協議を行っておりますが、その中で、一般管理費の内訳等について、お互い人件費、諸経費等、割合を決めまして、それに基づきまして、決算のほうを出していただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 いや、人件費や諸経費、販売経費はいいんですわ。本社経費として1千万円余の数字が計上されておりますよね。それが大きく影響するから営業利益が1千万円

弱になっておるわけですよ。本社経費をなぜそこで計上して差し引いて、1千万円弱の数字から20%を掛けて196万2千円ですって数字を出すんですけども、もしこの一般管理費が、本社経費がなかったら、恐らく倍以上、市に、約400万円弱の市に負担金って言うのか、雑収入が入ってくるんですけども、今、私が聞いているのは、この一般管理費の内容、当然これは承知してなければ、ただ向こうの言いなりの数字で、20%はじいて出して、196万2千円の収入なんて、安易な計算ではないと思いますので、当然1年間の売り上げからいろんなことを分析した結果これだけの数字が出ましたよというのが普通だと思いますけども、そこをしっかりと教えていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 一般管理費につきましては、指定管理の名鉄レストランと市とお互い内容については、お互い連携を取って、協議してるわけなんですけども、例えば一定額に満たない小さな修繕とか消耗品の購入とかにつきましては、一般管理費のほうから支出して、大きな修繕とか改修になりますと、当然、経費もかかってきますので、そうした場合一おきましては、市のほうと相談って言いますか、協議して、どちらが負担するかを決めていくことになっておりますが、この一般管理費につきましては、そういった詳細な修繕料とかについて支払うということで、お互い了解済みであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 いろんな営業主体がありますが、本社経費、また支店が受注した中で、本社経費っていうのは、ある程度もう率で決まってるんですね。今、修繕費だ、細かいいろんなこと言ってますけど、それはもう販売費及び一般管理費の中で処理されていく実益の損失なんですよ。

私が言ったのは、一般管理という最後の項目があると思うんですけども、これをどのような、どこをもとに何割を掛けてこういう答えを出しているのかって、実はこの数字を見ますと1,065万1,887円か、すごく1円単位まで出しているということは、ちゃんと決めがないと出せない数字なんですよ。その都度、その都度、変更するなんて、そんな本社経費なんて取り方は普通ないんです。だから市はそこのところしっかり煮詰めておるはずですし、先ほど連携と言われましたけども、連携を取ってるなら、ちゃんと積算根拠があって当たり前の話なんですよ。

売り上げが落ちれば、掛け率も落ちるかもしれませんし、伸びれば、掛け率もふえるかもしれません。だからそこのところしないと、新都市に入っていく最終的な、これ維持管理負担金として、今回196万2千円っていう数字が出ておるんですけど、この根拠が、要するに営業利益のところをとらえてくる。この営業利益を出すもとになるのが販売費及び一般管理費で、その中で調整されたら、新都市にまともな数字が入ってこなくなる可能性もあるんですよ。だからこのあいまいな一般管理がどのように計算されて、本社と計算されて、数字を根拠として出しているのか。そこを知りたいんですよ。お願いいたします。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 先ほど、連携しているってことで、一般管理費、基準に満たない金額の修繕等につきましては、名鉄レストランも業者に対して、見積もり等を取っております。その見積もりを市に、観光課に見せていただいて、これが妥当かどうかというのも協議しながら、修繕等を行っておりますので、一方的に、勝手に、名鉄レストランで処理するというものではありませんので、そこは小さな金額につきましても見積もり等を見て、妥当かどうかを判断しておりますので、そういうことで御了解いただきたいと思いま

す。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 いろんな小さい修繕費だとか、いろいろ言ってますけど、それはそれで販売費の中に修繕費っていう、当然これ今回はこの諸経費って書いてありますけども、いろんな勘定科目の中で支出するべきものであって、それがその中で修繕費としても当然、科目を挙げております。支出してる。それ以外に大きな一般管理費、本社の要するに取分かっていうやつです。その根拠を教えてください。

意味わかりますか。言ってること。

損益計算書をしっかり見てください。収支、貸借じゃなくて、損益が。それによって最終的に196万2千円っていうのがはじかれてくるんですよ。企業会計やればすぐわかりますので。本社、支店があるやつは大体。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 まことに申しわけないんですが、詳細の資料等を持ち合わせておりませんので、後ほど資料として提供させていただきます。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それで、わかりました。詳細、後ほど資料を、ちゃんと数字を計算した上で、確かな数字で出していきたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入、20款諸収入の質疑を終了します。

次に、歳入、総括の質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、歳入、総括ということで、地方交付税、平成28年度新都市決算審査意見書の一般会計の9ページに過去の

経費も含めてあります。

その中で、地方交付税の段階的縮減の初年度であったわけなんですけども、交付税は前年度比増となっています。その要因と縮減に伴う影響額を伺うということなんですけども、実際、合併特例債の交付税措置が始まっているのか、その辺も含めて、回答のほうお願いします。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 平成28年度の地方交付税決算額は、前年度に比べて、2,415万6千円多い60億5,161万2千円となっております。

本市の場合、委員おっしゃるとおり、平成28年度から普通交付税の合併算定替による算定額の段階的な縮減が始まっておりまして、その初年度であります平成28年度には、合併算定替による算定額が1割縮減されることになっておりますので、それを単純に平成28年度の普通交付税算定結果に当てはめて計算をいたしますと、約7,300万円の縮減がかかっているものと推測をされます。

ところが、実際には地方交付税の額は、前年度に比べてふえておりますので、その要因は何かということではありますが、1つには、市税収入等の減少に伴いまして、基準財政収入額が減少をしたために、その結果として、普通交付税の額がふえたということが挙げられます。

そして、もう1つには、合併によって面積が拡大するなど、市町村の姿が大きく変化していることを踏まえまして、国が合併時点では想定をされていなかった財政需要、例えば旧市町村の役場が支所として住民サービスの維持向上や災害対応等に重要な役割を果たしており、そのために特別な経費を有していること。あるいは面積が広くて、人口密度の低い市町村では、事業実施に当たって、通常よりも多くの経費を要していることなどでありまして、これらの財政需要を平成26年度以降の普通交付税の算定において、徐々に反映す

るようになったということが増額の要因として挙げられます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 確かに、平成24年から平成25年は大きく減ってるんですけども、平成25年から平成26年、平成27年、平成28年とは逆にふえているというような状況が、推移が見れるわけですけども、本来であれば、1割って言うか、初年度ですので、0.1ですので1割、7,300万円の減のはずがそういったいろんな交付税処置の見方、やり方によって変わって言うか、基準が変わったのか、2,400万円ぐらいふえてると。

今、面積って言いましたけど、面積は合併してから変わっていないわけですけど、面積に対するあれが変わったのか。あるいは人口なんかも要因だと思うんですけど、人口もかなり合併当初と比べると、かなり減ってるし、今、前年度比も減っているというような状況の中で、減る要因もあるにもかかわらず、そういった形でふえているから、プラスになったということはわかるんですけども、その中で、全体の交付税の中に占めるみなし算定分ってというのは、把握できるのか。要するに、全体の中でどの程度、要はみなし算定分で、その1割で今7,300万円って言ったので、じゃあ7億3千万円分がみなし算定分なのか、その辺のちょっと回答をお願いします。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 合併に伴ういろんな自治体の姿の変化に応じて、まず普通交付税の場合には、標準団体というものを定めておりまして、人口的には約10万人の自治体を想定しておるんですが、そこの面積の要件も以前は160平方キロメートル、これが標準団体の基準の面積だったんですが、それも全国で合併をしておりますので、その面積が210平方キロメートルということで、そこも拡大をしたということで、標準団体の基準も変わった

もんですから、それに伴って、うちは499.23平方キロメートルありますので、その分も配慮をされたということもあります。

それから、人口減少ということもあるんですけども、今現在、日本全国が人口減少の時代を迎えておりますので、その中で交付税の総額は国のほうで確保されておるものですから、あとは全国の自治体へのこう配分方法をどうやって決めるかということの中でありますので、新城市だけが急に人口減少によって多く減ってしまうということはないのかなと思っております。

それから、あと7,300万円の縮減がかかっている細かな内容につきましては、基準財政需要額、それから収入額も、一つ一つ細かな数字の積み上げなものですから、それが最終的な普通交付税として、これだけ差があるということで積み上げた結果を一つ一つ分析していけば、何に幾らっていうのは出てくるのかもわからないんですが、かなりそれは膨大な作業となりますので、ちょっとそこまでは把握しておりませんので、よろしく願いいたします。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 了解しました。

それでは、縮減が始まっているっていうことは、来年度以降、段階的に5年間でみなし分なくなるっていう形になると思うんですけど、来年以降のことはいいですけども。

合併特例債もかなり、起債残高も合併特例債に切りかわってきておるわけですけども、交付税措置されるっていう形の部分で、そういった部分が算入されてるのか、現にそういう要因、12年たってるわけですけど、初期の特例債等の交付税措置っていうのは、この中にどの程度含まれてるのか、そういうことまでは算定できているのか、国がこの交付税措置しますって言うても、この分が何々の分ですって言うてくれるとは思いますが、その辺のことについては、どういうふう把握

しているのか、お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 今現在、平成28年度末現在でいきますと、新城市の地方債の現在高の約1割は合併特例債の起債の残高になっております。

当然、合併特例債につきましては、交付税算入率70%ということですので、新城市の場合は平成17年度から合併特例債をお借りしております、今までみんなのまちづくり基金や何かの造成のために合併特例債も充てておりますが、それ以外の建設事業にも充てております、総額、今のところ70億円ぐらい合併特例債を借りておるんですけども、それは当然、今年度の元利償還金につきましては、交付税の基準財政需要額のほうに入ってきておりますので、その金額的には、合併特例債、地方交付税の基準財政需要額の中の公債費の中に含まれておるんですけども、平成28年度につきましては、約24億5千万円ぐらい、需要額のほうに含まれております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 平成28年度、24億円程度、需要額のほうに入ってるっていうことで、実際の交付税措置の金額としては、そこには数字は出せないっていうことでよろしいですか。需要額には入ってるけど、そういう算定の中には、実際に交付税の中に幾ら交付税措置の部分として入った金額は、示すことができるのか、その辺はいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 基準財政需要額には、その分、上乘せになりますので、当然それが交付税措置額、交付税がふえてるという理解でよろしいかと思えます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ふえてるのはわかるんですけど、じゃあ実際に交付税措置として、金額が要するに交付税措置された金額として、数

字を示すことはできますかという質疑をしたつもりです。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 元利償還金の額ですので、それは金額としてはわかります。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入、総括の質疑を終了します。

次に、歳出、2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 歳出、2款1項12目でございます。路線バス運行費、本冊の資料では、9ページでございますが、今般は平成28年度主要施策成果報告書18ページからお伺いをしたいと思います。

路線バスが新城地区での中宇利線、作手線の利用者がともに4万人を超えている状況であります。利用者の分析と、これにかわる増便検討は行われたのか、お伺いをします。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 中宇利線につきましては、八名小学校の児童の通学に、作手線につきましては、新城東高校の作手校舎の生徒の通学に利用していただいております。

両路線につきましては、特定の時刻に特定の方が利用する路線でありますので、現在のところ、乗りこぼしありませんので、増便については考えておりません。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、同じく地域自治区費、地域自治区運営事業の本冊96ページ、報告書では23ページでございますが、市民任用の事務所長の出勤状況と市民目線での地域政策の立案をされたということですが、その実績についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 まず、昨年度の市民任用の事務所長さんの出勤状況でございます。お一人が175日、もうお一人様が168日となっております。この日数は、協議会への参加や登庁した日数の累積でありますので、ふだんに相談を受けたりだとか、アドバイスをしたりだとかというような日数は含まれておりません。

次に、地域政策の立案についてですが、数多くありますけれども、例を取って挙げさせていただきます。地域産品に光を当てて、新たな商品開発に取り組んだりしたこと。高齢者のひきこもり対策の1つとして、映画上映に取り組まれたこと。地域通貨を用いて、資源物回収に取り組んだことなどが挙げられます。

言葉であらわすことは簡単でございますけれども、それぞれの事業とも事務所長が多くの調整を重ね、さらに地域の方々の御理解と御協力により、運用することができたというふうな評価をさせていただいているところであります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 大変な御苦勞をされてみえると思いますし、出勤日数っていうのは、本庁って言うのか、事務所へお越しになったのをカウントされると思うんですが、実態を見ておられますと、いろんなところへ出向いておられていただいているということで、まだまだこれからそういった意味では、御活躍を期待するということでもあります。

では、次に参ります。

同じく、地域活性化事業の23ページでございますが、高速バス運行事業の中で、高速バス事業の成果実績が6,545人です。目標値は3万3,750名に対して、2割を切る19.39%の成果分析と国庫支出金以外に本市から持ち出しという言い方、申しわけないんですが、その部分があります。自主財源への

考察をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 まず、御質疑にお答えする前にですね、目標値の設定について、若干ふれさせていただきます。

目標値の設定根拠といたしましては、昨年の6月に議員の皆様へ情報提供をさせていただきました高速バスの採算ラインというものがありませんが、この資料のとおり、国庫支出金に頼らず、市からの持ち出しが全くない状態で、バス事業者の採算が合うのが、1便当たり、乗車人員が24人でございます。

この数値をもとにですね、年間運行をいたしますと、1年間でほぼ4万5,000人となりまして、平成28年度につきましては、御承知のとおり、7月1日から運行を開始しておりますので、9カ月で3万3,750人を目標値としたところでございます。

御質疑の成果分析といたしましては、ことしの1月までは、1便当たりの乗車人員が3人台で推移してございましたけれども、回数券を販売した以降、3月からは、常に6人台を維持し、先月、8月には、7.2人と、徐々に認知されていると分析しております。

また、平成28年度において、一般財源からは、旧車両へのラッピング費用を初めといたしまして、出発式等、高速バスの運行開始に当たるPR活動に係る経費を支出しているところでございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 非常に市民の皆様が注目をされている事業でもありますので、本年度既に上期済んでおりますが、目標に近づくような鋭意努力をされる中で、本市からの持ち出しを極力おさえるという形の中での展開をしていかれることが望ましいのかなというふうに思います。

では、続いて参ります。

地域活性化事業、配食サービス空白地域解

消事業、本冊資料110ページ、そして成果報告書は29ページでございます。

配食サービス空白地域解消での目標日数に対する実績は、55.4%であります。延べ利用者目標に対しては、44.5%をどのように分析をされ、今後の事業への分析結果を反映していくのか、お伺いをします。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉介護課長。

○大橋健二福祉介護課長 実施日数の目標値は、週5日、その月当たり4週、その12カ月で240日と設定しました。

また、延べ利用者数の目標は、1日当たり5人、その240日で1,200人としました。

平成28年度の事業開始に当たりまして、委託先のシルバー人材センターとの調整、それから事業に使用します車両の購入後の事業開始となりまして、事業開始自体は8月29日からのサービス開始となりました。そのために実施日数は年度末までに133日、また同様に、延べ利用者数は534人となりました。

事業開始後につきましては、これまで配食サービスの事業者が配達できなかった方へも、サービスをお断りすることなく、食事をお届けすることができております。

今後につきましては、配達の効率の悪い地域に対しまして、配食サービスの事業者が配達を中止するということがあります。この事業による配達のエリアがふえ、現体制での対応が困難になっていくことが懸念されますが、対象となられる方に支援が行えるよう、事業を継続していく必要があると考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 先ほど御答弁いただきましたように、効率の悪いところから恐らくオーダーがあるだろうというふうに理解をします。

そうした中で、効率の悪いところを本当にカバーできるのかどうかということについては、シルバーさんにも御足労かけるわけでありま

すが、その点について、見通しと言うのか、平成28年度の実績で今いただきましたように、車両の準備であるとか、もろもろで、事業開始が8月、9月に近くなってしまったということで、約半年間の実績で50%ということでもありますので、よろしいと思いますが、この新年度に向けて、100%を目指してやっておみえになる。さらに効率の悪い地域については、さらにさらに改良、改良を重ねておみえになるということでもよろしいのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉介護課長。

○大橋健二福祉介護課長 今後につきましては、やはりいつ、どこへお届けしないといけないか、わからない部分もございますが、場合によってはお届けする曜日の変更でありますとか、あと効率悪く中でも、なるべく効率よく回れるようなルートの変更、そういったことで、現体制で対応できるように考えていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 地域活性化事業の配食サービス空白地域解消事業については、今の山口委員の質疑で理解をしましたので、取り下げます。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

ここで、説明員入れかえのため、暫時休憩をいたします。

再開を10時10分といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

建部財政課長から発言の申し出がありますので、許可をいたします。

○建部圭一財政課長 先ほど、歳入の総括で、

滝川委員から御質疑をいただきました合併特例債の償還費の関係なんですけれども、先ほど私が24億5千万円ほどというふうに申し上げたんですが、これは合併特例債の過去の償還費の累計の額を申し上げてしまいましたので、訂正をさせていただきます。

平成28年度、単年度でいきますと、合併特例債の償還費5億5,300万円でございます。約。そのうち7割分ですので、3億8,700万円ほどが交付税のほうに算入されておるといふことでございますので、よろしくお願いたします。

○丸山隆弘委員長 ただいまの建部財政課長からの発言訂正におきましては、委員長において、許可をいたします。

3番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、歳出、2款1項1目一般管理費の高等教育機関運営支援事業ということで、76ページでお伺いします。

穂の香学園開学から3年経過し、最初の卒業生を輩出したわけなんですけれども、看護学校としての実績と、その評価をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 開学から3年経過し、看護専門学校としての実績と、その評価ということに対しまして、御答弁させていただきます。

平成28年度の卒業生について、御説明します。

看護学科は、25名が卒業し、そのうち国家試験に21名が合格しました。助産学科は8名が卒業し、全員、国家試験に合格しています。

合格率は、看護師は全国平均88.5%に対し、84%でした。助産師は平均93%に対し、100%の合格でした。

開学以来、最初の卒業生という背景から考えますと、学生、先生、スタッフの皆様、大変健闘されたと思っています。これを経験に、今後さらなる向上を期待しています。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 もう少し詳細にお伺いしたいと思います。

25名の方が卒業されたということなんですけど、入学した人数も25名で、そのまま25名、途中でっていう方はいなかったのかっていうことと、25人中21名が合格されて、4名の方が残念ながら不合格、受験しなかったかどうか、わかりませんが、不合格。そういう方のアフターフォローと言うか、合格まで本人任せなのか、学園としても、アフター講座じゃないですけど、そういったフォローアップをしている体制が取られているのか。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 まず、一番最初に25名の方が卒業されたということで、入学ときは30名入学しました。

この3年間の間に4名の方が学校をやめられまして、1名の方が今、休学になっております。

続きまして、先ほど国家試験に不合格であった生徒さんのことなんですけれども、穂の香専門学校では今4名の皆さんのうち病院に看護助手として勤められてる方もみえるんですけれども、穂の香専門学校で、本人の希望であれば、聴講だとか、そういったものができるようなふうにして、サポートをしているということでありまして。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ということは、無料でやられてるのか、何か講座ごとにお金を払ってやられてるのか、わかりませんが、そういった形でちゃんとアフターフォローもされてるっていうことだと思います。

それから、21名の合格者の方ですけども、そのうち市内の医療機関にどの程度、あるいは市外への程度の方が就職されたのか。医療機関に勤められるか、その辺についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 まず卒業された方

が25名ということで、その中で今、看護助手として働かれてる方もみえるんですけども、新城市の病院に就職された方が4名です。あと市外が21名ということになっております。

正確に言うと、21名中17名の方が市外に就職されているということです。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 意外と市内が少なかったっていうことなんですけども、市民病院にも入られてる方みえたようですので、その辺では、地域の人材の育成には貢献してるのかと思います。

市外でも、奥三河はなかなか場所がないかもしれないんですけども、そういうところにも行ってるのか、ちょっとまた市外の内訳はまた後ほどで結構ですので、資料をいただきたいと思います。

それから、市内医療機関に4名っていうことなんですけども、奨学金の利用状況と市内の医療機関に就職されれば、確か奨学金は免除っていうか、返済義務がないというような状況ですけど、その辺の奨学金の利用状況と市内への看護師さんの状況とあわせてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 直接、穂の香学園の運営事業とはちょっと違っているとこの予算になりますけれども、4名の方が奨学金をもらって新城に就職しております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳出の2款1項1目一般管理費、高等教育機関運営支援事業、ページ数は76ページです。

滝川委員とはちょっと趣旨が違います。

地域と学校との交流の成果と、また学生募集支援や環境整備による成果をお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 穂の香学園と地域との交流の成果と学生募集支援、環境整備による効果について、御説明いたします。

10月に開催されました学園祭は、地域の皆様にお越しいただきました。地域と学校の交流を通じ、住民の皆様に、学校について理解を深めてもらうことができました。

学生の募集支援につきましては、ケーブルテレビと広報しんしろによる学校紹介や新入生募集要項を主な公共施設に設置いたしました。

学生募集についてですが、定員60名に対しまして、72名の出願がありました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 私が聞いたかったのは、成果報告書にもあるんですけども、地域と学校の連携による、この成果って言うか、交流、今、言われた中にも交流成果があるかとも思いますけども、この地域の皆さんが成果報告書を見ますと、3回のうち、実績が2回行ったという、この地域の皆さんと学校の教職員なのか、わかりませんが、どういう会議をやったのか、作業をやったのか、要するにその成果ですね。

それから、支援に関する方向でいくと、この委員の皆さんの協力体制では、どういう形で整って、それからこの委員の皆さんは学校とすべてで協議会が17名と、成果報告書にあるわけなんですけども、その17名のうち、学校側が何名で、地域の皆さんが何名出て、合計17名。

内容を見ますと報償費として、一応5万円は出ておりますので、その辺の振り分けの考え方と、もう1点あわせてお願いしたいのが、保険料として、歳出の決算に出ております。27万3,611円ということで、ほとんどそれが支援事業の7割、8割を占めておるんですけども、この保険料とはどういう用途、目的なのかということ、あわせて何点かお願い

いたします。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 まず、学校と地域の交流ということなんですけれども、学校で行われた文化祭へ地域の方にたくさん来ていただきました。

あと、ちょっとこちらのほうで正確には把握してないんですけども、八束穂地区での文化祭だとか、そちらのほうに学生の皆さんが出てるといようなことを聞いております。

2番目の質疑で、運営協議会のメンバーなんですけれども、地元の川路区と八束穂地区の区長さんに出ていただいております。川路区と八束穂地区、それぞれ区長さん、1名ずつ。

そして、新城市代表区長会から1人、舟着地区の代表区長に出ていただいております。

そして、新城市女性人材バンク登録者の方にも出ていただいております。

あと、市内の各種団体ということで、商工会と農業協同組合、あと青年会議所、新城市医師会、あと新城市民病院からも出ていただいております。

そのほかに、市内の各高校ということで、新城東高等学校、新城高等学校、黄柳野高等学校にも出ていただいております。

あと、事務局としまして、新城市の副市長、教育長、また新城市議会のほうからも出ていただきまして、穂の香の専門学校の理事長にも出ていただいております。

17人のうち、5万円という話なんです。この中で報償費の対象となる方が出たのが延べ10日、要するに2回行っておりますので、10日分の5万円ということになります。

以上です。

済みません、保険料につきましては、建物総合損害共済保険料であります。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 報償費の中身はわかりました。

今の保険のほうですけれども、建物関係って、今のもとの大谷大学の全体の建物関係、敷地も含めての保険なのか、一部分、使用している部分なのか、保険の種類とあわせてお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 これは建物全体です。穂の香学園の建物全体に対して、建物総合損害共済保険料をかけております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、続けていきます。2款1項17目地域活性化事業、空き家利活用事業ということで、ページ数は108でございます。

補助金の目的と成果、また支出先をお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 空き家利活用事業における補助金は、新都市空き家改修事業補助金であります。

その目的は、空き家バンクに登録された空き家の有効活用により、本市への定住促進及び地域の活性化を図るため、登録空き家の所有者、または入居者が行う空き家に居住するために必要な改修等に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものであります。

平成28年度につきましては、1件の申請があり、30万円の執行を行いました。

支出先につきましては、新都市野田地内の借家物件で、交付先は借家人であります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ちょっと忘れてしまったんですけど、この補助金の30万円っていうのは、もとの請負金額のパーセントで出したとか、上限でも30万円って定額でしたか。ちょっとその点について教えてください。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 要綱によりますと、

事業費の2分の1。

ただし、限度額30万円という形になっております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 続けて行きますが、2款1項17目ですけれども、配食サービス空白地域解消事業につきましては、山口委員や前段の委員の質疑で内容がわかりましたので、取り下げさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 2款2項2目賦課徴収費、地方税滞納整理事業として、ページ数は116でございます。

徴収額が前年度より増加となっております。移管額に対して、成果報告書を見ますと、徴収率が47.9%という、ちょっと低調だなという感じがいたします。

また、その要因をお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 伊田税務課長。

○伊田成行税務課長 それでは、お答えのほうさせていただきます。

平成23年度以降、高額困難案件は、愛知県東三河地方税滞納整理機構に引き継ぎを行い、滞納整理業務を行ってまいりましたが、平成28年度から、東三河広域連合での徴収業務開始に伴いまして、そのすべてを東三河広域連合に移管し、移管されたものの一部について、広域連合から愛知県東三河地方税滞納整理機構へ引き継ぎを行い、滞納整理事務を行っております。

御質疑の件につきましては、広域連合の発足に伴い、市町村の処理件数が見直され、本市分の移管金額も増加したことから、徴収額も3,614万1,872円の増加となっております。

徴収率についても、広域連合の発足に伴い、処理期間が1年から2年に見直されたことに伴う1年目での処理期間中の徴収率であることなどから、決して低調であるとは考えておりません。

今後も引き続き、東三河広域連合と連携し、

収入未済額の縮減に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 徴収額については、単独1年っていうことで、47.9。これは1年から2年っていう答弁でございましたので、今年度が1年目っていうことで、約5割弱っていうことで、説明を受けました。理解はさせていただくわけですが、2年かけて、恐らく100%近い徴収率になるだろうとは期待しておりますけれども、ただ1点、今、答弁の中で、平成28年度から広域連合に徴収のほうを移管したが、その一部を滞納整理機構に改めて言うか、その一部をまた改めて移管して、引き続きって言うか、一部ってというのは、決算上どういう意味合いで、広域連合が発足して、広域連合が私はやっているものと思ったら、また滞納整理機構の一部を投げたというのが、これ金額でいっても相当の476万円ほどの大きな、これは実費でいくのか、費用弁償的な数字なのか、人件費に当たるものだと思うんですけども、一たん行ったものはまた返しといて、また一たん一部を移管しとるって言う、このやり方って言うか、そのシステムって言うのが、これが正しいやり方なのか、せつかく広域連合ができたならば、広域連合ですべてやるべきかなと、徴収すべきかなと思っておったんですけども、一部を滞納整理機構って、これはどういう意味合いのものなのか、教えてください。

○丸山隆弘委員長 伊田税務課長。

○伊田成行税務課長 使途ということではありませんで、広域連合のほうから愛知県東三河地方税滞納整理機構のほうへ引き継ぎを行っておるということで、戻ってきたものをまた滞納整理機構に出すと、そういう意味合いではございません。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 そしたら、今ここでは答弁

できないけど、広域連合に聞いてくださいということですね、その辺は。

ということで、市としては把握してないということで、広域連合が。

○丸山隆弘委員長 竹下総務部長。

○竹下喜英総務部長 広域連合のほうに滞納の高額困難物件については、委託しておるわけですが、県のほうへ県の方も交えた滞納整理機構、要は県の方も含めて一緒にやるには東三河滞納整理機構でないといけないということでございますので、一部を広域連合から滞納整理機構に移して、県と一緒に滞納整理を行っているというのが現状でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

5番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 歳出、2款1項3目広報広聴費です。市政番組編成事業、80ページになります。

市民の要望や期待を把握した上での番組制作だったのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 市政番組の制作に当たっては、市政番組編成委員会を組織して行っております。

委員会は、市民委員4人と庁内各部から推薦された職員11人で構成しており、毎月1回開催し、次月以降に放送する市政番組の企画編成を行っております。

平成28年度におきましては、地域おこし協力隊の活動を3回、第2期若者議会の活動紹介を3回、コミュニティビジネス立ち上げ事業を3回、新城市オススメお出かけスポットを4回をそれぞれシリーズ化したなど、市民目線を取り入れ、さらに関心を持っていただける番組づくりを行ってまいりました。

市民の要望や期待を把握した上での番組制作だったのかという御質疑でございますが、平成27年度の市政モニターアンケートの「市

政番組に取り上げてほしい内容」で要望の高い項目中「市内で活躍するまちづくり団体や文化・スポーツ団体」17%ありました。「イベント」15.1%「グルメ」が14.1%「市内の観光ポイント」が13.3%ありましたうち、グルメを除いて、すべての項目を番組編成して放送をいたしました。

また、新城独自の取り組みとして、毎週、市内の小中学校の行事を取り上げる「つくしん坊」のコーナーを設けたり、夏休み期間中においては「子どもナビゲーター」を出演させるなど、地域の子供たちが多く画面に登場するような取り組みを行っております。

平成20年4月から始まりました市政番組「いいじゃん新城」も9年目を迎え、今後も地域に密着したケーブルテレビの特例を生かした番組づくりを進め、子供から高齢者の方まで、より多くの方が視聴していただけるよう、浸透度を高めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 これは、視聴率等は取っていないんですね。

○丸山隆弘委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 ティーズの番組制作上、視聴率は取っておりません。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 先ほど市政モニターアンケートで行っている。あと編成委員会を月1回行っているというようなこととお声をお聞きしているというようなお話でしたが、私としては、それ以外の声も聞いて、変えていくべきだとは思っています。

こちらの主要施策成果報告書では「新城市オススメお出かけプラン」とか「市民病院のお仕事紹介」とか、新企画が出されているわけなんですけど、例えばドローンとかアニメーションを使って、幅広い年代に興味を引く見せ方これらの表現というのはされてきたの

でしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 いろいろな興味を見ていただく方に引くためには、視覚的な部分を工夫していくことが必要かと思っておりますので、制作費との関係がございますので、その辺、今後、番組編成委員会あるいはティーズとの会議等ございますので、その中で検討してまいりたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 この見せ方の工夫というのは、非常に大切だと思います。

先ほど言われましたけど、より多くの人に見ていただくということをおっしゃいました。

子供から高齢の方まで見ていただくということなんですが、今の子供たちとか若い人たちってというのは、非常に目が肥えています。

なので、こういう見せ方の工夫の提案というのは、ティーズさんにはなされてこなかったんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 番組の制作については、ティーズのほうが専門家でございますので、こちらが番組制作の意図、あるいは伝えたい項目の内容等の骨の部分はお伝えして、それをこうティーズさんの技術力で肉づけして、番組をつくってまいるというような作り方を今やっておりますので、今、小野田委員御指摘のように、こちらからもどンドン市民目線で番組見ていただけるような工夫を提案してまいりたいというふうに思います。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 先ほど予算のお話もされましたけど、予算あつてのもの、そして市として、市政番組として守らなければいけない最低限のものというのは、あるのは理解できます。

しかし先ほども言いましたように、ここ9年続けてきて、ある意味やり方というのが、いい意味では統一されている。

しかし新しい見せ方というのがなかなか入っていないのではないかと私は思うんですね。

なので、やはり例えば若者議会とか女性議会とか子供たちに直接声を伺って、こういう見せ方をすると、より自分たちが見たくなくなるんだということを提案していただきたいというふうに思います。これは意見です。

○丸山隆弘委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 御意見いただきましたので、その点また踏まえて、対応してまいりたいと思います。

それから、先ほど最初に答弁いたしましたモニターアンケートの要望の率をちょっと答弁し間違えまして、グルメのところを先ほど14.1%と申しましたが、14.2%の誤りでございましたので、訂正させていただきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ただいまの鈴木秘書人事課長からの発言の訂正におきましては、委員長におきまして、許可をいたします。

小野田直美委員の質疑が終わりました。

6番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告順に質疑をさせていただきますと思います。

まず、2款1項1目、一般管理費で、市・市長対外経費になります。ページ数は70ページです。

市政報告・懇談会事業で、平成28年度の懇談会の参加者は452名と書かれております。

この数字は、3年連続で500人を割り込んでおる数字になります。こうした市民の参加がふえない主な理由というのは何か、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 それでは、お答えさせていただきます。

市民との直接対話する機会として、市内10の地域自治体を単位に、地域意見交換会を設定して、地域の皆さんから忌憚のない御意見や御提言を出していただき、市政に反映さ

せるよう努めてまいりました。

参加者がふえない理由につきましては、まず第一には、やはり地域自治体制度が動き出したことによるものが大きいと考えております。身近な地域課題をそこに住む地域住民の方が考える制度であることから、まずは地域自治体へ、またそれをサポートする各自治振興事務所への流れが定着しつつあるのではないかと考えております。

第二には、会の設定日時によることも影響しておるのではないかと考えております。これまで平日の夜の設定でありましたので、今後、例えば休日の昼間の時間帯に設定するなど、ちょっと時間帯の設定についても工夫していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、これまで地域意見交換会の開催に当たっては、各地域協議会に大きく御協力いただいておりますので、今後もより充実した会になるよう、会の運営や開催日時等も含め、各地域協議会と調整を進めるとともに、参加者増に向けて、広報紙、ホームページ等を活用して、周知のほうは努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 大事な市長と市民との直接、意見交換ができるという、大事な機会だということで、10カ所やっていますという御答弁だったと思います。

理由としては、なかなか参加者がふえない理由ってというのは、自治体制度が動き出している効果かなということで。

日時設定もあるということで、今後、昼間の状況も改善して、休日のほうで開催をしていこうというふうなことでお話があったと思います。

やはり目標値では、750名ということで、市としては設定していますので、やはりそれが452人ということは、私はやっぱり少ないんじゃないかなというふうに思っています。

自治区制度も動き出しているということですが、やはりまた市長さんとの直接意見が言えるというのは、また自治区制度とはまた別の大事な機会になっていると思いますので、やはりたくさん人をふやして、直接していくということは大事かと思えます。

工夫のほうでは、今後、休日のほうもやっていただけるということですので、再質疑でこのこと聞こうかなと思いましたが、そういう検討をされているということですので、工夫をどんどんしていただければと思っておりますので、ここでの再質疑はやめていきたいと思えます。

人をふやしていくように頑張っていたきたいと思っております。

次の2款1項1目で、一般管理費で、国際交流事業に行かせていただきます。ページ数は72ページです。

国際交流事業で、世界新城アライアンス会議に高校生、また新城市民を派遣しております。報告会の規模、内容のほうを伺いたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 森アライアンス会議準備室長。

○森 玄成アライアンス会議準備室長 昨年度、カナダ、クラリントン市で開催されました第10回世界新城アライアンス会議では、高校生3名、大学生4名、社会人5名、計、市民の方が12名、行政側としまして、市長初め、職員5名の17名の派遣団を結成し、平成28年9月18日の日曜日から25日、日曜日までの6泊8日間の日程で行ってまいりました。

この報告会は、平成28年11月13日、日曜日の午後2時から4時まで、新城文化会館大会議室におきまして、2部構成で開催いたしました。

報告会では、初めに穂積市長、国際交流協会の本多会長のあいさつの後、続いて、世界新城アライアンス会議の概要説明を行いました。

第1部では、カナダ会議の報告を行い、日程説明、成果報告、参加者により発表などを聞いていただきました。

続く第2部では「世界新城アライアンス会議2018開催に向けて」と題しまして、新城で開催する会議の開催報告、プロジェクトチームの発足の御案内など、来年度開催する世界新城アライアンス会議新城へ弾みをつける内容となりました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

2部構成で、市民17名が派遣されて行った内容のほうも、日程説明だとか、あとはプロジェクトチームの説明をさせていただいた。報告会をさせてもらったということなんですが、報告会に参加した人数っていうのは、大体何人ぐらいだったのか、わかれば伺いたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 森アライアンス会議準備室長。

○森 玄成アライアンス会議準備室長 正確な人数は把握しておりませんが、新城文化会館の大会議室が7割ぐらい埋まったかなということで、人数で言いますと、恐らく五、六十名の方に来ていただいたのではないかとこのように把握しております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。

それでは、次の質疑に参りたいと思えます。

2款1項3目、広報広聴費、市政番組編成事業になります。ページ数は80ページです。

市政番組編成事業2,100万円の予算をかけてまして、市政番組「いいじゃん新城」を放送しておりますが、満足度が前年度比で6%上がっております。

成果報告書には、市民の頑張る姿や子供たちの元気な姿を紹介し、身近な番組として親しまれる番組作成に取り組んだと書いてあります。

財政難が取り立たされる中で、費用対効果があるのか、伺います。

また、あわせて近隣の自治体で同じような事業を行っているところがあるのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 市民への迅速かつ的確な情報提供の方法として、ティーズを通じて、市政番組を放送し、行政との協働体制の構築を図っております。

市政モニターによるアンケート調査の結果、満足度がアップしているということは、多くの市民の皆さんに番組放送自体が支持され、またその放送内容に満足していただけている結果だと考えております。

昨今、さまざまな情報媒体がある中、100%の満足度は現実的には無理であります。年間約50本の番組制作を行って、80%近い方が満足していただけているということは、情報発信側の番組制作に込めた思いが伝わっているあらわれと考えられ、費用に対する効果は上がっているものと考えております。

また、近隣自治体での同事業であります。東三河の各市で取り組んでおりまして、ティーズを通じての市政番組放送は、ティーズ回線が布設されております豊橋市、田原市と本市が行っております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、市政モニターがアップしているということは、満足度が高いということ、効果ありというふうな答弁だったと思います。

こちらのほうは、そういう認識だということ、わかりましたので、次の質疑に入りたいと思います。

2款1項17目、地域活性化事業費、高速バス運行事業、ページ数は108ページです。

2点でございます。

1、平成28年度国庫支出金6千万円を使っ

た高速バス事業は、1日乗車人数は何人だったのか、伺います。

2、湯谷温泉発展会と連携した宿泊プランの利用状況を伺いたしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 私からは、1点目の1日の乗車人員についてお答えをいたしますが、その前に平成28年度におけます国庫支出金の約6,100万円の内訳について、説明をさせていただきます。

平成28年3月定例会のこの予算・決算委員会におきまして、浅尾委員にお答えしましたとおり、新しいバスの新車両台が約3,800万円とバスの事業者への9カ月分の運行委託料、約2,300万円となっております。

御質疑の1日の乗車人員につきましては、毎月、議員の皆様にご覧いただき、便ごとの高速バス利用実績のとおりでありまして、平成28年度におきましては、23.9人でございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 2点目でありまして、高速バス「山の湊号」と湯谷温泉連携事業「ちょっとそこまで湯谷温泉80分の旅」は、湯谷温泉発展会の事業としまして、ことしの2月から取り組まれております。

これは、平日の月曜日から木曜日に、「山の湊号」を利用して、原則4名以上で湯谷温泉の各旅館に宿泊されるお客様を対象に、「山の湊号」のバス停まで、マイクロバス等で無料で送迎のサービスを行っていただいているものであります。

これまでの利用状況につきましては、当初、5月までの限定でありましたが、66名の御利用がありました。

利用者からは、公共交通機関での移動と比べて、早く、快適に湯谷温泉に行くことができ、便利であったという声があり、また各旅館からは、宿泊客が少ない平日に利用いた

いてうれしいという、前向きな反応をいただいております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、少し再質疑をさせていただきたいと思います。

バス事業のほうで、1日乗車率が6人から7人だというようなことでお伺いしました。

また、予算も、新車のバスを買うのに3,800万円、9カ月分の運用費に2,300万円という内訳も答弁があったと思います。

やはりこのように高い税金を高速バスに投入するということですので、やはり1日に6人から7人っていうのは非常に少ないという声をたくさん市民からもらっています。

また、きょうの質疑の中でも、市の持ち出し、または会社の持ち出しがないようにするには、1日1便、24人乗らないとだめだというふうなことで、今も市の持ち出しのほうに800万円またさらにバス会社のほうに渡しているという質疑も、これまでもあったものです。

ですから、やはり利用者をたくさん、24名までに持っていかないといけないというふうに思っております。

こういった市の持ち出しがないように、少なくともそこまで利用率を上げるといふふうにしてもらいたいんですが、その工夫、そういったものは主にしているのか、こういったものを考えているのか、具体的にお聞きしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 これまでも一般質問等でお答えしておりますように、御承知のとおり、ことしの1月からは回数券を導入いたしましたし、7月からは、この決算には直接関係ございませんけども、ことしの7月からはもつくと旧消防署の跡地にパーク・アンド・ライドを併設したバス停を造成しまして、そういった利便性を図っております。

そのほかに、先ほど観光課長からお答えしましたように、この高速バスを利用して、少しでも多くの方に新城に訪れていただくようなイベントについても企画をして、一人でも多くの方に利用していただくような形で進めてまいります。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 企画のほう、回数券とか、あとパーク・アンド・ライドはたくさんふえたり、また宿泊プランの利用でふえているということだと思います。

工夫は、していないとは言いません。していると思いますし、また今後とも、いろんな多様性のある工夫をしていただいて、利用率をね、上げてもらうというふうなことを今後もしていただきたいとは思っています。

では、次の質疑に入りたいと思います。

2款1項17目、地域活性化事業費、若者が活躍できるまち実現事業として、ページ数は110ページです。

2点ございます。

1点目、いきいき健康づくり事業のバブルサッカー教室の利用状況を伺います。

2点目、いーじゃん券を利用したおしゃべりチケット事業の進捗状況を伺います。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 まず、初めに1点目のいきいき健康づくり事業、バブルサッカー教室の利用状況について答弁させていただきます。

バブルサッカー教室につきましては、第1期若者議会メンバーが提案しまして、平成28年度に実施した事業でございます。

事業の実施につきましては、健康課へ予算を再配当し、いきいき健康づくり事業の脂肪燃焼系健康教室としまして、9月6日から11月15日までの第1クールと、12月6日から2月21日までの第2クールの二度の教室を実施いたしました。

それぞれ1クールで6回を1セットといたしまして、合計で12回の教室を予定しておりましたが、第1クールにおきまして、台風の影響により、1回中止となっておりますので、合計で11回の教室を実施しております。

参加者は、第1クールが延べ62人、1回平均12.4人、第2クールが延べ83人、1回平均13.8人となっております。

次に、2点目のいーじゃん券を利用したおしゃべりチケット事業の進捗状況についてお答えいたします。

おしゃべりチケット事業につきましては、バブルサッカー教室と同様に、第1期の若者議会メンバーが提案いたしまして、平成28年度に実施した事業でございます。

事業の実施につきましては、福祉課、現在の福祉介護課へ予算を再配当いたしまして、社会福祉協議会へ委託する方法により、事業を実施いたしました。

参加した若者の「おしゃべり隊員」につきましては7人、参加されました高齢者の方につきましては、3名で、1人が三度、2人の方が二度訪問を受けられております。合計しまして、7回の事業が実施されたこととなります。

いーじゃん券につきましては、高齢者宅を2回訪問した場合に500円券を1枚、3回訪問した隊員に2枚受け取るようになっておまして、2回訪問した隊員が3名、3回訪問した隊員が2名で、合計3,500円分のいーじゃん券をお渡ししております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

それでは、ちょっとお伺いしたいんですが、いきいき健康づくり事業でバブルサッカーのほう、2回に分けて教室を行ったよということであったと思います。

若者がこのまちをよくしていこうという事業の中でこの提案だったと思うんですが、

このバブルサッカーの教室を行うことで、どれぐらいの健康になったかというのがわかったら伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 体力テスト等も行っておりまして、この第1クール、第2クールの最初と最後に体力テストを行ったわけですが、最初と最後の飛躍的にこう体力が伸びたという結果は出ておりませんが、アンケートも同じく実施しておりまして、またやってみたいという方がアンケート26名に対して、24名がまたやりたい。

また、教室全体としましては、体力テスト、また途中に健康教室などをまぜましたので、すべて26名の方がとてもよかったという回答をいただいておりますので、長く続けることによって体力が上がっていくのではないかと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

私自身も、厚生文教委員会に所属してまして、健診とかの受診率がかなり新城市はちょっと低いものですから、やはり健康づくりと言うか、意識を高くするということは大事な事かなと思います。このバブルサッカーの利用した方の年齢層がわかれば教えていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 年齢層につきましてはですが、第1クールは年齢層、10代が15名、20代が18名、30代が9名、40代が3名、50代が2名で、第2クール、第1クール、合計しまして、そういう年代の配分になっております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

結構バブルサッカーって言うと、体力を使うというふうな話も聞いてますので、ちょっとね、高齢者だとか、そういった方にはちょ

っと難しいスポーツかなというふうには思いますが、年齢構成はそういう形だということで教えていただきました。

2番目のいーじゃん券を利用したおしゃべりチケットの事業にお伺いさせてもらいたいんですが、こちらのほうがいーじゃん券を3,500円分発行したよということでありました。

お話を高齢者の方から聞いて、2回訪問した方には500円と、3回した方は2枚ずつというふうな形で運営をされているんだということだと思うんですが、資料請求させていただいて、進捗、実績のところを書いてありますが、訪問先を個人宅から施設等に変更をしたというふうに書いてあります。これはなぜなのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 訪問先につきましては、平成29年度事業から変えておきまして、平成28年度事業途中で変えるということには行っておりません。

これにつきましては、訪問者宅へ、やはり若者が行くときの調整等、難しい部分もありましたので、より多くの方とこう機会をふやす等の点がありまして、施設また地域の集会所等への訪問に本年度は変更して実施しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 より多くの方々に利用してもらいたいということだと思いますが、それは例えば個人宅に高校生が行くことで、プライバシーの問題だとか、個人宅をわかってしまうとか含めても、そういったプライバシーの問題に関しても反映された変更なのかどうか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 委託先の社会福祉協議会の方とも相談しまして、そういう点もあるというのは伺っておりますので、

その点につきましても考慮させていただいたということになります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 この方々の高齢者の方は、結局は計何人利用されたのか、教えていただけますか。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 高齢者の方につきましては、3名の方が利用されております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 3名っていうことで、執行額が42万円っていうことであります。これ費用対効果から見て、本当にいいのかなというふうに思います。こう大丈夫なのかなと言うか、おしゃべりをして、いーじゃん券を参加者にお渡しをするということの事業なんですが、本当にこの参加者が3名で、高校生が7名ということなんですが、やっぱり費用対効果、本当に一部の人たちだけのものになってしまうのかなっていうふうに、すごく心配していますので、本当にみんながこう出し合った税金ですので、やはりもっと皆さんへの周知、参加してもらおうっていうこと、大事になってくると思いますので、そこはしっかりやってもらいたいんですが、認識はいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 社会福祉協議会への委託料が、人も動いていただくということで、その金額になっておりますが、平成29年度におきましては、その点も考慮しまして、参加者の方がより多く参加できるように、地元の集会施設とか社会福祉施設などへの訪問に変えさせていただいております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ぜひ、工夫をもっとよろしくお願いします。

また、この若者議会っていうのは、朝日新聞に記事になっていましたし、非常に内外か

らも注目はされているところなんです、ただ市民から聞かれるのは、こう具体的な事業内容がよくわからないという声をもらっています。

また、ある人からは、「若者議会って名前は知っているけど、何をやっているかわからないよね」という声をよく耳にします。

そういう中で、今、先ほど言ったバブルサッカーの教室をやったりとか、おしゃべりチケットの事業をやっているんだよというふうなことが今わかっているんですが、こうした進捗状況や効果とかアナウンス状況ですね、ホームページを見ても、僕も見たんですが、ちょっとわかりづらくて、今、何やってるのか、ほかにもリノベーション事業もありますし、スペース施設事業、ホームページのブートキャンプの広報に力を入れるという事業まで、150万円であるわけですね。こういった各事業を参加者も含めて「来てください」アナウンスをする。そういうホームページに入れるとか、そういった効果っていうのはやっているのでしょうか、どうか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾委員に申し上げます。

通告に沿ってお願いしたいわけでありませうけれども、発言が通告外にわたっておると思います。もとに戻して、改めて質疑をお願いしたいと思います。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今いーじゃん券、バブルサッカーのほうの利用のほうを聞いてきました。

ただ、市民の方からは、そういった事業をやっているということがなかなかどこでやっているのかとか、そういったことがわからないよねっていう声がありました。

このおしゃべりチケットの事業、どこでやれば行けるとか、またバブルサッカーはどこでやっているとか、そういった進捗状況っていうのは、ホームページなど、アナウンスをしっかりとされているのかどうか、利用

人数も含めて伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 ホームページと、あと若者議会独自のホームページもございまして、そちらでの告知、あと広報紙におきましても、特集等、組みまして、広報をさせていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういった広報は十分だけれども、例えば、いーじゃん券のおしゃべりチケットは3名しか利用者いないけれど、このままで行くという御理解でよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 先ほどもお答えさせていただきましたとおり、そういう点につきましては、やはり改革していかなければいけないということで、若者議会の委員さんも考えておりまして、平成28年度につきましては、個人宅を訪問して3名という結果でございましたが、平成29年度につきましては、訪問先を変えさせていただいております、平成28年度と比べ、現在のところ、対象者がふえております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

ここで、説明員入れかえのため、暫時休憩をいたします。

11時20分まで、休憩といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

7番目の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 質疑をします。

歳出、2款1項1目一般管理費、市政報告

懇談会事業、70ページになりますが、平成28年度主要施策成果報告書の4ページになります。

1点目ですが、平成27年度と比べて、参加者が大幅に減少した要因はということでお聞きしたんですが、これ平成27年度と比べてという書き間違えをしたのかなというふうに思います。目標値に比べてということを書くべきだったというふうに思いますが、先ほど浅尾委員の答弁の中で、地域自治区の問題、これが根づいてきたということが減ったのではないかということだったんですが、逆に地域自治区が進み始めて、市民の皆さんの意識が高まれば、市政報告会の参加者はふえるのではないかというふうに思いますので、そのあたりの要因の分析について、再度お伺いしたいと思います。

2点目ですが、本事業の開催効果をどのようにとらえたのか。

以上、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 まず、1点目の御質疑でございますが、地域自治区が動き出しておるということをお先ほど御答弁させていただいて、それによつての参加者がということをお申し上げました。

やはり地域の課題を身近な地域で解決していくという制度でありますので、まずこれまでの市政報告会でお出される提案あるいは意見につきましては、開催地域にかかわる課題が多かったような傾向がありますので、その点やはりまずは窓口になりやすい地域自治区、自治振興事務所のほうへ話題が行くというのが流れではないかなというふうに考えております。

それから、2点目の事業の開催効果をどのようにとらえたかでございますが、御案内のとおり、市民視点の行政運営を進める上で、市民ニーズや施策、事業に対する評価、意見の把握は欠かすことができませんので、広聴

活動の1つの柱として、地域意見交換会を開催しております。

地域意見交換会は、各地域協議会に御協力いただき、会の運営を行っておりますが、それぞれの地域課題については、地域住民の方が直接、市三役を初め、市の幹部職員に対して、意見や提言を述べていただける機会がございますので、地域意見の補足や、あるいは意見の掘り下げを行うことができ、開催の意義はあったものと考えております。

また、会でいただきましたもろもろの課題につきましても、広報「ほのか」に回答概要を掲載し、広くお知らせするほか、進捗状況も含めた個々の詳細につきましても、市のホームページにアップをいたしまして、出された意見を放置することなくフォローして、課題解決に努めているところでございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 1点目、2点目が関連しますので、合わせて再質疑を行います。

今の御答弁ですと、地域自治区と市政報告懇談会、これは目的が違っているというような御答弁だったと思います。

地域自治区というのは、より身近な課題、地域独特の課題をそれぞれの地域自治区が解決するということであると。

市政報告懇談会につきましては、市の幹部の皆さんも参加して、より新城市政の課題について掘り下げた会になる。それによって市民の視点でのニーズも把握できるということだったと思うんですね。

明らかに地域自治区と市政懇談会というのは別物になってくると思います。目的が違うという認識はされていたということなんです。それであれば逆にですね、市政懇談会に参加者が少なくなってきたというのは、新城市の市政、地域の課題ではなく、もう一歩進んで、新城市の課題について、市民が自治意識を高める中で、参加の意欲を高めるという

ことを求めるべきだったというふうに考えられると思います。それが地域自治区が進むことによって、地域の課題が市政懇談会であえて言わなくてもいいのではないという意識になってしまったというような理解もできたんですが、今回の市民自治、地域自治区が進んでる中での市政懇談会のあり方、これについてもう少し掘り下げた議論があったのか、なかったのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 今後のあり方のような御質疑でございましたが、これまで平成26年度から地域意見交換会という形にして、それぞれ10地区で開催しておるところでございます。

やはり何年か経過してきますと、その事業の持つ意味、あるいは地域、特に地域意見交換会の場合、それに対する地域の方々の考え方等も変化もしてまいりますので、地域意見交換会の持ち方自体も、どのようにしていけばいいかということも、ちょっと一度立ちどまって検討する、あるいはちょっと修正する必要がある、修正していくというようなことは考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 確認になりますが、地域自治区が進展してきた、根づいてくることによって、市政懇談会の参加者が低迷していると、先ほど御答弁をされました。

一方では、市政懇談会の目的は、市の幹部の皆さんが来ることによって、より掘り下げた内容にしてきたということを言われました。

その点について質疑をしました。地域自治区で解決できる問題と市政懇談会で解決できる、あるいは市民が意見を言う場というのは明らかに違って来たという認識を一方では示してるんですね。

明らかに今後、市政懇談会のあり方、地域自治区での解決のあり方、これを明確に分け

て方向を出すべきだというふうに判断するしかないと思いますが、その点について、現時点でどのように地域自治区、市政懇談会のあり方、判断されたのか、されてないのか、お伺いします。今後の問題なのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 地域意見交換会につきましては、まだ今後のあり方について、具体的にどのように変えていこうか、あるいは現状のままでいいのかということ、検討は始めたところでございますので、まだ方向性は出ておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

2款1項1目一般管理費、財産区調査研究事業、74ページになります。

各財産区の方々が、それぞれ議論もして、今後の方向について、最終的な結論を出したということになりますが、それぞれの結論に対して、今後の課題は大きなものが残っていると思いますが、どのように今後の課題を判断されたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 各財産区の方向性につきましては、平成25年度より、各財産区での説明会、会長会議、予算ヒアリング時において、新基準での財産区の運営を協議してきたところであります。

平成28年度の会長会議において、最終的に同意をいただき、平成30年度から新基準による運営を行うところでございます。

新基準での運営におきましては、市の会計処理に基づいた支出を行っていただくこととなりますので、例えば消耗品の購入に当たっては、前もって現金をおろして買うというようなことは今後できなくなりますので、購入後、掛け売り等の可能な店舗等で現金を使用せずに購入していただくということになりま

す。

その点、今までの備品等の購入とは違ってくるので、その点につきましても、会長会議などにおきまして、周知させていただいておりますが、スムーズに会計事務が移行できるように、現在、先行して、東郷財産区、千郷財産区、中宇利財産区を参考にしながら、先行しております会計処理を各財産区と今後、詳細に調整していきながら、支出について、会計処置に基づいて行っていただくということになります。

また、認可地縁団体へ移行する財産区におきましては、受け皿となる地縁団体の登記、また市へ無償譲渡する財産区におきましては、譲り受けを受けることとなります土地の境界の確認など、それぞれ確実に事務を実施していきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 今後、新基準に基づいての対応が変わっていくということです。

これまで同様に境界線とか管理されていくということになるわけなんです、それを含めまして、今度の研究事業の中では、財産区の方たちが議論をさまざまに行ったと思います。

その中では、財産区、将来的にどうなるのかということまでの議論もあったかと思うんですね。

当面は、これまでどおりの運営であったり、無償譲渡であったり、認可地縁団体であったりという判断をしましたが、将来的に従来どおりの財産区の運営を決めたところにおいても、先行きが見えない状況の中で、また新たな調査研究事業が必要になってくるということが考えられます。

それらを含めて、長期的な視点に立って、今後の課題について検討されたのか。各財産区の将来、果たして維持、運営できるのかという、そういう大きな視点での調査研究につ

いての検討を視野に入れた議論だったのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 市がそこにかかわって議論をするということはありませんでしたが、各財産区におきまして、先を見通していただくために、5カ年計画を立てていただいて、5カ年計画に基づく支出等を行っていただくよう、平成30年度からお願いをしているところでございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 各財産区におきましては、5カ年ということの計画をするにしてもですね、正直なところは、皆さん、財産区運営できないのではないだろうか。このままではお金が底をつくのではないかと心配もされていると思うんですね。それを各財産区だけで解決するのは不可能な状況になってきていると考えています。

その点で、この調査研究事業というのはもう一步、行政として踏み込んで、財産区が将来も含めて維持管理ができるという視点での検討というものを各財産区の皆さんに示したのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 調査研究事業におきましては、どのような会計処理をするかという点に重点を置いて行っておりますので、先進地等の会計処理について研究を行ったと。

また、それに伴う各財産区の台帳等の処理をしていただくための臨時の賃金等でございますので、また今後、長期的な見通し等につきましては、予算ヒアリング等において、各財産区と調整しながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

2款1項4目財政管理費、サイセイの話発

行事業、82ページになりますが、市民の市政に対する認識を高める事業になったのかどうか、どのような認識されているのかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 「ザイセイの話」は、本市の財政状況を正確かつ、わかりやすくお伝えするため、イラストや図表を用いたり、あるいは市の予算をイメージしやすいよう、家庭の家計簿に例えて掲載するなど、市民の皆様「まずは読んでみようか」と思えるような工夫を重ねながら、毎年発行してまいりました。

平成28年度におきましては、地方交付税の合併算定替による増額分の段階的縮減が始まったことや地方創生に向けた事業を実施していくための財源確保が必要になることなどを踏まえまして、平成40年度までの財政推計を掲載をいたしまして、今後の財政見通しをお知らせしたところでございます。

現在、地域自治区では、将来に向けた計画的な地域づくりを行うために、地域計画策定への関心が高まっております。

また、若者議会では、歳入確保に向けた政策提案が現在、検討されているというふうに聞いております。

こうした動きを見ておりますと、やはり継続して取り組んできました、このザイセイの話発行事業が、市民の皆様の市の財政に対する認識の高まりにつながる1つのツールになって役立っているものではないかと感じているところでございます。

今後も、市民の皆様の声をお聞きしながら、「ザイセイの話」をより御活用いただけるような冊子にしていくとともに、お出かけ講座などの機会を通じて、多くの方々に市の財政に関心をお持ちいただくことによって、市の行う事業や予算について、ともに考え、よりよい市政運営につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 「ザイセイの話」の発行事業については、非常にいいことだということでは考えていますが、これまでも「ザイセイの話」を発行することに目的が行っているのではないかと。その後どのように活用するのかというところに視点が移ってないのではないかと。そのような疑問をさせていただきましたが、きょうの御答弁も今後利用していただけるのではないかと。そのような御答弁だったんですが、端的に質疑、再度確認させていただきますが、昨年度において「ザイセイの話」がどのように利用され、どのように市民の理解を、認識を高めることができたのかということをも具体的にお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 毎年「ザイセイの話」を全戸配布をさせていただいて、一部の市民の方からは、内容の確認ですとか、もうちょっとわかりやすくここを説明してくれとか、ここはこういうふうに変えたほうがいいんじゃないかというような御意見を時々いただいております。

そういうことも当然、意見として承りまして、参考にさせていただくつもりではあります。もう1点、昨年度につきましては、3月にお出かけ講座というものを初めて行いました。市民の方、約30人ほどなんですけども、参加をしていただきまして「ザイセイの話」全部を1ページ、1ページ、細かく御説明することはちょっと時間的に難しかったわけですが、いわゆる概要を、ページを追いながら丁寧に説明をさせていただいたところ、やはり目で見た分では理解できなかった部分ですね、説明をしてくれてよくわかったというような御意見もいただきましたので、まだまだお出かけ講座、1回だけですので、直接御説明する機会は、それが唯一だったもん

ですから、理解のほうは十分浸透はしてないかもわかりませんが、今後も地道にそういった活動を続けていながら、市民の方の理解を深めてまいりたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 端的に、認識が高まったかということでお伺いしたんですが、認識は高まってないと、なかったというふうに考えています。

それは、先ほどの市政懇談会における答弁にもなるんですが、やはりまだ市民の皆さんが地域の課題、自分の本当に身近なところから市民自治という大きな視点まで動くだけの地域自治区の活動にもなっていないというのが大きな点だと思います。

「ザイセイの話」を本当に必要だという市民をつくるためのあらゆる行動、これを起こしていかないと、自分にとって必要な情報は皆さん見ます。

しかし「ザイセイの話」に書かれてる内容が自分の生活にどのように関係してくるかということがわからなければ、なかなか「ザイセイの話」を開こうとできないということは、既に前々から同じような議論になってると思いますが、そこに踏み込んでなかったのかと思います。

お出かけ講座で1回やられたんですが、お出かけ講座1回、市民からの要望に応えるということだけではなくて、新都市の情報をどのように伝えていくのか。新都市のさまざまな情報、危機的な状況も含めてあると思いますが、生の新都市の状況をどこでどう伝えるかということが一方でない「ザイセイの話」というものは、せっかく努力してつくっても、なかなかわきに置かれてしまうというふうに考えていますが、昨年度においても、その域を出てなかったというふうに思いました。

今後どのように昨年度を分析するかということなんですが、今お話ししましたように、

「ザイセイの話」をどのように活用するのか。市民の皆さんの意識を「ザイセイの話」を見ようという方向にどのように向けるかという検討、庁内への議論、これがあったのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 この「ザイセイの話」の中身につきましては、これまでも一般質問等でほかの議員からも御質問をいただいておりますので、毎年、発行するたびごとに御意見をいただくものですから、その御意見を踏まえまして、財政課の中でも、さまざまな検討をしておるわけですが、私どもとしては、市民の方にとにかくまず手に取って読んでいただくことが先決だというふうに考えておりますので、そのための工夫は毎年毎年、工夫を重ねながらやってるつもりですが、まだまだ実際には多くの方が本当に中身を見ていただいているかということについては、若干疑問に残るところもありますので、それは今後の課題だと思っております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

2款1項7目財産管理費、公共施設マネジメント推進事業、84ページになりますが、1点目、管理計画をどのように市民に広報したのか。

2点目、管理計画に対する市民理解を高めることができたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 まず、1点目の計画をどのように市民に広報したかという御質問でございますが、平成28年度は、計画策定の段階でしたので、平成29年1月23日から2月23日までの1カ月間、新都市公共施設等総合管理計画の案の趣旨と内容につきまして、市民の皆様から広く意見を募集するパブリックコメントを実施いたしました。

また、パブリックコメント終了後の年度末には、策定した計画及びその概要版を市の公

式ホームページに掲載しております。

そのほか、今回の計画策定に先立って作成しました「新城市公共施設白書」には、建築物系の公共施設の現状と課題が示してあるわけですが、平成27年度には、その概要を広報しんしろ「ほのか」で全8回の連載をするとともに、毎年度発行しております「ザイセイの話」にも3ページの紙面を割いてお知らせしております。

さらに、平成28年度から始まりました「新城市お出かけ講座」においても「公共施設の現状とこれから」と題しまして、メニューに加えておりまして、こういったさまざまな方法で市民の皆様への広報に努めてきたということでございます。

次に、2点目の計画に対する市民理解を高めることができたかという御質疑ですが、先ほども申し上げましたように、平成28年度は計画策定の段階であったことや「お出かけ講座」もメニューとして、したんですけども、申し込みがなかったということもありまして、「新城市公共施設等総合管理計画」の内容について、市民の皆様にご直接お話をさせていただく機会は、残念ながらございませんでした。

内容の周知につきましては、広報しんしろ「ほのか」、「ザイセイの話」等の紙面や市の公式ホームページへの掲載のみとなっておりますので、これをもって広く市民の皆様の理解が得られたというふうには考えておりません。

このため、今後は本計画の中にも記載をしてありますけれども、公共施設は市民の皆様にとって身近な行政サービスを受ける場でありまして、まちづくりの拠点として重要なものであることから、市民の皆様にも今後、十分御理解をいただきながら、合意形成に努めて、計画を進めていくということが何より重要だというふうに認識しております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 公共施設白書が既に出され

ていて、それからの次の段階だということで、さまざまな広報をもしたという御答弁をお聞きしました。

しかし、最後の御答弁でもありましたように、市民自身がこの公共施設の今後の管理運営について考えていただくことが大事だという割には伝えればいい、情報を出せばいいのか、出せばいいのではないかとということにも聞き取れるような御答弁だったと思います。

情報はあっても、それをどのように市民に届けるのか。市民がそれを自分の情報としてとらえていくのかということが大事だと思いますし、公共施設の今後を考えますと、市民の理解、市民の協力がなければ、もう何ともならん状況に新城市はなってくるというのは、はっきりしています。

その点で公共施設の管理計画につきましても、策定段階で、どのように市民に公開し、どのように市民の理解を得ようという、そういう議論があって、進んでいくべきだったというふうに思いますが、並行して市民への周知の方法、市民への協力の方法、より早く市民の皆さんに協力を仰ぐという視点での議論というのは、あったのか、なかったのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 今回の公共施設等総合管理計画の策定の前段階の公共施設白書につきましては、先ほども申し上げましたように、全8回にわたりまして、広報の紙面でPRをさせていただきまして、それも踏まえて、昨年度、一昨年度、2カ年をかけまして、公共施設の総合管理計画を公募の市民の方を交えまして、いろんな議論をさせていただいたんですけれども、市民周知が十分こう浸透したかということについては、何とも言えないところはありますけれども、昨年度の計画策定に向けた市民を交えた検討委員会の中では、かなり市民の皆さんの御意見をお聞きすると、これは行政任せではだめだと。我々市民もち

ちゃんと自覚を持って、責任を持って対応していく必要があるということをおっしゃっておりまして、市民の皆さんに対しても、ある意味もうちょっと危機感をあおるようなことを行政として言ってもいいんじゃないかというようなアドバイスもいただいたところであります。

今までのことを申し上げますと、まだ十分な市民理解が進んでるとは、私どもも思っておりませんので、今後のこの推進につきましては、ちょっと決算とは外れるかもわかりませんが、本年5月に第2次の新都市財政健全化推進本部を設けまして、その中に公共施設の管理適正化部会というのを設けておりますので、その部会の中で市民理解の進め方、あるいは職員も一丸となって取り組んでいく必要がありますので、職員の共通理解の推進と、そういったことも含めまして、この計画の推進について、その部会の中でしっかり検討をしまいたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 さまざまこれから昨年度の教訓を実践に生かしていくという御答弁でしたが、広報「ほのか」でも全8回掲載したとか、それは事実ではありますが、それをしたからといって市民が理解したっていうには当然なっておりませんので、より身近なところで、御答弁の中にも危機感をもちあおたらどうかという市民の方がおられたということですが、やはりいい意味で危機感をあおって、もうあきらめるじゃなくて、危機感をあおって、じゃあどうに解決しようという意識づけに持っていくような形にすればいいのかなというふうに思います。

この点は、今後に最大限の努力をお願いするというので、次の質疑に移ります。

2款1項9目ですが、企画費、ふるさと納税推進事業、88ページになります。

首都圏でのプロモーション活動を行ったという御努力はしておりますが、具体的な成果

はどうだったのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 ふるさと納税推進事業の事業費は、本市にふるさと寄附をされた方への返礼品にかかわるものと専用サイト運営費等です。

首都圏でのプロモーション活動は、別事業の予算で実施しております。

必ずしも、すべてがプロモーション活動の影響によるものではありませんが、プロモーション活動後の11月4日から3月31日までの間に、97件のふるさと納税の申し込みをいただきました。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 ふるさと納税というのは、非常に効果が高いものだという認識は、各自治体もされていると思います。

今、首都圏プロモーション活動は別予算だということ御答弁いただいたんですが、その後97件の成果があったということだったんですが、この97件というのは、プロモーション活動の成果という判断でよかったですでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 東京でのシティプロモーションの活動の影響により、ふるさと納税を納めていただいたということの把握ができないものですから、97件に関しましては、直接影響があるというふうには考えておりません。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 ふるさと納税をどのように進めていくかということで、プロモーション活動をやったりとか返礼品の内容を精査したりとか、さまざまな努力もしてると思いますが、市民に対して、返礼品についても、どうかかわってもらうかという取り組みもあわせて進めているかと思いますが、具体的に昨年度、ふるさと納税推進事業に関して、市民への理解、市民への協力っていうのは、どの程

度進んだというふうに考えたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 今現在、若者議会で、ふるさと納税に関する今後、市に提案していただく内容を検討していただいております。

そうしたことから若者たちが去年の段階から、新城のふるさと納税に関して、ちょっといろいろとかかわりを持ちたいというような思いを持っていただいて、検討していただいております。

市民全員って言うと、そうではないと思うんですけど、ちょっと先ほどのシティプロモーションの話なんですけども、すべてがすべてっていう話をしたんですけども、向こうでふるさと納税のパンフレットだとか、いろんなものを配って新城の特産物もPRしましたので、必ずしも影響してるかどうかかわからないってことで御理解いただきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 若者議会と市民への幾らか理解が広がり始めたという認識でおりますが、やはり率直に言いまして、他市のサイトを見てみますと、どうしても新城市の返礼品は見劣りする。もう少し返礼品偏重ではいけません、返礼品の魅力、あるいは新城の魅力というものをもっと取り込んでいかないと、発信していかないと、ふるさと納税というものどこかでとまってしまうのかなというような判断もしているわけなんです、その点についての認識、どのような議論をされたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 平成28年度の若者議会の中のグループの検討の中で、今、白井委員がおっしゃられたみたいに、ふるさとチョイスだとか、そういったふるさと納税を紹介するやつの中で、探しにくいだとか、ほか

と比べると商品が少ないだとか、そういった意見をいただきました。

そうした中で、若者たちが新しい返礼品を考えてみたらどうだとか、そういったことも言っていていただいておりますので、市民の人っていうのもそう、外から見て、やはりどうしてもふるさと納税サイトのほうに皆さん行ってしまうので、そちらの、これは決算ではなくて、今後の話になってしまうんで、いけないんですけども、そういった戦略を考えておりますので、よろしく願いいたします。

○丸山隆弘委員長 この際、再開を13時とし、委員会を休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

質疑者、答弁者とも、決算審査の指示に沿って、簡潔明瞭にお願いします。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 質疑します。

2款1項9目企画費、自治基本条例運営事業、88ページになります。

1点目ですが、市民まちづくり集会っていうのが第4回だったですか、終わりましたが、目的は達成されたのか。

2点目です。中学生議会、女性議会、これも続けられているわけですが、事前に質問内容っていうのを学校側、あるいは行政側との調整を行っています。

その上で、多くの労力を使いながら本番を迎えるという方式を取っていますが、議会の場がパフォーマンスになっていなかったのかどうかをお伺いします。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 それでは、まず1点目の市民まちづくり集会の目的は達成されたかという点について、答弁させてい

たきます。

市民まちづくり集会につきましては、市民からなる実行委員会を組織しまして、平成25年度より開催しております。

平成28年度からは、実行委員会へ議会からも各常任委員会から1名の方が参加をいただきまして、市民、議会、行政がまちづくり集会の計画の段階から力を合わせて取り組むことができたと感じております。

市民まちづくり集会は、市民、議会、行政がともに力を合わせ、よりよい地域を創造していくことを目的として、意見交換を行ったり、情報や意識の共有を図るために開催するものでありまして、幅広く、さまざまな市民の方に御参加をいただける集会でございます。

日ごろ、自分以外の他の市民の方がどのような考えを持たれているのか、知るすべもなく、また話す機会もない方など、実行委員会におきまして、考えていただいたテーマに基づき、さまざまな意見などを出し合いまして、参加者それぞれが他の参加者の意見や思いなどを取り取っていただくことにより、目的であります意見交換や情報、意識の共有が図られたものと考えております。

次に、2点目の中学生議会、女性議会は事前調整の上、本番を迎える方式だが、議会がパフォーマンスの場となっていないかという点について答弁させていただきます。

中学生議会につきましては、各中学校の担当教諭の方と事前に打ち合わせを行い、当日の質問等を検討していただくととここでございます。

女性議会につきましては、参加される女性議員の方に、事前に市に対する質問等を伺いまして、質問の精度を高めるために、関係する担当課との事前調整を行っております。

中学生議会、女性議会、それぞれ事前の打ち合わせを行っているわけですが、この過程は、意見や考えを深めていく上では、大変重要なことだと考えております。

また、議場をお借りしてのそれぞれの議会は、日ごろ一般の市民の方が立ち入ることのない場所での会議でありますので、参加者の方からは、大変緊張したとのお話も伺いますが、このように議場をお借りして行うことによりまして、参加者の方はもとより、真剣に取り組むとともに、責任も感じながらの答弁をしていただいていると考えております。

また、公の場で多くの方にそれぞれの方が市側の意見、考えを聞いていただくことで、中学生や女性の思いなどを感じ、受けとめていただき、応援や協力などにつながっていただくと感じております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 まず、1点目です。市民まちづくり集会の件ですが、昨年議会が参加をさせてもらうことになりました。

また、昨年度につきましては、私自身も参加をしまして、市民まちづくり集会のあり方というものを実行委員会の皆さんの議論とともに振り返ることができました。

その中で市民まちづくり集会の目的というのがあいまいではなかったのかという気がしてきていました。

目的というのは、やはり行政、市民、議会、これが一堂に会して、新都市の課題について話し合い、共有すると。情報共有とこれからのあり方についても共有するという大きな目的があるわけなんですけど、どうも共有という点で、言いつ放しになってしまうという感覚を持っています。何かを共通なものをつくり、まちづくり集会が終わってから行動にそれぞれが移れるような形にするべきかなというのを実感しました。

先ほどの答弁ですと、集会の目的というのは達成されているというような内容かと思いますが、目的である意識の共有というのは、どういうものなのか。集会によって行動が起これないということで、本当に貴重な時間、

実行委員会の方たちの時間まで入れれば、相当な時間が使われていますが、目的に見合った成果が得られていなかったのではないかと、このように考えているのですが、その点については、どのように御判断されていたでしょうか。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 目的は、委員おっしゃるとおり、意識の共有や情報共有、意見交換などでありますので、その場においては、それぞれが感じるものを持って帰っていただいたと思っております。

なお、本年度におきましては、そこを一歩深めて考えていきたいという意見も実行委員会のほうで出ておりますので、例えばメッセージ的なものが出せるのではないかと、そういうようなことも検討は、平成29年度においては行っておるとい状況であります。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 2点目を再質疑しますが、中学生議会、女性議会、事前の調整は精度を高めると、より質問の内容を高めるという理解をしました。

しかし、わざわざ議会の場ということで、それを一般質問する、自分の考えを披露するというより、例えば中学生議会という形で、もっと自由な形で率直な声を行政が受けとめる。女性議会も同じように、女性の人たちが時間に縛られず、ある一定時間、それぞれの思いを受けとめ、市の幹部とともに、政策をつくり上げる。次の政策にどう生かすのかという視点で行ったほうがより効果が上がるのではないかと、このような判断もしていますが、議会の場を使うという、ここが目的になってはいないのかという気もしています。

その点から、より有効な、この中学生議会にしても、女性議会にしても、目的は中学生の声、女性の声を新城市政にどう反映させていくのかということだと思ふんですね。

ですから、運営の仕方、議会の場を使うということが目的ではなくて、しっかり市民の

声を聞こうという場を明確にしたほうが、より効果が上がったのではないのかというふうに考えますが、その点については何か御検討されたのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 確かに、女性、また中学生の意見が反映される。それは本当大切なことだと感じております。

その中で、女性議会の委員さん、また中学生におきましても、特に中学生は学校の先生もそうでございますが、時間の制約というところもありますので、その中でできるだけ精度を高めたい。そういう思いから、こう事前の調整等も行っているところであります。

また、議場をお借りするという点につきましては、やはりこう多くの方の目に触れる。

また、質問に立たれる方につきましても、緊張感を持っていただくという経験からも、大変有意義なことであると感じております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 有意義なことだとは考えています。

ただ、費用対効果、かなり多くの労力を使うということから考えていきますと、その目的を明確にすれば、あえて議会の場でやらなくても、市民の声をしっかりつかむということであれば、時間制限なしで、それぞれの声をしっかり市の幹部が聞くということのほうが効果が上がるのではないのかなというふうに判断をしています。

その点について、費用対効果という点から見たときに、どうなのか。こういった検討はされたのか。これまでの従来のやり方は、やり方で、これからも進めるべきだというふうに判断したのか。その運用方法については、今後について検討をしたのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 現在のところ、他の方法等は検討してはいないわけでご

ざいますが、確かに直接、制度を深めながらも直接こう皆さんの意見を反映していくということは、本当大切なことでありますので、逆に女性の方の各課との調整を取るにも、1カ月の中に1日しか予定が取れない方等もございます。

そういう点もありますので、なるべくこう多くの方に、こう女性議会、中学生議会を経験していただく、いろんな方面からということを考えますと、やはりこの時間の制約、出られる方の時間を割いていただくわけですので、その点も考慮しまして、もうしばらく今の方法で行っていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

2款1項9目企画費、地域おこし協力隊運営事業について、お伺いします。90ページになります。

協力隊を受け入れ、3年が過ぎて、協力隊員も卒業するという事になったわけですが、昨年度に卒業した方たちの受け入れ目的は達成できたのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 この事業は、関係課が実施する地域おこし協力隊運営事業の総合的な調整を行うものであります。

平成28年度は、5名の隊員が市内で活動しました。うち4名が地域おこし協力隊としての活動を終えました。4名について、簡単に説明します。

1名は、イベント企画と情報発信をし、都市部から年間3,000人を超える参加者を呼び込み、市外からの誘客などを行いました。活動終了後も引き続き市内で活動を継続しております。

1名は、「奇跡のヒマワリプロジェクト」を展開し、市内外に地域のPRを行いました。

ほかにも、作手地区の情報誌を発行し、地域づくり活動の促進に努めました。活動終了後は、出身地の都市部に戻りました。

1名は、都市部と中山間地域のスポーツを通じた交流事業を行い、年間2,000名を超える参加者の誘客等を行いました。活動終了後も市内に定住し、一般社団法人ダモンデを立ち上げ、継続的な活動を行っております。

1名は、再生可能エネルギーの木質バイオマスの熱利用に関する活動を行いました。活動終了後は出身地の京都府に戻り、環境にかかわるNPO法人で活動する傍ら、引き続き新城市まち生産協議会に参加、協力していただいております。

地域おこし協力隊の目的である「地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る。一連の活動を通じて、地域力の維持・強化を図っていく」取り組みは、達成したものと考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 達成されたという御答弁ですが、具体的な成果もお聞きしますと、新城市に何が成果として残ったのかという思いがしてきます。

2人は、この地域にはもう定住してないわけですね。その方たちがこの3年間で進められた事業というのは、新城市の政策に生かされてない、継続されていないというふうに考えています。

そうしますと、単純に目的を達成したというふうに言えない状況があったのではないかと思います。

地域おこし協力隊は、みずから志願して来るわけですから、本人の責任は非常に重いと思いますが、それを受け入れる行政の責任も当然問われてくると考えていますが、2名が定住できなかったという点で、達成されたと言うのではなく、問題点を残した。課題を今後に残したというふうにも考えられますが、その点について達成した。しかし問題点も残ったということではあると思うんですが、どういう課題を残したのか。今後受け入れるということに対して、どのような行政責任を果

たすべきだったのかという点については、分析はされたんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 地域おこし協力隊の事業は、地域おこしと定住をねらいとした事業であります。

今5名の話を見せていただいたんですけども、実は、その前に一番最初のメンバーで、既に市に定住して、市役所の職員になった人間もおります。

そうした全体の数を見ますと、今5人の、一番最初の5人の隊員のうち、3人が新城に定住しております。残りの2名が帰ったりしたわけなんですけども、1人はまだ新城市にかかわっていただいております。

そういったことで、今、全国平均を見ますと、地域おこし協力隊の約47%が活動した市に定住してるっていうふうになっています。

12%が活動した市の横の市に定住してるっていうことで、約60%ということになってるんですけども、新城市の地域おこし協力隊においては、60%が新城市に定住しております。

まだこれは担当課とも話をしてないんですけども、地域おこし協力隊のこの5名の状況を見てみますと、やはり新城の近くに実家があるだとか、新城の近くにおじいさんのお家があるだとか、新城に住んでいただとか、そういった人、3名が残っております。

残りの2名は、もともと新城にかかわりはなかったっていう方なんですけども、これって何かって言うと、新城市の人口ビジョンの人口のとらえ方と全く一緒で、新城にかかわったことがある人が、やはり新城のこういった愛着を持って魅力を感じて新城にとどまってくれたっていうふうに思っています。これは担当課とも話を、今後のまた面接とかもありますので、担当課とも話をしていかなければいけないと思うんですけども、そういったこともあるっていうことをちょっと前提

に言わせていただいて、先ほどの白井委員の回答なんですけれども、2人が残らなかったっていうことで、やはり地域おこしと定住っていう、2つのことを考えた場合に、地域おこしが隊員の活動が終わったらすぐに収入につながるかって言うと、なかなか難しいと思います。

逆に、そういったことから定住のほうに一生懸命になってしまうと、地域おこしがなかなかできなくなってしまう。

また、一方、地域おこしに一生懸命になっちゃうと、活動が終わってからの新城に定住するためのいろんなめどが立たない。そういったものが課題として、担当課のほうでも感じております。

そういったことから1つ言えることは、隊員の活動の中でも、やはり自由に、隊員がやることに対して、年間400万円のうち、16万6千円、毎月払ってるんですけども、その中から金を捻出するのではなくて、何らかの形で支援ができるっていうのも1つの課題かなというふうに思っております。

それがその2人につながるわけではないんですけども、定住しなかった2人に関しては、今回、新城市にかかわっていただいたということと、これからも「ヒマワリプロジェクト」の関係で作手にかかわるっていうことと、うちの森林課のほうにかかわります。何らかのかかわりは持っていただきますので、今後また定住していただける可能性はあるというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 地域おこし協力隊で難しいのは、今、御答弁の中にありましたけど、収入っていうもの、この3年間でどのようにそれぞれの隊員が確保するのかということだというふうに考えています。

この収入につなげるかどうかっていうのは、本人の努力とともに、行政の進む方向、これが一致していかないと、政策、本人の収入に

は結びつかないというふうには考えていますので、本人の努力とともに、行政が本人の努力、これと政策をどうに一致させるのか。このところを明確にしていかないと個々ばらばらに動いていても、収入にわずか3年でつながることは難しいだろうというふうには思っていますので、今の御答弁の中で、職員の自由な活動とともに、行政も連携取っていくというような方向での議論を期待するというので、これは次の質疑に移りたいと思います。

2款1項12目路線バス運行費、バス運行事業ということになりますが、92ページになります。

1点目ですが、地域の協力支援は広がっていたのかということですが、最初にSバスが走り始めたころは、地域の皆さんが非常に期待をして、自分たちも協力しよう。できるだけみんな乗ろうよというような話もあったと思います。その流れというのは昨年度、広がっていたのかどうか、お伺いします。

2点目ですが、市民から空気を運んでいるとの心配の声が挙がっていますが、どのように乗車率を上げるのかというのは、具体的に検討していたのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 1点目の地域の協力支援につきましては、現在、市内には鳳来地区の布里田峯線・塩瀬線を守り育てる会と秋葉七滝線を守り育てる会があります。地域の方々にとって利用しやすいSバスを目指しまして、さまざまな御意見をいただいております。

平成28年度には、西部線の沿線におきまして、地元区長さんを初め、地域住民の方々と意見交換を通じまして、路線ルートからダイヤの変更を図ったところがございます。

今後も、引き続きこうした取り組みを通じまして、地域と協働した路線の見直しを進めてまいりたいと考えております。

それから、2点目の対策につきましては、Sバスは路線によって異なりますが、ほとんどの路線で1日当たり4便から5便、住民の通院、通学、買い物などの市民の足として運行をしており、朝夕の便は、主に児童生徒の通学のために、昼前後の便については、通院ですとか買い物などに利用していただいております。

昨年度末に新都市地域公共交通網形成計画の策定時に、乗降データの分析やアンケート調査を通じまして、利用実態や課題が見えてまいりましたので、今後は地域自治体単位で情報共有をしながら、地域と協働して、利用しやすい路線とすることで、利用者増につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 1点目ですが、地域には支える会もあり、地域の住民の方たちと協力関係をつくってきているという理解をしました。

しかし、まだまだ多くの住民にとってみると、足となってるバスがどこを走ってるのか、よう理解してないと。そういう認識です。まだ自分が大丈夫だというふうに思ってる方たちにとっては、今の路線バス、Sバスというのは、縁遠い存在になっていますが、それらの方たちの知恵も、現実には乗る機会が少ないという方たちも含めて、議論の輪を広げていくということが必要かと思いますが、地域自治体単位でこれから進めていくことになると思いますが、そういった視点、将来10年、20年後には運転が危ういというような方たちも含めて、幅広い議論が必要だというふうには考えるわけですが、そのような議論の方向は示されたのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 今、委員御指摘のとおり、布里田峯線・塩瀬線を守り育てる会については、平成20年度から、秋葉七滝線については平成24年度にこういった守り育てる会が

発足しております。

同じくして、新城地区におきましては、平成20年度に西部線を守り育てる会が発足したんですが、残念ながら平成23年度をもって、3年間で休眠状態と言いますか、その団体が活動を停止してしまったということがございます。

それから、作手地区におきましても、平成20年度につくであしがる線を守り育てる会というものが発足したんですけれども、これにつきましても平成24年度を最後に、5年間の活動で終わってしまったということがございます。

委員御指摘のとおり、なぜそういった守り育てる会ってというのがあったにもかかわらず、終わってしまったかと申しますと、やはり行政と利用者とのキャッチボールがなされてなかったというようなことがありますので、そういった反省を踏まえまして、先ほどから申しますように、昨年度末策定をいたしました交通網形成計画の中で、今後、地域に入って議論をしていきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります

2款1項16目地域自治区費、地域自治区運営事業、96ページになります。

1点目ですが、地域自治区が始まりまして、当初から出てる声ですが、区長の兼務では大変だと。多少は区長から地域の方たちの委員への移行というのは進んでるかと思いますが、まだまだ区長という、区長に対する比重が多いのかなというふうに思いますが、区長の理解を得る努力、対策を行ってきたのかどうか、お伺いします。

2点目ですが、自治振興事務所長市民任用の成果ということですが、先ほど御答弁もありました。

それを受けまして、口では言えないけど、さまざまな成果があったということだったん

ですが、所長任用によって成果が見えていないという現状、これをどのように区民の皆さんに伝えるかということがこれから重要になってくるとは思いますが、やっている、やっているということより、やはり自治振興事務所長が地域で具体的に何を動いているのかということが住民から見えてくるような活動、成果として見えてくるような活動がないとですね、所長ってというのは何やってんだと。それだけの費用を使って本当に必要なのか。ボランティアでもやってもらっても当面は地域自治区の中で人材をつくりながら、将来的に所長ということにしたほうが返っていいのではないかというような声も出てくるのではないかと思います。実際に事務所長の地域での認識、どのような存在として認識されてきたのか、どのような判断をされているのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 1問目についてです。

委員が御指摘の地域協議会における委員構成のあり方についてですが、それぞれの地域協議会で運営要綱により、取り決めがなされておきまして、運用されているところでございます。

委員については、制度施行当初から固定化されているわけでは決してありません。

ただ、総じて区長さんの構成比率は下がっている状況となっております。

具体的には、制度施行当初において地域協議会委員のうちの区長さんの構成比率は53%、それが今年度は42%という形になっております。

ちなみに、先ほど制度施行当初が53%というお話をしましたが、平成26年が53%、平成27年度が49%、平成28年度は47%、今年度が42%という形です。

今年度、大きく委員構成が変わったところとして、鳳来東部の地域協議会が挙げられま

す。昨年度までは区長さん委員が18名、区長さん以外の委員が9名という総勢27名の構成でした。今年度は区長さん委員が4名、区長さん以外の委員が15名と、総勢19名となりました。構成も総数も大きく変わったというわけですが、ここにたどり着くまでにはかなりの議論を重ねているところでございます。

自分たちで地域の事情も勘案した上で、さらに区長さんが協議会から外れた場合の情報の伝達の仕方、流すほうも受け取るほうもそうです。さまざまな点を調整して、やっとな運用という目を見たところです。この点は地域が主体的に考え、調整しなければ、その後の運用がスムーズには行かないものというふうに考えているところではあります。

2点目の自治振興事務所長の関係です。

地域での認識はどうかという点についてお答えをすればよろしいですか。

所長さんの仕事と言え、一般的に晩に協議会があります。そちらの出席という形は、それは基本的にマストという形になっておりますが、地域の方の声を吸い上げる、先ほどの御答弁でもさせていただきましても、地域の方の意見をいかにこう吸い上げていくのか。地域の方とコミュニケーションを取っていくのか。そこが大事な部分であると思っております。

そうした意味で、多くの方に認識をされていないとは言いながらも、いろんなところに参加をされている姿、いろんな、こういうふうな状況だったよという報告は、私は受けております。ちょっとそこの認識の違いはございますけれども、そうした出向いた現場において、地域からこういう声が挙がっている。そうした報告を受けているということは、地域での認識という部分では、ちゃんとされているものというふうに思っております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 2点目ですが、地域の認識というのは、一定あるというお答えなんです

が、実際の成果という点から考えてみたときに、これは比べようがない部分があります。自治振興事務所長がおらなかったらどうなったのか、おったからこうなったのかという、比べにくい問題ではあります。傍から見ていきますと、自治のあり方も今これから変わっていく途上にありますので、もうあえて事務所長はいなくても、各それぞれの地域自治区が地域のことを考えることによって、十分できたことではなかったか、これまでの経過は十分に現状と変わらない状態になったのではないかというふうに思います。

所長の具体的なものが見えないから、なかなか判断が難しいんですが、事務所長の報告も受けたことがありませんし、どういうことが行われてるか、はっきり言ったらよくわからないという状況、これは事務所長の責任としても、やはりみずからどのような成果を上げたのかということをも市民あるいは議会に語っていただくという場が必要ではなかったのかというふうには考えますが、そういうような方向は、検討されたことはあったんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 そうしたお話が必要であれば、また私たちが定期的にそのようなお話をさせていただきますけれども、当然そこら辺が心配になり、地域の状況が把握をしたいという形で、毎回、協議会に足を運んでくださっている議員の方もおみえになります。その方はちゃんと認識を、所長の成果を認識をされているというふうに思っておりますが、功績という部分は、やはり目に見えない部分のほうが多いのではないかなと。

なぜならば、地域の声の吸い上げるには、その人たちのところに入り込んでいって、まず信頼を得なければ、いろんな声は吸い上げられないというふうに理解をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

2款1項16目地域自治区費、地域自治区地域活動交付金事業です。96ページになりますが、交付金事業というのは、将来この地域をどのように変えていくのかということで、価値ある事業だというふうには考えています。

しかし、現実問題として地域の方たちが今、発展途上という途上にあるからという点も否定はしませんが、なかなか将来に、この地域の将来に対して、活動っていうものが結びついているのかという点で、疑問も感じるわけですが、現実、地域を変える可能性というのはどこにあらわれているのか、いたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 白井委員にも地域活動交付金事業に御参加をいただきまして、ありがとうございます。

そうした意味で、いろんな方がこの活動交付金事業に参加をしておられまして、大体、毎年100件以上の申請が出されているところです。

活動の内訳としては、生活環境の改善、景観づくり、環境保全の推進という分野が一番多いです。

2番目には、地域活動拠点の整備による地域活動の活性化となっているところです。

参加団体に目を向けますと、昔から地域で実績のある団体はもちろん、こども園に通園する子供たちの情操教育や地域の方たちとのコミュニケーションをはぐくむ活動を実施するために、母の会の方からの申請が出されて、実施をしているところです。

このほかにも、地域の課題解決のために新たに生まれた団体も少なくありません。

こうして取り組まれている活動は、継続して実施されていくケースが多く見られます。事業実施時、継続実施時にはさまざまなステークホルダーとの調整が必要となりますので、こうした人の交わりが将来的なまちの強さに

もつながっていくのではないかなというふう
に考えておるところです。

こうした中で今年度、地域の高齢者に対する交流の場を設定しようとした活動が実施されているところでは

このようなサービス提供型の事業が出てきたことに対しまして、非常に注目をしているところでは

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 可能性が見えてきたのかということでお伺いしましたが、当面この地域を守っていくという活動というのは、さまざま行われているという理解はしました。

しかし、地域、特に新都市の人口減少の中で、集落の存在自体が問われるようなところが多くなってきています。そういったところが地域活動交付金事業、自分たちの地域を守るといって、行政の支援を受けてやっていくという事業がますます必要になってきていると思いますが、継続するというのは、地域を継続させるだけの事業に育つ可能性が出てきたのかどうかという点で、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 そうした意味も含めまして、先ほどサービス提供型の事業が出てきたというお答えをさせていただきました。

先ほど、白井委員がバスの関係でもお話がありましたように、そうした動き、もしかしたら地域によって取り組みがなされる可能性があるかもしれません。実際そうした地域の公共交通に対する研究事業という形で、活動交付金の芽出しをしている地域協議会もございます。地域の要するに課題になっているところをどういう形でそれを解決していこうか、実際にそういう動きが出てきておって、それが将来的にサービス提供型に移っていくのかなという、今、転換期ではないかなというふうには私は理解しております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 新しい芽が出てきたと、理

解をしましたが、先ほど言いましたように、地域自体が消滅する可能性が出てきているという現実があります。

地域がなぜ消滅する可能性が出てきたかって言ったら、もう当たり前のことですが、次代を担う若者たちが定住できないという状況になっています。行政だけではとてもこの問題、解決できないと思います。地域自治区の制度は、その問題にも踏み込んでくる制度になってくるだろうとは考えていますが、そこまで踏み込んだ形で地域の人たちが、今年度からは地域計画というのも始まるようですが、地域計画の前段として、地域計画の必要性が自分たちの集落の存在自体にもあるんだというところまでの認識が深まっているのかどうか、当面、地域を守ることはできても、将来、10年、20年後守れるかという視点での地域計画の必要性というところまで認識が高まっていたのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 その点につきましては、ちょうど先週になりますが、鳳来中部地区、鳳来東部地区がちょうどこれから地域計画をつくっていかうというタイミングだったものですから、地域計画を策定する委員さんを対象に、勉強会を開催したところです。

そのときには、今おっしゃったように、人口問題、現実に向き合っていたかなきゃいけないもんですから、そうしたものを国勢調査のデータを生かしながら、ちゃんと示しながら、今、起こってる状況をちゃんと踏まえていただき、将来的に今、中心になって動いてる方たちがこう人口が、要するに10年先になれば、その方たちを今度は地域がまた助けていかなきゃいけない。そうした人材育成が大事なんだ。そうしたこともちゃんと踏まえながら、計画をつくっていきましょうというようなお話はさせていただいております。

たまたま先週、鳳来中部と東部にそうしたお話をさせていただきましたけれども、当然

これから地域計画をつくっていく地域についても、そこら辺の人口問題はちゃんとお示しをしながら、計画をつくっていくという形で考えておりますので、よろしく願いいたします。

○丸山隆弘委員長 白井委員に申し上げます。

質疑の通告に沿って質疑をお願いします。

また、答弁者側もよろしく願いいたします。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

2款1項16目地域自治区費、地域自治区予算事業、96ページになります。

1点目ですが、予算ありきの事業計画になっていなかったのか。

2点目ですが、地域が考え、執行は行政が行う形態となっていますが、二重行政的なものもあるように感じますが、返って行政業務が煩雑になっていたということはないのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 まず、最初に予算ありきの事業計画になっていなかったかということについて、お答えいたします。

地域自治区予算事業は、地域自治区の区域内における地域の課題等の解決に向けて行う事業にかかわる予算でございます。

この予算を決めるに当たっては、地域協議会においては、いかに地域の声を反映させていくのかという点において、常に、非常に苦労をしているところでございます。

地域の方々の声を聞く機会の多い区長さんからの情報提供、地域要望、子供たちからの声を聞くために学校に協力をお願いして、アンケートを実施している協議会、地域の方、各種団体の方たちにお声がけして茶話会を開催している協議会、既に地域計画ができ上がっているところについては、その方針、当初の年次計画に沿ったものであるかななどを検討しながら、事業決定している協議会もござい

ます。

こうして課題解決をし、そして優先順位を決定し、次年度の自治区予算が建議されていくわけですが、ここにたどり着くには、協議会の委員の皆さんは非常に多くの時間を費やし、検討をされているところです。

また、予算を計画的に有効に使っていくために地域計画をつくるという判断がなされており、予算ありきの事業計画だとは、全く考えてはおりません。

2つ目ですが、地域自治区予算は、基本的に市役所の業務担当課に予算を分配し、実施してもらうこととなりますので、さまざまな調整をさせていただいているところです。

大きく分けると、自治区予算を組成していくときの際の調整、そして事業を実施しているときの調整、事後の調整でございます。

過去から予算組成時には、担当課と調整が行われてきておりましたけれども、昨年度からは、年末って言いますか、事後に担当課とコミュニケーション会議を開いて、PDCAのサイクルが回るような仕組みを整えているところでございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 まず、1点目ですが、予算ありきではなかったというお答えでした。

しかし、各自治区の予算というのは、毎年毎年、自治区によって決まった額になっています。決まった額を、悪く言えば、消化するために計画をつくるというような状態にも考えられるわけなんです。先ほどの地域活動交付金事業、もうこれとも重なってくるんですが、地域自治区というのは、本来は地域がどのように10年、20年後を維持していくのかという、大きな視点で考えるべきものではなかったのかというふうには考えているんですが、そこから考えていきますと、予算が決まっている。この範囲で教育関係の予算、土木関係の予算、各課がやるべきことを地域自治区が予算立てをしているという点でも、不

議な感じはしています。それを疑問に感じる市民も存在していたというふうに考えていますが、予算の使い方というものを、地域のことを将来どのようにするかという大きな視点で、必要な事業に変えていくこと。教育予算、土木予算、これを今までは地域ではなかなか単独ではできなかった。それぞれの課で、課の中の優先順位を待ったとらできなかったという事業もあります。

しかし、地域自治区から出てくるものだから予算化するというようになってしまったときに、実際に担当課の中で、優先順位という基準、これもあいまいになってくるんじゃないかということも心配をしています。

だからこれまでの地域自治区のあり方を見直すべき時期が来たのではなかったのかなというような思いもありますが、地域自治区と行政のあり方、これから考えてみたときに、今の方向、修正することも必要ではなかったのかというふうに考えますが、検討された事例はあったんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 地域自治区予算についてですけども、決してまず固定ではないと。人口と面積によって、ほぼ同じ額とは言え、固定ではございません。

決まった額を消化するために、毎年それが行われているわけではなく、多くの、先ほど御答弁させていただいたように、多くの方に意見を聞いて、協議会の委員さん方は、本当にこれでいいんだろうかというようなことを考えながら、その事業を決めております。

ですので、先ほど申し上げましたように、それが決して予算ありきの事業だというふうには、私たちは思っておりません。

そうした中で、10年先、20年先の地域のことを思った予算にするために、地域計画というものをこれからつくっていかうというふうには、そういう動きが出ておりますので、それを御答弁とさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

2款1項17目地域活性化事業、高速バス運行事業になります。108ページになります。

これまでも質疑がありましたが、2点お伺いします。

利用者が限られています。利用者が限られているというのは、通勤、通学あるいは名古屋に行くことがあるという人たちのみです。多くの市民にとってみれば、高速バスに乗ろうという意識も生まれていないのではないかと思います。こういう事業は税の公平性から考えてみたときに、問題である事業だというような認識はなかったのかどうか、お伺いします。

2点目ですが、採算ライン到達には遠く及ばなかったという結論は出ていますが、事業開始決定時、この議場でも議論をしましたが、中途半端な形でスタートした事業ではなかったのかという思いはありますが、その当時足りなかった調査、検討、結果を見てみたときに、これは調べとくべきだったな、これは検討すべきだったかなというようなものがあつたのかどうか、課内、庁内で検証されたのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 私のほうからは、1点目の税の公平性について、お答えをいたします。

運行開始から1年が過ぎ、ことしの8月に行いました利用者アンケートの調査結果から見ますと、年齢層は10代から70代まで、幅広い利用があり、高速バスの利用者の83.1%の多くの方から満足をしていただいているところでございます。

この高速バスにつきましては、御承知のとおり、新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業といたしまして、平成32年3月31日までの4年間の実証実験運行を行っておる段階でありまして、高速バスについては、だれ

でも利用できることから、税の公平性に問題が生じたとは考えておりません。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 私からは、2番目の事業開始決定時に足りなかった調査、検討について、説明させていただきます。

これは、総合計画審議会も、このバスに関して検証を行いまして、そちらの意見も踏まえた形で、答弁させていただきます。

高速バスの利用者が徐々にではありますが、ふえています。これは事業開始後の積極的なPRや利用者のニーズに合わせた対応等の効果のあらわれと見ております。

市民満足度調査においても、このよさをみんなに知ってもらう取り組みをしてほしいなどの御意見をいただいております。

実証実験の範疇ということにおいて、事業開始決定時に足りなかった調査、検討は、戦略的な利用PRであったと考えております。

この事業が始まりまして、いろんなPR等を行いました。

特に、やはり名古屋のほうで事前にトレンド、趨勢だとか流行みたいなものを調査しておけば、もう少し別なものができた。これは事業を開始してから行っているんでありますけれども、白井委員の質疑もあつた、この事業開始決定時に足りなかったというのは、そういったことであつたというふうに認識しております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 まず、1点目ですが、公平性の問題です。

市内を回りますと、不満の声というのは多く聞かれます。新東名バス、乗る機会がほとんどないという市民が多いわけですが、税を使うのに、なぜいつまでもバスを走らせるんだという声はなくなりませんが、乗る機会がない方たちに、税の使用については公平だという根拠、これはどこにあるのでしょうか。

どこにあったというふうに言えるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 この高速バス事業につきましては、先ほどから申しますように、先行投資的な事業でありまして、すぐこの結果が出てくるものではございません。間接的に乗る機会をとらえて、利用者が少しでも多くなればいいかなと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 少しでもふえてくれるのは、それは皆さん願っていますが、ただ、このバスの目的は、最初は通勤、通学、観光客の増加ということだったと考えていますが、通勤、通学というのは、もうおおよそ結論が出たかなと。これ以上、通勤、通学でバスの採算ライン、24人なんていうのはなかなか難しいだろうというのは判断できると思いますし、観光という点から見てみたときに、既に新東名も開通して、しばらくたちますが、観光客の増加というのも、それほど見込めない。おおよそ予測ができる状態になってきています。この状態で、どのようにふやしていくかというのは至難のわざだと思えます。そのときに税の公平という問題がまた新たに出てくると思うんですね。市民にとってどのように公平に、この新東名バスを扱うのかっていうのは、ますます難しくなってくるだろうと思えますが、市民に対して、どのように、昨年度の結果を見てみたときに、こういう形でいろんな考えの市民の方たちに納得してもらえる材料を得たのかどうか、お伺いします。頑張るだけではなくて、こういういろんな利点が出てくる。より多くの市民の皆さんにその結果において満足してもらえるような成果を見せることができるという、その展望、どのようにお考えになったのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 休日は、御承知のとおり、

2便しか走っておりませんが、名古屋の1便、それから新城へ戻ってくる3便については、1便当たりの乗車人員は10人台で、日によっては20人台のともあります。

昨年の12月にオープンしましたショッピングセンターへ行くお客さん、それから来月の11日にオープンします世界最大の家具の量販店も11日にオープンしますので、そういった利用も期待できる場所ではありますが、今、委員がおっしゃるように、すべての市民、住民に、そういったことが、公平性が担保されるかということになりますと、非常に難しい問題ではございますけれども、間接的に、こういった選択肢がふえる、今まで人それぞれによりますけれども、いろんなアクセスで名古屋近郊へ行っておった人が、高速バスを一人乗れば、座って、安価で1時間足らずで名古屋近郊へ着くということもありますので、間接的には広く市民の方に利用される事業であると確信をしております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 2点目の再質疑を行います。

1点目の今の御答弁とつながるんですが、戦略的な取り組みが必要だという認識を示されました。最初に戦略的なPRが不足していたという御答弁だったんですが、戦略的PRというのは、具体的に何を示されたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 戦略的なPRについて言うと、先ほどの1点目の質疑についてもそうなんですけれども、このインフラ整備っていうのは、応用範囲がどんどんどんどん広がるっていうふうに思っております。通勤、通学、観光だけではなくて、いろんな人、団体がいろんな目的で利用することができるようになるということ。

それと、今回のこの事業を始めるに至っては、高校生にアンケートを取ったところ、交

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 4月の総合計画審議会であります。まだ実証実験が始まって1年たっていないところなんですけども、委員の皆さんから、この事業をやったことに対して、今後どうしていったらいいかだとか、問題点、課題点、そういったものを挙げていただきました。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 これ決算審議です。決算審議ということは、十分検証した上で、この場に臨んでいただかないと、議論にならないと思います。ことし4月に検証しましたっていうのは、もうことしの話になってしまいますので、これ以上、検証してないっていう状況ですので、質疑が続きませんので、次に移りたいと思います。

2款1項17目です。地域活性化事業、若者が活躍できるまち実現事業について、お伺いします。110ページになります。

これも先ほど浅尾委員の質疑の中でもありましたが、若者議会を運営するために、さまざまな労力、さまざまな職員が動いていますが、今の状態ですと、若者議会の自主性と言うよりは、職員がしっかりバックアップして、若者議会のあり方まで支えているような状態が続いているように思いますが、若者議会の自立性を高めるためには、若者議会自身が運営するという比重を高めていく必要があるというふうに思っていますので、これまでの進め方の中で、若者議会の自主性、自立という点で、運営に問題がなかったのかどうか、どのように判断されたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 若者議会の委員につきましては、政策を考えることに加えて、みずから運営を行うということになりますと、高校生や大学生におきましては、本来の学業への支障、また社会人におきましても、仕事への支障を来すことが考えられます。

現在の状況でこれを行うということは、大変難しいものだと考えております。

若者議会は、若者の思いや意見を市政に反映するため、政策を市へ提案することが主な務めですが、若者だけでこのことを考えるのではなく、さまざまな市民との交流等を行い、新城がよりよいまちとなるように、若者の目線で真剣に政策を考えていただいております。

その中で、自分の提案した事業の運営にかかわりたいというような委員さんにおきましては、自分たちが提案した事業の実行委員などになりまして、運営に深くかかわっていただいております。

なお、提案した事業との若者議会とのかかわり、また議会の運営そのものについてのかかわりにつきましては、若者議会の委員のプランナーと、またプレイヤーとしての役割を含めて、今後、若者議会の中で、若者自身が考えられるように支援してまいりたいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 若者議会の必要性というのは、認識はしています。主権者教育という意味でも重要ですし、今後の新城市を支えていただけるだろう人たちへの教育、本当に重要だとは思っていますが、今、御答弁の中で、若者の置かれている状況も話をされました。学生は学業があり、社会人においても仕事がある。その中で、若者がどのように事業を行っていくのかという点で、十分支える必要があるという、これも一部理解できますが、しかし、新城市めざせ明日のまちづくり事業みたい一般の人たちが仕事抱えながらやるといふ事業も現実あるんですね。

それぞれの環境の中で、新城のためにどのように活動するかっていうのは、市民平等であるはずだと思います。

若者議会ということで、予算もつけて今や

っているんですが、先ほど議論にもなりましたバブルサッカーであったりとか、おしゃべりチケット事業、これこそ若者議会と言うより、新城市めざせ明日のまちづくり事業の中で、やっていただいてもいい事業ではないかと思えます。

若者議会ということで、縛りをし過ぎるんではないかと、逆に思います。予算をつける、その予算について、どのように執行していくかということで議論を重ねているという状態が、逆に若者議会の足かせになっているんじゃないかというような気もしています。もっと自由に、若者議会が時間あいたときに、自由に議論をして、それを政策として行政に渡すというような議論を繰り返すことで、今まで以上にもっと気楽に、もっと、少ない時間を有効に活用した若者議会のあり方というのは、検討できたのではないかというふうに、これまでの実績を見て感じたのですが、若者議会だからということで、逆に一般の人たちから見て若者議会だけがなぜあれだけ優遇されるのかという不満の声に対して、若者議会のあり方、これは一度とまって、踏みとどまって考えてみる時期に来ていたのではないかと思います。その点については、何か検討された、議論されたことはあったのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 かかわり方への比重ですが、これにつきましては、高校生の人数が大変多くなっております。そこについて、高校等からもあり方を、負担をかからない方法もお願いしますということで聞いてる部分がございます。

その中で、高校生が自主的にということもあると思うんですが、正式な会議、月2回行っている全体会、あと、その間に行っている分科会等におきましても、それだけでもこう少しなかなか大変ですよという言葉が学校側からも聞いておりますので、その中でいか

に若者の政策が市に反映するかと。今までこう若者、特に中学生までは義務教育なんですが、それ以降、義務教育を離れて、市からの手当で等がない部分について、若者がこう活躍できるための施策を若者自身に考えていただく。それも限られた期間の中で行っていただくものでございますので、この会議の頻度を上げていくというのは難しいと考えております。

また、その点につきましても、こう若者議会のOBでありますとか、現メンターの若者議会の委員さんとか、そういうところともこう一度話す機会を持ちまして、若者議会の政策へのかかわり方なども一度話し合っていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

2款1項17目地域活性化事業費、配食サービス空白地域解消事業、110ページになりますが、これまでの答弁の中で、目標値を、実績値が目標値を大きく下回ったという、その要因は理解できましたので、それを受けての質疑ということにします。

非常に重要な事業だと思います。

特に、周辺部におきましては、買い物もできないという状況になっておりますので、食べるということが非常におろそかになりやすい状況が出ています。

この点で配食サービス空白地域解消事業というのは、非常に重要な事業だったというふうに考えていますが、地域の現状を踏まえた上で、この事業は当然、提案され、実行されていると思いますが、今後の課題、現状ですと、シルバー人材センターにお願いしてるといった状況なんですが、もう効率の悪さということになれば、ますます要望はあるが、実現は難しいということが出てくる可能性が高くなると思いますが、それらを踏まえて、配食サービス空白地域解消事業のあり方というのは、どういう課題が残ったのか、どういうこ

とを検討する必要があるというふうに判断されたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉介護課長。

○大橋健二福祉介護課長 空白地域解消事業につきましては、御依頼のあった場合に、御依頼をお断りすることなく、新規のお客様に対しても、食事をお届けするということが目標でございます。

新規のお客様がありますと、その都度、配達ルート等を検討しまして、午後の配達になるんですけども、夕方までに配達できるかということその都度、シルバーの配達の方と一緒に検討させていただいて、何とか今のところ、配達できておるという状況ですが、空白地域ではない、通常の業者さんの配達しておるところにつきましても、効率のいいところばかりではなく、事業者の方についても、もうこの地区はちょっとえらいからやめさせてほしいなんていう話も今後出る可能性がございます。

ただ、だからと言って、配達しないというわけにはいきませんので、今後、現体制でどこまでできるか、そういったことが課題になっております。できる限り配達を続けていきたいと。

空白地域がふえてきた場合には、どうしたらいいかということは今後の検討事項となります。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 先ほど言いましたように、買い物難民がふえてきている。特に周辺部、効率の悪いところに買い物難民がふえてきている。

買い物難民になるというのは、ひとり暮らしになったり、運転免許もないという状況ですから、恐らくふえるだろうと言うより、確実にふえてきます。周辺、配食サービス空白地帯こそ、健康という点で、逆に調査もしてですね、どのような生活をされているのか、どのような食生活をされているのかというこ

とも含めて、調査をした上で、今後の配食サービスのあり方というものを検討すべきだったというふうには考えますが、一方では買い物難民の移動販売車の支援をしてるわけですね。

行政としても、これから食生活というのは大変になってくるだろうというのは認識していたと思いますが、この配食サービスというのは、そういう困難なことが想像できる、予想できる中で、検討はされてないのか、これから大事なという程度で終わっているのか、それとも内部ではさまざまな視点で議論されたのかという点については、検討をされたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉介護課長。

○大橋健二福祉介護課長 空白地域への食事の配達につきましては、平成28年度から開始したわけですが、それまで、平成27年度までは、お申し込みがあっても、そこへはお届けしていただける業者がないということでお断りをしておった地区でございます。

平成28年度に予算化していただきまして、やっとお断りすることなく、お届けできたのが平成28年度ということで、今のところはそこまででございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

2款1項17目地域活性化事業、地域産業総合振興施策推進事業、110ページになりますが、産業自治振興協議会というものが設置されまして、これから産業という点でも自治という視点が重要になるということで、新しい動きが始まっているとも理解できるわけですが、具体的に協議会の協議によって目指すべき新都市の産業の姿というのは、どのように議論されたのか、提案されたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 地域自治振興協議会の協議により、具体的に目指すべき産業の

姿がどのように提案されたかですけれども、目指すべき姿は、従来の政策主体にとどまらず、本市の未来を担う若者、意欲と能力に満ちた女性、熱意を持って地域のために活躍したい人々など、小さくとも可能性に満ちた産業の芽を市内各所に育てていく地道な産業政策が極めて重要であるということ。

具体的には、本市に立地し、操業を続ける大企業や中小企業など、既存産業と連携し、既存産業の働き手不足を解決すること、市内で年金生活を営む高齢者みずからが過去に培った経験や取得した技術を生かし、ソーシャルビジネスに挑戦する意欲を育て、応援すること、地域金融機関などのノウハウ、情報ネットワークを生かして、頑張る事業所を応援することなどを提案され、策定しているところ です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 おっしゃることはよくわかりますし、そのような議論がされたという理解はするんですが、具体的には感じられませんでした。

これまでの既存産業との連携ということですが、もう長年、既存産業はありますし、それとの連携ということで、意欲ある人たちは既に動いてきた結果が今の状態だと思っていますので、もう少し踏み込んで新城で産業を起こそうとしたとき、どういう芽があるのかという議論まで深めたのかどうか、どういう資源を生かしたら産業が起きる可能性があるのか。そこまでの議論は深められたのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 平成28年度には、7回、会議を開いております。

議論の中では、先ほどの私の答弁の中にありました、市内で年金生活を営む高齢者の方が必要と思われるサービスの提供を受けたいなっているものがありましたらサービスに対

する対価に等しいお金をいただいて、新しい産業を起こすなどの意見をいただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 目指すべき産業の1つの目が福祉サービスという理解をしました。

それだけでは老人の方たちも当然サービスは受けたくてもお金がないという状況があります。高齢者の方たちも、年金だけでは暮らせないという現実も、もう近づいていると思います。その中で産業、若者が働き、女性が働き、高齢者の方たちも年金では足りない部分を働くというような形で、産業が見えてこない、もうこの地域で働こうと思っても、意欲を持って何か考えようとしても、イメージがわいてこないんですが、この地域の資源というものが何なのか。この地域の資源をどう生かしたらいいのかというところにもう少し踏み込むべきだったかと思いますが、議論は今、言われた範囲以上はなかったという理解でよろしかったでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 議論は、ほかにも事業者の自主的な努力を総合的に支援する等ございまして、既存の事業所も独自の営業努力、意識改革を促す。

先ほども説明させていただきましたが、関係機関が連携して、さまざまな課題に取り組み、支援等をしていくというような議論もしております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

2款1項17目地域活性化事業費、園芸施設団地造成・建設事業、112ページになりますが、今後の就農の可能性をどのようにとらえたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 これまで、各種就農相

談会へ参加してきた感触といたしましては、以前は独立・自営就農を希望する方が多かったように思いますが、景気の回復とともに、農業を志す方は減少傾向にあり、また農業を志す方の中でも、農業法人への就農希望者がふえているというように感じます。

また、就農に当たっては、労働力の確保が必要となりますが、その数が絶対的に不足しているという新たな課題も出てきております。

そんな中でも、本市においては、本年、イチゴとトマト、各1名ずつ就農しており、また現在も3名の方が来春、トマトでの就農を目指し、公社で研修中であります。

全国的に、産地の維持と定住人口の確保等を目的に、新規就農者の確保に取り組んでいますので、人材確保は競争力が高く、大変厳しい状況であると認識しております。創意工夫を凝らし、引き続き、イチゴ、トマト、ハウレンソウといった収益性の高い施設園芸での就農を促すとともに、労働力の確保に努めてまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 可能性を余り感じないという答弁をお聞きしました。

新城市で新規就農で今ふえてるというのは、施設園芸ですね。昨年はトマト、ことですか、トマトの農家という話もありましたが、内情の一部を聞きますと、実際に農業を始めても、トマトの収穫時期になったときに、労働力不足で収穫が大変だということを聞きます。収穫を手伝ってもらえる労働者、これも不足しているという状況を聞いていますので、さらに施設園芸がふえていったときに、働き手不足で新規就農した農家自体の経営が危うくなるのではないかなというような心配も感じています。

そこから見ていきますと、新規就農者というのが施設園芸に今、限られている。補助金に頼った形での施設園芸、そこだけに頼って

いては、就農の可能性は恐らく広がらないのではないかなというふうに思いました。

相談会に参加されて、農業を志す人が減少してるとか、農業法人への就職を希望するかということで、安定した形での農業というものを考えていると思いますが、本当に厳しい状況であると思いますが、昨年度において、農業について、可能性という点では、実感を持っておられないと。困った状況にあると。どうしていいのかわ、庁内でも思案をしているという状態だという理解でよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 今年度から新たに担い手づくり連絡会と言いまして、愛知県、農協、市、公社を含めまして、月に1回議論をいたしまして、今年度からであります。雇用の確保ということで、農業体験ツアー、市内を対象に、常時雇用、労働者確保を目的として、説明会、対象者としては、市民、こども園の親御さん、企業退職者、また週末に農業体験ツアーを計画しておりまして、新城近郊市民、高速バス停留所住民等を、また大学の農学部生徒さんたちも触れ合っていただくようにツアーを計画しております。

また、しんしろ援農隊といたしまして、労働力の対策として、JAの無料相談職業紹介所とシルバー人材センターがタイアップして、派遣、労働可能な援農隊員を育成するというような計画もしておりますので、少しでも雇用の確保をし、新規就農者の労働を助けるような会議も行っておりますので、よろしくお願いたします。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

2款1項17目地域活性化事業費、森林資源調査・研究事業、112ページになりますが、木質バイオマスエネルギーの検討もされていると思いますが、可能性をどのようにとらえたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 昨年度実施しました県、新城森林組合、素材生産業者や製材組合等で組織する森林資源活用サプライチェーン会議において、森林整備と出材を促進し、出材された木材を用材やバイオマス燃料として最大限利用する仕組みを検討してまいりました。

低質材の価値を高めることで、森林整備を促進し、山主や地域住民が森林を見詰め直すきっかけとすることを目的としたプロジェクトの実行計画を策定しております。

当計画では、平成27年度における湯谷温泉審議会からの答申を受け、検討している加温配湯施設への木質バイオマスボイラー、まきボイラーですけれども、そちらの導入を実行可能性のある木質バイオマスエネルギーの利用としてとらえ、現在この施設へのまきの安定供給に向け、新城市新生産協議会を立ち上げ、それぞれの役割分担や原木、まきの出材可能量等の調整を実施しております。

本市における木質バイオマスエネルギー利用の最初の取り組みとして、また再生可能エネルギーの地産地消の取り組みとして、関係者の皆様の協力のもと、導入が軌道に乗るよう進めてまいりたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 湯谷温泉の重油ボイラーにかわるまきボイラー、これの安定供給を目指すというところにまず力を入れようということで動いていたという理解をしましたが、その後、まき供給だけですと、年間の量というのは500トン、600トンぐらいだったと思いますが、それだけでは森林は守れないというのは、もうはっきりしていますが、第一弾はスタート、これですと、できるという段階になったというのが昨年度かというふうに理解をしましたが、その次にどのように山の価値を高めていくのかという議論はされたのかどうか。次の手はどのように打つべきかというような判断はされたのかどうか、お伺いし

ます。

○丸山隆弘委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 ワーキンググループは、全4回開催しまして、それぞれ新城市内の森林、林業に携わる団体や個人の方に御参加いただきまして、いろんな議論をしてまいりました。

その中で、まず第一弾としまして、先ほど答弁させていただきました湯谷温泉へのまきの供給ということで、皆さんのおおよその同意を得たところなんですけれども、今後の展開としましては、市内と言うか、流域でもバイオマス発電等も始まってまいりますし、隣接する市でも、大型製材工場が起業、工場の建設が始まっております。

そうしたときに、材をいかにこう安定的に供給するかっていうことが非常に大切になってくるわけなんですけれども、そのまず第一弾としましては、山林所有者の方に集まっていただきまして、合意形成を得まして、施業を集約化しまして、低コスト林業という形で材を山から出材することが非常に大切となってくるかと思えます。

そうしたところで、用材は当然、原木として市場等や製材工場へ販売していくわけですが、そのほかの低質材、C材、G材と言われるものは、現にチップ等で既に流通はしてまいりますけれども、さらにそうした用材やバイオマス利用の可能性が高まってまいりますので、まず森林を守るためには、そうした山主さんたちが集まっていただいて、合意形成して、集約化し、森林経営計画を策定して、材を安定的に供給していくことが非常に大切になっていると考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 今の御答弁のとおり、着実に進めていくというのは必要なことだと思いますが、ただ時間的に、そのレベルで山は守れるのかという思いもあります。

これから集約すると言っても、集約するた

めには相当な労力をかけなければ、1つの山をまとめることもできないと思います。

その中で、もう少し新城市として、木材の生かし方、山の生かし方というのを大きくとらえて、市民の皆さん、山林所有者の皆さんが夢を持って議論に参加できるような情報提供をすべきだと思いますが、行政としての大きな将来的な山の守り方、これは示されたのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 白井委員に申し上げます。

通告に沿って、質疑を、また発言をお願いいたします。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 通告は、木質バイオマスエネルギーの可能性ということを書いてますので、可能性の1つとして今、質疑しておりますので、通告から外れているとは考えていませんが。

○丸山隆弘委員長 簡潔明瞭に発言をお願いいたします。

○白井倫啓委員 そのように今、質疑しましたんで、お答えをいただければ、それで終わります。

○丸山隆弘委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 今回のワーキンググループでは、そうした山をどうやって守っていくかにつきましては、今回のこの木質バイオマスエネルギーのまず、まき利用の取り組みをきっかけとしまして、山主や地域住民の方が森林と結びつくことを考えるきっかけにさせていただきまして、市全体で、こう山を守っていこう、市民全体で山を守っていこうという、そういった議論もされたところです。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

8番目の質疑者、菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 それでは、歳出2款1項17目地域活性化事業、ページ110ですが、この配食サービスについては、山口委員、白井委員が質疑されまして、目標値と実績値の乖

離については、どういうことが原因だったかということは、理解できましたが、今サービスやってるのは、週に1回夕食を配食してるということで、何かこれでは中途半端なような私は気がするんですが、利用者からいろいろな意見があるんじゃないかと思います。利用者からの意見についてまとめたようなものがあつたら、お聞かせいただけたらなと思います。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉介護課長。

○大橋健二福祉介護課長 配食サービスにつきましては、高齢者の、特にひとり暮らし高齢者、日中独居の高齢者宅をふれあい相談センターっていう、各中学校地区に1つずつあるところへ委託しておるんですけども、その者が高齢者宅を訪問しまして、生活の状況でありますとか、その際に食事のお届けの必要性など、話をしながら、判断させていただいておるといふところなんですけども、平成27年度までは、先ほどお答えしましたとおり、業者がお届けいただけないところは、お断りしておったということで、それでもせめて週一度ぐらいは届けてほしいという声に対しまして、何とかしなければいけないということで、平成28年度から1食だけではありませんけども、お届けするようになりました。

今後は、この1食だけですけども、お断りすることなく、お届けできるようにしていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 ちょっと私の聞いたこととちょっとずれてる答弁だなとは思いますが、この事業、これから中山間地域の過疎が進んでる地域は、本当に必要な事業になってくると思いますので、今後ともそういうことを考えて、事業が発展していくように計画して、進めていただけたらなと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 菊地勝昭委員の質疑が終わりました。

9番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 歳出2款1項1目一般管理費、自主防犯団体育成事業、72ページですが、成果報告書の中では3ページに当たります。

新規青パト団体設立数が目標1団体に対し、実績値2団体とありますが、好調な理由と効果について、伺います。

○丸山隆弘委員長 居澤防災安全課長。

○居澤正典防災安全課長 平成28年度におきましては、東郷地区と千郷地区に各1団体の青パト隊が発足しました。

設立に至った要因としましては、市や警察などから地域へ継続した働きかけを行っていたところ、地域の理解をいただき、2団体の発足に至りました。

また、隊の発足に当たり、昨年度から実施している地域防犯団体育成事業により、パトロール資材の整備について、少しではありますが、支援できるようになったことも要因の1つと考えております。

また、青パト隊の効果についてですが、2団体とも設立が平成28年度末になりますので、対比が平成28年度と平成29年度の4月から7月末までの3カ月と短い期間となりますが、侵入盗、自動車盗など、新城警察署におけます重点的な犯罪の発生状況では、新城地区については、38件から27件へ減少している状況にあります。

期間が短いため、一概に青パト隊による効果とは言い切れませんが、青パト隊や地域ぐるみの防犯活動は、犯罪抑止効果が高いものと考えております。

新城警察署との話の中では、犯罪者は人の目や見られていることを非常に気にすることであり、青パト隊や地域防犯団体が地域内をパトロールすることで、犯罪者に見られているとの思いを抱かせ、犯罪の抑止につながるものと認識しております。

以上であります。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 この効果というところなんですけれども、この2団体については期間が短いのでということでしたが、私の知る限り、変質者とか不審者の騒ぎというのは、地元においても、かつては新聞ざたになったんですけれども、おさまっていると言うか、余り聞かなくなったわけなんですけど、その辺の効果について、実施団体と情報共有と言うか、そういう、どういうコースを回ったとか、そういうことは協議されてきているのか、その結果がいい結果につながっているというふうに認識されているのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 居澤防災安全課長。

○居澤正典防災安全課長 この昨年度発足していただいた東郷地区、千郷地区の青パト隊の方との協議と言うか、そちらのほうはまだ行っておりませんが、今後これで事業が推進していく中で、お互いの情報をやりとりしまして、適切なパトロールと言うか、安全を守るためのパトロールが行われるように共同歩調を進めてまいりたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ぜひ、そうした方向で進めていっていただきたいと思っております。

次に移ります。

2款1項1目、一般管理費ですが、国際交流事業について伺います。成果報告書では5ページになります。

市民・高校生海外派遣事業253万9千円など、新城世界アライアンス・シフトにより、若者優遇策が目立っておりますが、市政全般を支えている中高年のコンセンサスはきちっと得られていると認識しているのか、伺いたいと思います。

例えば、平成32年度に完全実施となる小学校の英語に生かすなどの具体的な方策を考えておられるのか、検討されているのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 森アライアンス会議準備

室長。

○森 玄成アライアンス会議準備室長 昨年度、カナダ、クラリントンで開催されました世界新城アライアンス会議へは、高校生3名、大学生4名、社会人5名の市民12名が参加したところでございます。

世界新城アライアンス会議を広く市民の皆さんに知っていただくため、一部ではありますが、参加者を公募により募集したところでございます。

世界新城アライアンス会議は、市民の草根交流を進めると同時に、グローバル人材育成に寄与するものであると考えております。若者が活躍できるまちを実現するため、若者が参加しやすい施策も実施しておりますが、同時に多くの市民の方にも参加していただけるよう、さまざまな手法を通して働きかけてまいります。

御質疑の中高年層のコンセンサスは得られているかにつきましては、今年度の市民満足度アンケート結果を見ますと「国際交流への取り組み」につきましては、前回調査の63.6%が今回67.4%へと3.8%向上しております。

年代別満足度の分野別の順位を見ますと、年代が上がれば上がるほど、上位に国際交流の取り組みというのは、評価されている傾向にあります。

世界新城アライアンス会議が新城市にとりまして、魅力の1つとなるよう、またすべての世代で、また市民全体で応援し、自慢してもらえるような働きかけを継続して続けてまいります。よろしく申し上げます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 今、市民のアンケート調査をベースに、高齢者の満足度は一定上がっているんだというようなお話でしたが、何か私の知り得る範囲内では、ややこの、もともと行政本来の性質なのか、少し前までは市民協働とか、そういう言葉で、キャッチフレーズ

で進んできたんですが、いつの間にかその言葉が余り聞かれなくて、若者政策というような言葉がこう広がって、今この新城市政の中ではあるわけなんですけど、一部の中に、やはりこれまでずっと支えてきた、そうした国際交流の地道な活動というようなものに対する、こうバランス、配慮というような意味で、どうなのかなと、この要するに若者政策のアライアンス云々に、こう偏重し過ぎてないかって、バランスをやや欠いてるんじゃないかというような指摘があるんですが、その辺の認識については、どういうふうに考えているのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 森アライアンス会議準備室長。

○森 玄成アライアンス会議準備室長 答弁の前に1点、修正のほうお願いしたいと思います。

先ほど、前回の調査から3.8%向上というふうに申し上げましたけれども、3.8ポイント向上しておるということで、訂正させていただきます。お願いいたします。

御質疑の若者に偏重しているのではないかという御指摘につきましては、前回のカナダの開催が2016年、昨年度ということで、ちょうど若者議会が発足して2年目ということになります。新城におきまして、若者議会が発足して初めてのニューキャッスルアライアンス会議ということもありまして、昨年度はユース会議に積極的に参加するっていう体制を取ったものでありますけれども、山崎委員御指摘のとおり、バランスということも同時に考えていかなければならないですし、今までのニューキャッスルアライアンス会議の傾向も踏まえながら、傾向というのは、若者議会ができたきっかけということもありましたので、そういった意味でも、若者議会、若者の参加ということも支えながら、しかし一方では、多くの世代の方に愛されるアライアンス会議を目指してまいりたいと思います。よろ

しくお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 この世界アライアンス云々は、そのものを否定するわけではなくて、これはそれで結構なことだと思うんですけども、国際交流と言うか、そういう問題でいくとするとですね、これまでも日本人の特性なのか、日本という、こう国の性質なのか、どうしても英語圏でそういったお客さん、おもてなしというようなことで、かなり偏重するんですが、実際、新城市内を見ても、ブラジルだとか日系人の方ですが、外国人の方だとすると、はるかにそういう人が多くて、300、500という数の方がここに働いて実際住んでるわけですね。

中には、もう定住化の方向で、家まで買って、その方向でされてる方もおるわけなんですけど、国際交流と言うと、どうしてもこういった英語圏関係、語学だとか、そういうところに偏重しておって、本来この新城の工業だとか、そういう企業活動を支えてくれている、そういった方をこう見ないと言うのか、いつの間にか視野から消えていくような、そういったところも見えるわけなんですけれども、その辺、国際交流全般ということについて、このアライアンスの一方で、全体な国際交流ですね、外国に全般を見て、こう広い視野で対応していくというようなことが必要であろうと思うんですが、その辺の認識について、こうバランスという意味について、再度伺いますが、検討されたことはあるのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 森アライアンス会議準備室長。

○森 玄成アライアンス会議準備室長 国際交流の一方で、多文化共生という事業もしっかり重要性を認識して進めていかなければならないというふうに思っております。

来年のニューキャッスルアライアンス会議に向けまして、市民の方でプロジェクトチー

ムを組んでおります。そのメンバーの1人で、ある小学校の先生なんですけれども、特に小学校におけるブラジルの方、あるいはブラジル人の御家庭の問題であるとか、多文化共生の重要性っていうことを訴えられておまして、委員御指摘のような、一部英語圏だけのニューキャッスルアライアンス会議ということではないよという指摘もいただきながら、検討しております。

特に、その小学校にも出向きまして、多文化共生という重要性も現場を見て認識したつもりでございますし、重要性も認識しておりますので、英語圏に偏ることなく、多文化共生の側面をどれほどニューキャッスルアライアンス会議に反映できるかっていうのは、これから検討してまいりたいと思います。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ぜひ、お願いしたいと思います。

英語というだけではなくて、既にネット社会だとか、そういったところで、ビジネスにおいても、もう国際語になってしまっておりますので、その辺の価値はわかるわけなんですけど、やはり国際交流という意味では、先ほど多文化共生という言葉挙げていただきましたけれども、やや多文化共生というのも色あせたように聞こえないわけではないので、その辺もきちっと対応して行ってほしいと思います。

次に進みます。

2款1項1目、一般管理費ですが、高等教育機関運営支援事業、76ページです。成果報告書では5ページに当たります。

東三河広域連合の介護保険事業計画の第2回中間報告の中で、穂の香学園専門学校が研修等の拠点施設として挙げられておりませんが、もっとアピールすべきではないかと思いますが、認識について伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 高等教育機関運営

支援事業は、穂の香看護専門学校の学校運営にかかわる支援を行うものです。穂の香看護専門学校と新城市、地域住民及び各種団体の代表による運営協議会で協議、また意見交換を行い、実施しております。

東三河広域連合の介護保険事業計画は、平成30年度の東三河8市町村による保険者統合により、東三河広域連合策定委員会で検討されており、第2回中間報告として、東三河広域連合議会福祉委員会に報告されています。

報告書の中の事業は、介護福祉士を養成する豊川市と田原市の専門学校との協力事業が記載されておりますが、ほかに記載の事業につきまして、穂の香看護専門学校との連携が可能と思える事業もあります。

こうしたことから、計画作成にかかわる市の介護担当部局を通じ、穂の香看護専門学校との調整を行うことは可能であると考えております。

その場合、穂の香看護専門学校側の意向確認が必要となりますので、東三河広域連合と十分な検討をした上で、調整することが重要と考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 学校側との協議が必要だということは、もちろんわかるわけなんですけど、私自身もこの広域連合議会での点を取り上げまして、もちろん福祉委員会ですけども、こういった研修の会場として、穂の香学園が全然視野の中に入っていないよということを指摘させていただいたわけです。

その中で、当局のほうとしては、次の計画の中では検討していきたいというような答弁されてるわけなんですけど、もう少し、北設のほうまで入っているわけなんです、豊川で研修場所がとまってしまうというんでは、ちょっと北設の方が動いていく、研修の場所に行くっていうのは遠過ぎるんで、その辺、考えていただいて、新城の穂の香学園あたりを会場

にして、いろんな今後この介護保険関係、連合のこの関係の協議場、協議の場所にするだとか、いろんな意味で、研修場所にするだとか、そういうような形で、前もって、もう少し事前に、前倒しをすると言うのか、情報を早目にキャッチして、対応策を練っていただきたいと思うんですが、そうすべきだと思うんですが、その辺の認識について伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 ただいまの2問目の質疑なんですけれども、広域連合に確認いたしました。

山崎委員が広域連合の8月定例会の中で、このような同様の質問をされたんですけども、広域連合にいま一度確認いたしましたところ、この今、前倒しという話でありました。この7期中にも、連合としては検討することも考えられるというふうに言っていただきました。

そういったことですので、前は、議会のときは次の計画というような話であったかと思えますけれども、前倒し、第7期の間にも検討することも考えられるということによっていたということをお理解いただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ぜひ、積極的に進めていただきたいと思えます。

次に移ります。

2款1項7目、財産管理費です。公共施設マネジメント推進事業、84ページです。報告書では13ページに当たります。

事業費約522万円の成果について、伺いたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 公共施設マネジメント推進事業は、平成27年3月に作成しました新城市公共施設白書で明らかになりました本市の公共施設等の現状を踏まえまして、長期的な視点で公共施設等の管理の基本的な方針を

定める新城市公共施設等総合管理計画を策定するために要した経費でございます。

この計画の策定に当たりましては、学識経験者の方1名、市内の各種団体の代表者の方2名、それから公募の市民の方4名の計7名で、新城市公共施設等総合管理計画策定委員会というものを組織いたしまして、本市の抱える特定の課題につきまして、重点的に議論をしていただき、平成28年度には計7回の委員会を開催しておりまして、最終的に市長への答申といたしまして、新城市公共施設等総合管理計画に向けた基本方針に関する提言書という形で、提言書をまとめていただきまして、御提出をいただきました。

この提言書を受けまして、市では平成29年3月に3つの基本方針、今から申し上げます3つの基本方針ですが、公共施設の再編による総量圧縮と機能の向上、2点目が公共施設に係るコストの縮減、3点目が公共施設の有効活用、以上3点を基本方針とします新城市公共施設等総合管理計画を策定したというのがこの事業でございます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 今、御答弁いただいたところまでは、これまで発表されてると言うか、説明は受けてるわけなんですけど、効果という点で建物を新城市がどこから起点に取るかは別にして、合併12年、その前の3市町村時代のものが多かろうとは思んですけども、その時々、建物の評価をして、いつの段階で補修するなり、取り壊すなりということをやすべきであったと言うか、やってきたと思うんですけど、現時点で、この総括して、ずっとバックを考えると、どの結果もある程度この先送り感と言うか、いろんな問題を先送りしてきたなということを私は思うわけです。

その中で、この先ほど言われた3つの点、基本的な話なので、そういった表現になるかと思うんですけど、もう少し担当課としては、内容に踏み込んだところで、そういった、ど

ういうふうにかう指針として、基本的な方針としてまとめていくのかと言うかという、こう市政運営していくかという点で、検討したようなことがあれば、教えていただきたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 合併以来やはり新市の一体感の醸成ということに一番気を使ってやってきたわけですけども、その中で合併以前からの施設が本市の場合もありまして、中には機能、性格的なものが重複してるものもあったわけですけども、まだやはり合併の一体感を醸成するのが先決と言うか、優先されることでありましたので、老朽化の問題がいずれ表面に出てくるということは、ある程度は予想はできておったかと思うんですけども、なかなかこの問題は、一般的には夢のある、この話ではなくて、どちらかと言うと、こうマイナス思考になりがちな議論になりますので、意識的にこう、そこからこう目を遠ざけておった面も正直あるのかなとは思えます。

ただ、決して先送り感があつたかと言うと、そういうことではなく、問題としては、合併時点から将来的にはそういう問題が生じるということは、当然、理解はしておりましたし、大きな問題ではありますけど、総論賛成、各論反対という議論になりがちな難しい問題ではありますけど、それに正面から向き合ってやっていかなきゃいけないなということは理解しておりましたし、昨年度も市民を交えまして策定委員会の中でも、この問題は行政だけで取り組んでいくものではなく、我々、市民一人一人もこういう問題があるということをしかり自覚をして、新城市民として責任を持った対応と言いますか、取り組みを行政と協力しながらやっていかなきゃいけないという認識を示していただいておりますので、今後、計画を進めていくということになるわけですけども、当然そのあたりを市民の皆さま

んにもしっかり御理解いただきながら、計画を進めていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 最近は終活ばやりで、ある程度、自分自身がふやしたり買ったりしたものは、最後には始末をしていくというような考え方がこう支配的になつとるわけなんです。公共施設においても、ある程度、時代で、きちっとした役割を終えたり、その時々々の為政者の意向を受けて建設したもの等については、きちっと役割とか、そういうものを整理して、いつの時点でどういうふうな判断を下すのかというようなことについても、先ほど市民交えてということでしたけれども、きちっと大胆に、思い切ってやっていただきたいと思えます。

次に移ります。

2款1項2目、路線バス運行費、公共バス運行事業、92ページです。成果報告書では18ページになります。

費用対効果を踏まえて、路線やコースの見直しをどのように検討したかについて伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 先ほど、白井委員への答弁と重複しますが、Sバスは住民の通院、通学、買い物など、市民の生活の足として運行しており、朝夕の便については、主に児童生徒の通学のために、昼前後の便については、通院、買い物などに利用していただいております。

現在、市内には、先ほども言いましたが、布里田峯線・塩瀬線を守り育てる会と秋葉七滝線を守り育てる会があり、地域の方々に利用しやすいSバスを目指し、さまざまな御意見をいただいているところでございます。

平成28年度には、西部線の沿線におきまして、地元区長さんを初め、地域住民の方々と意見交換を通じて、ルートやダイヤの改正を図ったところでございます。

民間の採算の合わない路線を担うのが公共交通の責務だと認識しておりますが、今後とも費用対効果を踏まえて、昨年度末に策定をいたしました新都市地域公共交通網形成計画をもとに、地域の方々と意見交換をしながら、地域にとって利用しやすい効率的な運用を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ただいま、やはり民間の企業、具体的にはもう1社だと思うんですが、その1社が要するに営業をする、営業路線外でSバスを走らせる、公共バスを走らせるよということなんです。必然的に一定の赤字と言うか、不採算というのは、もう大前提な上で走らせておると思えますね。

もうかると言うか、収益を見込まれる路線であれば、当然、企業が運営するわけなんです。その辺、費用対効果というのが非常にこの、どういうふうと考えていくのか、どこのあたりで歯どめをかけていくのかという点が大変難しいと思うわけなんです。検討会の中で、コース、この路線取りについて、そうした民間バスの路線と、このSバスの路線をどういうふうにかつリンクさせると言うのか、組み合わせると言うのか、外すとと言うのか、その辺についてこう、きちっと項目を設けて検討された経緯があるのかどうか、伺いたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 今現在、JR、それから豊鉄バスが運営しております新豊線、田口新城線については、幹の部分に当たる部分にアクセスするためにSバスは、公共交通空白地域も含めまして、枝の部分を担当しているのが公共交通の担当する領域だと考えております。

したがいまして、今、委員がおっしゃるように、余り利用率が低いからといって、やめてしまいますと、困る方もいらっしゃる。

です。ですので、そういったところも含めまして、地域によっては、今、運行しておるSバスのルートではなく、こういった違うルートを走らせたほうが利用客が多いというような御意見等もございますので、そういった意見を踏まえまして、地域にとって、先ほども申しましたように、利用しやすいルートと言いますか、利用しやすいSバスにしていこうというのを考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 今、言われた利用しやすいSバスという観点で伺うわけなんです、Sバス本来のこの地図を広げてみますと、病院だとか、買い物、そういう目的で、拠点のところに地域から拠点施設に行くという、通って巡回して帰ってくるというようなルート設定であろうと思うんです。

使いやすいという点を別の視点から考えると、JRの駅というのがあるわけです。そこでかなりの乗降客と言うか、利用者の方がおられて、かなり遠くから迎えに来たりというようなことがあって、お話聞いていくと、ここにすべてアクセスできるSバスを配置するというのは無理でしょうけれども、せめてラッシュ、朝のラッシュ時とか帰りの子供さんたちが一斉に来るような、その時間帯に、Sバスもそこを経由して走らせるようなコース取りができないものかなというようなことも市民から声をいただいたわけなんです、その辺の検討について、されたことがあるのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 Sバスについては、御承知のとおり、今、市で管理しておるほうが11路線、それから豊鉄さんをお願いしておるのが3路線で、すべてで言うと、14路線を所管しておるわけなんです、やはり、年によって、年度によって違いますが、平成28年度で言いますと、約1億6千万円余の予算を使

って走らせておるものですから、地域によっては、今のSバスの形態が果たして本当にいいものなのかということがございますので、地域によっては、例えばデマンド方式のほうがいいというようなところもありますので、今後、そういった地域によって事情が異なりますので、先ほどから言いますように、新城市地域公共交通網形成計画に基づきまして、地域に入って、地域の意見をよく聞いて、検討してまいりたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、2款総務費の質疑を終了します。

ここで、説明員入れかえのため、再開を15時20分とし、休憩をいたします。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時20分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

委員長から申し上げます。重複した質疑、答弁が繰り返されることのないよう、市議会先例集に定めてあります通告内容が同一の質疑の扱いを適宜踏まえて、質疑をお願いいたします。

次に、歳出、3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、3款2項1目について、お尋ねをします。老人福祉費、耐震改修時高齢者等住宅改修支援事業、資料は138ページ、成果報告書から見ますと、48ページであります。

バリアフリー化の工事实績が極端に少ないわけであり、15分の1ということですが、考察をどのようにされたか、お伺い

します。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉介護課長。

○大橋健二福祉介護課長 この事業につきましては、木造住宅耐震補強の事業補助を受けて行う耐震改修工事とあわせて行います高齢者などが同居する居宅のバリアフリー工事に対して、補助をするものです。

平成26年度に補助を開始した際、年間の補助件数を15戸と見込みましたが、現在もその15戸が目標値として設定されているところで

す。平成28年度の木造住宅耐震補強の目標値が10戸、実績が8戸でありますことから、バリアフリー化事業の目標値を再考する必要があると考えます。見直しをさせていただきます。

また、実績が1戸と少ない状況となっていることにつきましては、耐震改修工事とあわせて行うこと、及び高齢者が同居することが要件となっており、この要件に合致しない場合があるほか、制度の周知が不足していることも考えられるため、耐震改修工事の補助申請の際、バリアフリー化に対する補助もあることを申請者、それから工務店等に周知していきたいと考えています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ただいまの単年度ごとの目標数値を15ということでありまして、当然、平成28年度も15件であったわけでありまして。

それで、この事業が耐震の都市計画、独居の関心の耐震とセットだということではありますが、成果報告書を読ませていただきますと、普通、成果報告書っていうのは、こうであった。こうなったというのが報告書だと思うんですが、これを見ますと、広報しております。それから目標としています。PRを行っていきいますという現在進行形のような形ではありますが、こういった成果報告書をまず、つくられたという前提について、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉介護課長。

○大橋健二福祉介護課長 平成26年度に木造住宅の耐震補強の補助事業とあわせて、このバリアフリー工事と、それから省エネ住宅の改修事業のほうもあわせて制度化されておるかと思えます。そちらのほう、耐震だけではなく、そのほか付加価値のある住宅の改修に対する補助ということで、あわせて報告する必要があると判断しまして、こちらのほうも報告書のほうを作成していただいたということです。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ただいまそういったお話であったわけでありまして、介護事業分の所管で、この事業に取り組んでおみえになるということでありまして、実はある一般の市民の方であります、御家族が脳梗塞になられた。だけど比較的軽度であったので、介護認定もなかなかままならなかったということでありまして、やはりその方が生活をしていく上で、バリアフリーにしなくてはいけないというようなことで、その方は介護保険を実は使われて、多分90%ほど出たと思うんですが、やられました。耐震工事とこの事業とを1つにしていこうということ自体に無理が生じるのではないのかな。介護保険をうまく利用すれば、当然それにこうしたバリアフリー化の事業もできるんであろうし、また当然、同居の親族もそれによって安心してその方を見ていただけるし、自分たちもそのように暮らせる。また御本人も苦痛なく生活が送られるということでありまして、この余りにも極端な数値が乖離があるということでありまして、そのことを含めて、検討されたのか。平成28年度、既にスタートをして、前段申し上げましたが、半年もたっておりますので、あれであります、介護保険と耐震補強との切り離しということについては、庁内検討はされなかったのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉介護課長。

○大橋健二福祉介護課長 介護保険制度のほ

うで行います住宅の改修のほうにつきましては、介護保険の対象事業として、こちらのほうは別事業として、後からできた事業として、単独事業でやっております、そちらの介護保険の対象をまず優先してやっていただくと言うか、そちらのほうの補助を受けると、こちらの補助はないというようなことで、切り分けてさせていただいております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、最後であります、事業の活用を図るために、広報紙等でPRを行っておりますということですが、どの程度この事業について、関係する市民の皆さん、潜在需要はあると思うんです。耐震調査もされてみえますので。それにあわせて、どの程度このPR効果が図られているのか、確認をされたことがありますか。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉介護課長。

○大橋健二福祉介護課長 PRのほうに関しましては、現在、広報紙とホームページのみの状態となっております。

やはり申請していただく際に、御本人さんと言うよりも、工務店さんですか、設計される業者の方、そちらの方がこの制度を知っていただけますと、活用していただけるということでございますので、現在のところ、口コミをお願いしておるという程度にとどまりますが、口コミが結構重要かなとも思いますので、そういったことで周知をお願いしていきたいと考えています。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、歳出、3款1項1目社会福祉総務費、生活困窮者自立支援等事業、126ページです。

平成27年度よりも事業内容を充実したことで、市民にとってどのような利益をもたらしたのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉介護課長。

○大橋健二福祉介護課長 生活困窮者自立支援事業につきましては、本市では、自立相談支援事業、家計相談支援事業、住宅確保給付金、学習支援事業の4事業を実施しております。

自立相談支援事業及び家計相談支援事業につきましては、市民への周知が進んできたという影響もありまして、2年目の平成28年度は、相談件数も前年度の倍以上にふえまして、支援を適正に実施することができたと考えております。

また、生活困窮世帯や生活保護世帯の子供を対象に、学びの場の提供を行います学習支援事業は、初年度は小学生を対象としておりましたが、2年目の平成28年度からは、中学生も対象として、枠を広げたことから、登録者数も大きく伸びる結果となりました。

生活に困窮している市民の方の自立に対して、支援が強化できたと考えております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 この事業っていうのは、生活保護に至らないように、自立に向けて支援する事業だというふうに理解しております。家計相談とか、自立相談支援、子供に対する学習支援と、あと住宅確保給付金、大きく今までのようにやる、ただやるって言ったら申しわけないんですけど、よりももっと寄り添いながら、いわゆる時間をかけながら、行う事業かなと、私は認識しております。

知識プラス人となりというのがとても重要なところではないかなと思います。

そこで、今までの事業、市が行ってきた事業よりも、どちらかと言うと、積極的に介入していく事業であるというふうに私は思うんですけど、そういう認識でよいかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉介護課長。

○大橋健二福祉介護課長 こちらの事業で支援を行っておるところですが、やはりすぐに生活の状況がよくなるのか、そういうもので

はなく、継続して相談、支援をしていくということが多くなっておりますし、実際にそういったことが必要な事業だと考えております。

それぞれの事情に合わせて、引き続き支援を行っていくということで、よろしくお願ひします。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 この継続して、1人の人とか家族を支えていく事業だというように思っておりますけど、もっと積極的介入と先ほど言いましたけど、いわゆる例えば、これはちょっとお聞きした話なんですけど、民生委員さんがひとり暮らしの高齢者のお宅に行って、そこで得た情報というのをさまざまな支援につなげていくということも積極的に行っていくとか、あと公営住宅とかのポスティング、あれも積極的に行うということをお聞きしました。

そのような意味で、今までって言ったら申しわけないんですけど、より一層、積極的につなげていく事業だというふうに認識してませんが、それでよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉介護課長。

○大橋健二福祉介護課長 委員おっしゃるとおり、これまでは制度に該当しないからということで、支援できないっていうこともあったかもしれませんが、この事業に関しましては、そういった生活保護制度の状態にならないようにということで、積極的にかかわっていく必要がある事業だと考えております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、続きまして、3款1項3目障害者福祉費、重症心身障害児等居場所づくり事業、132ページです。

新城市に及ぼした影響について、伺います。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 重症心身障害児等の長期休みにおける居場所につきましては、長らく新城市地域自立支援協議会において課題となっていた案件であり、課題解決に向け、

平成26年度から2カ年間に、同協議会児童部会のメンバーらによるボランティア活動による居場所づくりの試行と検討が行われ、平成28年度からは、市で事業化したものであります。

本市に及ぼした影響につきましては、指標等を設定し、評価を行うことを目的とした事業ではないことから、適切なお答えを申し上げることはできませんが、次のようなことは申し上げることができると考えております。

1つ目は、本事業を事業化するに当たり、当事者の声が届き、当事者参加により実現したことで、みずからをマイノリティーとしてあきらめていた保護者に希望と子供の存在意義を感じてもらえたことのできたことでもあります。

2つ目は、現在、市内に不足している社会資源の開発、育成に向け、市内各相談支援事業所等の具体的かつ一層の協働体制の強化、現状での不足や不安並びに今後必要となるものの洗い出し、担い手としての手ごたえを感じていただけたことでもあります。これは偶然にも、平成28年度末に国が示した障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針において、平成32年度までにこのようなサービスを行う事業所を1カ所以上確保することとされた内容に合致するものとなりました。

3つ目は、障害のある子供も健常の子供も分け隔てなく、同世代の子供として交流し、当たり前のように一緒に空間で一緒に時間を過ごすという、子供たちの共育の世界や景色ができたことでもあります。

また、本事業により、新たな課題も見つけることができました。それは望んでいたはずの事業所ができることで、こうした子供たちの交流の場がなくなってしまうように、いかに工夫していくかということでもあります。

まだ道半ばであり、当事者や関係者による試行と検証が必要な事業であると考えており

ます。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 3款1項3目障害福祉費、障害者外出支援助成事業、128ページになりますが、延べ利用者数の目標値を実績値が大きく下回った要因は何だったのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉介護課長。

○大橋健二福祉介護課長 平成28年度から、外出支援の対象としまして、これまでの一般タクシーのほかに、新たに福祉有償運送事業者による外出サービス利用分も助成の対象としたところ です。

主に、重度の障害のある方に対する外出の機会拡大を図っております。

新たに助成対象となるサービス分の目標設定については、利用実績等を詳細に把握することが困難であったことと、予算不足に陥ることがないよう、十分な積算を行ったというつもりでおったところですが、結果としましては、新規助成分に係る目標値が課題であったために、実績との大きな乖離が生じておるところでございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 なかなか予測不可能だったということが最大の要因という理解でよろしいでしょうか。

実際に、このサービスの内容が行き渡らなかったということではなかったのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉介護課長。

○大橋健二福祉介護課長 委員が初めにおっしゃいましたとおり、利用のニーズの把握が十分にできなかったということが一番大きな要因だと考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 続いて、3款2項1目ですが、老人福祉費、地域包括ケア推進モデル事

業、138ページになります。

地域包括っていうのは、これから全国的にもかなり重要な位置づけになってくるというふうには思っていますし、厚生文教委員会でも、地域包括で独自の講演会開くなど、新城でもこれから重要になってくるだろうというふうには考えていますが、新城市におきまして、3年間のモデル事業が終わったということですが、明確になった課題は何だったのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤地域包括ケア推進室長。

○加藤久美子地域包括ケア推進室長 モデル事業実施により、見えてきた課題としまして、在宅医療を推進していくには、訪問看護ステーションを充実させる必要があるということと、あと2つ目としまして、地域包括ケアシステムは、自助、互助、共助、公助の組み合わせにより成り立つため、行政のみでなく、地域全体で取り組む必要があるということ、あと3つ目としまして、地域課題としまして、ひとり暮らし高齢者見守りなど、支援体制の強化の必要性などが見えてまいりました。

3年間で培った顔の見える環境を生かし、一つ一つ丁寧に検討していきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 モデル事業として行った結果、見えてきた課題なんですけど、この説明で3点ということなんですけど、具体的に、この一つ一つもそれぞれにまた課題があると思うんですけど、最大の課題、例えば予算が要るのか、人材が要るのか、地域のどういう協力が要るのか。当然、看護ですから、医師のかかわりも要るというふうに思いますが、もう少し掘り下げたところでの課題、明確になった課題がありましたら、お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤地域包括ケア推進室長。

○加藤久美子地域包括ケア推進室長 もう少し深い見えてきた課題ということですのでけれども、一応、地域包括ケアシステムにおきまして、先ほども申しましたが、自助、互助、共助、公助の組み合わせということで、3年間で一応、公助、共助のあたりは取り組んできているところです。

これからやはり住民さんの自助、互助のところを意識して取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

市民に対する公開講座もさせていただいてきているところですが、まだまだこれからかなというふうに思っております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 3款2項1目老人福祉費、地域包括ケア推進モデル事業です。138ページ、報告書では48ページになります。

愛知県からの委託事業として、平成26年から3年間モデル事業（訪問看護ステーションモデル）を受託し、全市域で地域包括ケアシステム構築のため、取り組んできた成果について、自己評価はどのくらいだったのか、具体的に伺います。

先ほど、白井委員の質疑がありましたので、それを踏まえて、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤地域包括ケア推進室長。

○加藤久美子地域包括ケア推進室長 3年間のモデル事業に取り組んだ成果としまして、主なもの3点としております。

1点目ですが、多職種での検討会議や研修会を重ねることで、医療職、介護職など、顔の見える関係ができてきたというふうに思っております。

2点目に、電子@連絡帳システム「東三河ほいっふネットワーク」を導入し、多職種間での患者情報を効率的に共有することができるようになりました。

登録事業者施設数としましては、医療機関、歯科医院、薬局、ケアマネの事業所など、39施設となります。

3点目には、地域住民や関係者の在宅医療に対する理解が進み、訪問看護ステーションの訪問件数がモデル事業開始前の平成25年度と比べると、1.8倍となったというような成果があったというふうに思います。

自己評価としましては、ゼロからのスタートでしたので、1年ごとに進んできたというふうに考えております。

訪問看護ステーションモデル事業は、本市のみの実施であり、他と比較ができないため、どのくらいという定量的な評価はできておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ただいま、この訪問看護ステーションモデルは新城市独自だということだったんですが、終わるに当たって、この訪問看護ステーションモデルが新城市に適合している。極論すれば、ベストなモデルって言うか、システムであるというふうな評価にしたのか、その辺について伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤地域包括ケア推進室長。

○加藤久美子地域包括ケア推進室長 新城市におきましては、在宅医療を提供する医療機関というものが限られている地域ですので、日常的な医療処置を担うのには、訪問看護ステーションがとても重要だというふうに思います。

ですので、訪問看護ステーションモデルということで実施してきたことは有用だと思いますし、今後も訪問看護ステーションを活用しながら、在宅医療を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 それで、これ、どこ行って

も、基本的に、この地域包括ケアシステム云々、これやっていくには、介護と医療の問題、ここをどういうふうに連携づけるかということで、先ほどいろんな3つにわたる手だての説明があり、そのとおりだと思うんですけども、結論と言うか、課題としては、医療を核にするというのが基本、医療を核にした介護というのが、これも答えがほぼ出てるように思うんですが、その辺の認識というのは、このモデル事業をやってきて得られたのかどうか、あわせて市民病院にこうした専用棟を設けたわけなんですけれども、その辺の背景も踏まえて、課題と言うか、この医療を中心とした介護、これをこの最終的な訪問看護ステーションモデルの中で、どういうふうに位置づけられておられるのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤地域包括ケア推進室長。

○加藤久美子地域包括ケア推進室長 在宅医療を必要とされる利用者さんに対応していくために、やはり介護の部分も切り離せない部分でありますし、国の言う地域包括ケアシステムの構築におきましては、医療、介護のみでなく、住まい、予防、生活支援、一体的な提供というところになりますので、医療のみというわけではなく、すべてを同時に進めていく必要があるというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 あくまでも医療を核にと言うか、医療を中心にするということを申し上げたわけですが、基本的にこの地域性、広いというようなことも考えて、ほいっぷと言うか、電子連絡帳というような、電子カルテの前段階のようなものを使ったりとか、遠隔地医療というようなものも必要になってくると思うんです。

そういう点についての今回このモデル事業の報告としては、言及されていないように思うんですが、再度伺いますが、この介護と医

療という点で、医療について評価と言うか、こう成果と言うか、課題と言うか、そういったものっていうのは、介護から見た医療に対するこう注文と言うんですかね、そういったものがあるのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤地域包括ケア推進室長。

○加藤久美子地域包括ケア推進室長 まず、電子カルテのようなところですが、電子@連絡帳というのが一応、患者情報を共有するためのツールとして使っているものでして、医療情報、電子カルテではございませんので、情報共有のツールとして、電子@連絡帳を使っているということになります。

あと、介護を必要とする方の中に医療も必要とする方もみえるというところで、訪問看護ステーションが日常的な医療処置を担うというところで、訪問看護ステーションが担う役割が大きいというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 次に移ります。

3款3項1目、児童福祉総務費、放課後児童対策事業、144ページです。成果報告書では49ページに当たります。

決算に見られるように、専用施設の整備が進んでおり、利用者に喜ばれておりますが、次の課題として、サービスの質が問われるようになっております。専任のスタッフの確保等で苦戦しているように思われますが、外部スタッフの有効活用が課題として挙げられつつあり、どう認識しているのか。共有の観点とも合致すると考えますが、伺います。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 専用スタッフ、いわゆる支援員等につきましては、通常の運営に支障が出ることはなく、安定的な運営が行えるだけの人員確保はできております。

ただし、長期休みのうち、特に夏休みにつきましては、人員確保に苦労することが慢性的になっており、補助員として、大学生や高

校生やアルバイトもお願いしている状況です。

外部スタッフにつきましては、2通りの活用が考えられます。

1つは、既に鳳来児童クラブで実施していたり、東陽児童クラブで地域活動交付金を活用し、試験的な実施をしております、地域の方々や塾を運営されている方などが放課後児童クラブの運営時間内に活動を提供し、付加価値の高い放課後児童クラブとなるための担い手となっていただくことです。

もう1つは、地域の教員OBなど、ノウハウのある方が支援員として登録していただき、市で臨時職員として雇用させていただくことです。これについては、鳳来児童クラブや鳳来東児童クラブで、既に地元の協力をいただき、進めているところであります。

放課後児童クラブのあり方や可能性につきましては、こども食堂、学習支援、不登校対策など、地域に合わせた多機能型、付加価値の高い児童クラブへと展開させていくことが地域課題や地域ニーズに合致すると考えておりますし、そうしていくことで「しんしろ共育」の推進になると考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 学校教育が学校の職員だけで網羅できるっていう時代ではなくなり、同じように、このこども園の保育についても、スタッフだけで全部1から10までできるという時代ではないように思うんですね。ほかのいろいろ、テレビ等を見とって、やはり地域の人材を活用する。このあたりがポイントになっていこうかと思うんです。その際に、やはり施設の大きさだとか、何かやろうとした場合に、少し狭いのではないかとか、あるいは休業のときの日曜、休日時の利用ができないだとか、そういったことも聞かれてくるわけですが、先ほど鋭意やられている旨の説明はあったわけなんですけども、そういった課題について、既に検討しているのか、今後どういうふうに検討していくつもりなのか、

伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 休日等の利用につきましては、毎年アンケート調査を行っておりまして、その中では、特段、利用の希望というのは、今のところ大きく出ておりませんので、現在は進めていくことは考えておりませんが、ただ今後、そういったものが出ていったときには、場所の確保、それから人材の確保とあわせて、進められるように考えていかなければならないかなというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ぜひ、その方向でやっていただきたいと思います。

次に移ります。

3款3項10目、児童福祉施設整備費、放課後児童クラブ整備事業です。156ページ、成果報告書では54ページに当たります。

建設途中の千郷児童クラブ専用施設等、決算書にある全施設について、おくれや不足などが出ていないか、伺います。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 児童福祉施設の整備につきましては、個別では予定どおり順調に進んだもの、早期に完了したもの、若干のおくれが発生したものなどがございますが、すべて年度内に完了をしております。

全体の年次計画としては、事業の進捗に大きな影響を与える状況のものはございません。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

5番目の質疑者、中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 決算審査意見書の3款民生費、19ページです。

予算現額及び支出済額について、年々、予算現額及び支出済額が増加していますが、今後の傾向と対策をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 平成27年度決算

と比較し、平成28年度決算における民生費の予算現額及び支出済額が約7億円増加している主な原因としては、次のとおりでございます。

初めに、最も大きなものとしては、児童福祉費の約5億円であります。

内容につきましては、こども園における老朽化箇所等の改修、新設工事、法令不適合箇所の改善、保育環境や安全性、利便性を向上させるための施設整備などに加え、放課後児童クラブ利用児童の増加に対応するための新設工事や施設整備などが近年、集中的に実施したことによるものです。

なお、児童クラブの建設につきましては、今年度で一段落となります。

また、こども園や他の児童福祉施設に関しましては、計画的に整備を進めていく予定のものもございますが、予算額としては徐々に落ちついていくものと考えております。

次に、障害者福祉費の決算額が平成27年度に比べ、8,400万円ほどの大きな増加となっております。

平成28年度は、基幹相談支援センターの設置を初め、相談支援体制の充実を図りました。相談支援体制の充実に伴い、それぞれの利用者のニーズに応じたサービスが適切に提供できるようになったことにより、給付費が大きく伸びています。

給付費の多くは、国庫支出金2分の1、県支出金4分の1を財源とするもので、平成29年度以降も増加が見込まれています。

今後も、相談支援の充実とともに、必要とする方に対し、適切なサービスを提供するよう努めてまいります。

○丸山隆弘委員長 中西宏彰委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、3款民生費の質疑を終了します。

次に、歳出、4款衛生費の質疑に入ります。
最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、4款1項10目についてお尋ねをします。しんしろ斎苑費であります。斎苑管理事業、本冊174ページ、そして成果報告書は72ページであります。成果報告書の中にありますように、今後の斎苑の運営方法について、指定管理、業務委託の検討を行っているというふうになっておりますが、検討の状況についてお伺いいたします。

○丸山隆弘委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 しんしろ斎苑の運営方法につきましては、技能労務職員の高齢化に伴い、人材確保の観点から指定管理の業務委託化を検討してまいりましたが、コストや運営面で課題もあり、現在は直営を維持していくために、新規に職員を採用する方向で検討しています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 新規で採用するっていうのは、大変御苦労になるであろうというふうに理解をします。

特に、あぁいった、いやし的な業務というのは、なかなか就業していただけないというケースが多いわけですので、そうした面での御苦労もあろうかと思いますが、1点、やはりあそこで働く方のやっぱり労務管理っていうのか、そうした中で、これちょっと管理に外れたかもしれませんが、やはり働く方の服装が問題になる部分もあると思うんです。あそこに利用される方が、やはり最高の弔意を持ってやっていただけるんならっていう形のものを見出す。

また、それによって職員も自信ができるということでもありますので、そこらを踏まえての検討をなされるほうがいいのか。

私も経験がありますが、はっきり言って喜ぶ仕事ではないわけではありますが、しかし御

遺族の方から、「ありがとね」というその言葉が非常に大切なことだと思いますので、そういった意味で、やはり指定管理というのは大変な仕事でありますし、なかなか葬儀社さんもそこまでは手を広げないだろうと思いますのでぜひそういった意味で、今後、利用者の方が利用してよかったなという、そういう就業体制、管理体制を敷いていただくようお願いをしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 服装のことですかね。

今、職員は、通常、作業ということで、作業服ではなくて最期、弔いということでありますので、こういったワイシャツ、それからスラックスということで、礼を尽くしてお見送りをするというふうに臨んでおります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 4款3項1目、公害対策費、産廃施設等周辺環境調査事業、188ページです。成果表については83ページでございます。

産廃施設等周辺環境調査の成果と今後の考えは。

○丸山隆弘委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 産廃施設等周辺環境調査は、新城南部企業団地での産業廃棄物中間処理施設の稼働に対する周辺環境への影響を把握するために、工場敷地境界での臭気等の測定を年6回、下流河川の水質検査を年3回実施しているところであります。

臭気測定及び水質検査ともに、規制基準を超えるような数値が出ていないことを確認しております。

今後も引き続き実施し、環境の変化をしっかりと監視してまいりたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 ちょっと確認なんですけども、この5カ所ということでやってきたんですけども、もう1カ所ふやすとか、そういうことは考えないで、この5カ所でずっと今後もしやっていくという理解でいいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 測定箇所ですね。

臭気測定が3カ所、それから水質検査については、上流、下流ということで2カ所で行っています。

臭気測定については、風の方向が上になったり下になったりする関係があるので、工場の北側、それから工場の北西ですかね、北の、工場の北。それから工場の東側、南側、東南の、この2カ所、道路側の部分に接した方向。

ですから、風の向きによって風下、風上が移り変わるんですが、その2カ所と、それから一番近い民家の前の道路ということで3カ所を考えておりますので、ほかにと言われても、なかなか敷地境界付近でというのは、なかなか考えづらいのかなと思いますので、このまま行きたいというふうに思っています。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 続いて、4款3項1目、公害対策費、新東名周辺環境調査事業、同じページ、188ページです。

新東名周辺環境調査の成果と今後の考えは。

○丸山隆弘委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 新東名周辺環境調査は、新東名高速道路沿線の新城市内通過区間において、供用前後の環境変化を把握するために、騒音測定及び河川水質検査を実施したものであります。

測定結果につきましては、騒音につきましては供用前の値に比べ、増加している箇所が多いものの、道路に面する地域の環境基準B類型と比べると環境基準のA類型、B類型というのがあるんですが、B類型と比べると、大きく下回っていました。

水質につきましては、供用前の値に比べ、著しい変化は確認されませんでした。

今後も引き続き、監視に努めてまいります。以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、通告順に従いまして、質疑させていただきます。

4款1項1目、保健総務費になります。救急医療対策事業です。ページ数は160ページになります。

2点伺いたいと思います。

在宅当番医の制度、当番医制で運営事業についてなんです、担当医療機関が8医療機関あったのが7医療機関に減ったということなんです。

今後の見通しはどうなっていくのか、伺いたいと思います。

2点目、第2次救急医療対策事業についてでございます。平成28年度は1,877件の実績がございました。前年度比に比べれば、72件の増だったということですが、こうした2次救急の今後の見通し、どうなっていくのか、伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 それでは、1点目の在宅当番医制運営事業の8から7に減ったけども、今後の見通しはどうなるのかにつきましてですが、在宅当番医につきましては、平成23年10月以降、夜間診療所での内科、小児科の毎日診療が行われるようになってからも、皮膚科や眼科、整形外科といった専門科や夜間診療所の輪番に加わることの困難な病院の先生方に、引き続き通常時間外の1次救急医療に御協力いただいているもので、その体制確保に係る費用の補助を行っているものです。

今後も、できる限り長く続けていただきたいと考えてはおりますが、それぞれの医療機

関の事情により、増減があるものと考えております。

続きまして、2点目の第2次救急医療対策事業の受け入れ件数の今後の見通しということですが、第2次救急患者の受け入れ件数につきましては、新城市民病院と東栄病院における医師等の診療体制の確保によるところが大きく、毎年状況が変化しているのが実情であり、今後の見通しを立てるのは困難と言えます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

順次、再質疑をさせていただきたいと思えます。

この1次救急をやるということで、担当医療機関に当番制の医療事業があるということだったんですが、やはり地域で本当に診療所を開設されて、お医者さんも頑張っているという状況で、さらに当番医制でね、大変な状況で、先生が輪番で行っているという状況は、本当に私自身も理解をしているところでございます。

先生自体も奮闘されている中で、また高齢になっていくっていう問題も一方であると思えます。

ここでは、成果報告書によりますと、宮本病院の先生が今回外れるというふうに見えてあるように見えるんですが、この理由は何か市のほうには把握されてるのかどうか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 具体的にどうかというところは、先生の経営上の問題であったかと思いますが、一方で、宮本先生につきましては、やはり御高齢ということで、そうしたところは大きな心配なところではありませんでした。

ただ、宮本先生につきましては、介護系の施設なども今後やっていかれるところもある

ということですので、今後も地域の介護医療についてはかかわりを持っていただけるといふふうな状況であります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

そういうことで、やはり先生とか病院の状況の置かれている状況によって、今までできたことができなくなっていくという深刻な問題もあるんじゃないかなというふうに思っています。

そういう中で、東栄病院のほうも、入院ではなくて、診療所に変えていくんだというふうな記事も出まして、この奥三河の医療体制、本当に私自身どうなっていくのかという危機感でいっぱい、質疑をさせていただいております。

こういったお医者さんや看護師さんの人材不足っていうのが今後、深刻になっていくっていうことは、明らかであります。

そういう中で、この当番医制度を維持していくことができるのかっていうことなんですけど、そういった今後の見通しとして、市としては危機感を感じているのかどうか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 東三河各市の1次救急の受入態勢の状況を見ますと、田原市におきましては、今でも、以前、新城市が行っていたように、毎日を在宅当番医制で回しているというような状況があります。

新城市も、毎日が在宅当番医制で行っておりましたけれども、新城市民病院の状況を見て、定点で1次救急を受け入れる場所を設けようというところで、夜間診療所を毎日診療を行えるような形に、医師会の先生方の御協力によりまして、行えるようになりました。

ということで、時間を選ばなければ、毎日、夜8時から11時までの診療、ただしこれにつきましては、内科、小児科に限られるものですから、専門科であるところについては、そ

こにはないわけですがけれども、専門科自身もそんなにたくさんは新城の場合、診療所があるわけではありません。

ただ、そうした専門科の先生や病院の先生方も何らかの形で1次救急医療に携わっていただくっていう、そうしたお気持ちの上で、この在宅当番医制が一部続いているところがあります。

この毎日ではないものですから、在宅当番医で賄えるところは、限られてはきますけれども、何らかの形で、そのとき必要とした方が、かかることのできる可能性がふえるということで、できる限り、やはり浅尾委員もおっしゃられたように、先生方の疲弊を招かないような形の中で、少しでも市民の方々が安心していただけるような形で、少しでもそうしたものが続いていくように、もし御相談があれば、何らかの御支援ができるのかは相談に乗っていきたいと思いますけれども、それぞれの医療機関の事情をやはり優先するような形になってくるのかなというふうに思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

やはり危機感を持って働く現場のお医者さんに負担がないように、また看護師さん等々のメディカルも含めて、負担がないように、なるべくしていかなければならないという返事だったと思います。

私自身も、この8から7の医療機関が減ったっていうことは、やはり現場のお医者さんにかかる負担っていうのは、やはりそれだけのしかかるものではないかなというふうに私、感じておりますので、やはりこの8から7へ減ったっていうことは、影響はかなり大きいというふうに思わざるを得ないかなというふうに思いますので、ぜひそういった、またこれらがこうドミノ倒しではないんですが、この1つの病院ができなくなったことを、またほかの病院がカバーし合うっていうことは、

負担があるというふうに、医療業界では受診の医療のドミノ倒しという表現もしていますが、そういったことにならないような形で、全市挙げて、いろんな工夫をしていくということが大事だというふうに思いますので、ぜひ今後もよろしくお願ひしたいと思っています。

2点目の医療救急の事業のほうに再質疑させていただきたいんですが、こちらのほうはやはり見通しはなかなかできないんだというお答えだったと思うんですが、やはり1点目の医療当番制の8から7に減ったっていうことも絡めて言えば、やはり支える先生たちが高齢化になってきていると。新しい先生が入れば問題ないんですが、やはりこうした奥三河の状況っていうのは、なかなか新しい先生が入ってこない。つまり都心部はたくさん先生方はふえるんですが、こういった僻地医療に携わる先生がなかなか次から次へと来るという状況にないというふうなことは通説です。やはりそういったことを考えれば、先生たちの次なる人が来ないという状況で、2次救急の医療体制をじゃあどうするのか、だれが支えるのかっていう状況になります。

高齢化率もどんどん高くなっていて、市民も病気にかかる率が高くなっていく。

ですから、今回、前年比よりも72件、救急増があるということですので、やはり今後見通しどうなるのかわからないっていう答えだったんですが、私こういった状況見れば、ふえていく状況ではないかなという見通しなんです。市の認識を改めて伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 私、先ほど新城市民病院と東栄病院における医師等の診療体制の確保によるところが大きいというふうに御答弁させていただきましたが、実は平成27年度におきましては、新城市民病院の常勤の整形外科の先生がいなくなりました。

一方で、東栄病院には、県が派遣していた整形外科の先生がいらっしゃいました。

ということで、平成27年度は新城市民病院の受け入れが減りまして、反対に東栄病院はふえております。

それに対しまして、平成28年度におきましては、新城市民病院に整形外科の先生が派遣されるようになりました。

一方で、東栄病院の整形外科の先生は不在になりました。

そうしたことから、新城市民病院はふえ、東栄病院は減るといようなことになったというふうに、今こちらとしては認識しておりますが、一方で、新城市民病院の収容力と東栄病院の収容力が違いがありますので、全体としてはふえたのかなというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。

やはり整形外科の先生の分野を1つ取ってみても、やはりこういった本当にアンバランスと言うか、なかなか医療の平等が、バランスが取れないっていうのがこの奥三河の状況なのかな、深刻だになっていうふうに改めて思っております。

ですから、やはり医師不足の解消っていうのは、大きな新城市政を支えるためにも大事なことだと思っておりますので、本当に現場の事務の方とか先生方、看護師さんたちは大変頑張っていただいていると思いますので、やはり今後とも引き続き、いろんな工夫をしながら、確保とか、先生の負担減に努めていただきたいと思います。

そのことをお伝えしまして、次の質疑に入りたいと思います。

4款1項2目です。保健事業費、健康診査事業であります。162ページになります。

1点、質疑させていただきますが、被検診者は、肺がん検診（個別）であります。この肺がん検診と骨粗しょう症検診以外は軒並み

前年度比で比較をしますと、減っております。
この主な理由を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 鈴木健康課長。

○鈴木英乃健康課長 今おっしゃられた健康
診査事業は、主なものとしては、がん検診と
かが入っていますが、がん検診につきましては、
種類ごとに個別勧奨する節目年齢を設定
し、はがきによる受診勧奨を行っております。

今、浅尾委員が言われましたが、受診者数
から見ると、少し減っているところはあるん
ですが、過去からの状況を見ますと、毎年、
受診者数の多少の増減はありますが、対象者
数の増減も同じようにありますので、受診割
合としては、大きな変化はないと考えており
ます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終
わりました。

4番目の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 4款1項2目保険事業費、
健康診査事業、162ページになります。

健康診査事業というのは、必要だとは思
いますが、根本的な解決は、その以前に病
気にならないような生活かとは思っていま
すが、実際にこの健康診査事業、これによ
って現実問題としての死亡数、重篤な病
気を引き起こす前に、健康診査で見つかる
など等を考えてみたときですね、健康診
査事業の効果というのは、どのように判
断されたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木健康課長。

○鈴木英乃健康課長 今おっしゃられた健康
診査事業を実施することで、すぐに死亡
数の減少に結びつくものではないことは、
おっしゃるとおりなんです。また市の高
齢化の影響もあるので、今の効果の判定
ということ、少し難しいと考えておりま
すが、健康診査の目的は、死亡数の減少
と今、予防とかおっしゃられました。健康
寿命の延伸というものが、経年的な死
亡数の変化、県

との比較、また人口構成に左右されな
い標準化死亡比での比較等を行って、考
えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 最後のところがよくわ
からなかったんですが、健康診査事業と
いうのは、新城市の健康寿命を上げるた
めに非常に大きな役に立ったという判
断をしたという理解でよろしいでしょ
うか。

○丸山隆弘委員長 鈴木健康課長。

○鈴木英乃健康課長 まず健康寿命は、
がん検診のほうから先にお話しさせて
いただきますと、がん検診は受けられ
まして、ことし平成28年度ですが、16
名の方のがんが一応見つかっておりま
す。やっぱり50代、60代の方が中
心で見つかっておりますので、そこで
やっぱり早期発見をして、治療して
いただくことによって、健康寿命の延
伸に結びつくと思っております。

また、がんではなくても、前がん状態
と言いますか、例えば子宮がんだと異
形成だったりとか、大腸だったらポー
リープとかということで、その後の
処置をしてもらってるか、経過観
察をすることで、その後の寿命が延
びるものもありますので、一応その
面では、効果はあると考えておりま
す。

ここの中ではがん検診とかの検診が
主になりますので、そういった答えで
させていただきますと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 健康診査事業という
のは、ある医者によれば、健康診査を
やったら病気が見つかって、返って早
く死ぬという人もおるぐらいなんです
が、健康診査事業と今後それなりの
予防事業っていうのを、これあわせ
て検討していくべきかと思いますが、
当然、健康寿命というような判断を
されておりますので、予防と検査と
いうのは、並行して同時に充実させ
てきたというような判断でよろし

いでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木健康課長。

○鈴木英乃健康課長 今、白井委員が言われた、見つけて早く死ぬとかってこともありますが、がん検診とか一応、有効性のほうが不利益を上回るものとして、国のほうで示されたものがありますので、それにのっとって同事業のほうをやらせていただいています。

今おっしゃられたように、予防のほうと健診事業のほうは、検査を受けて見つけるだけではなくって、検査結果を利用していただいて、その後、生活改善に結びつかなければ健診の意味がありませんので、そこら辺は重要だと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

4款1項8目助産所費、助産所運営事業、170ページになりますが、実績値が目標値を大きく下回った要因は何だったと判断したのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 助産所利用が伸びない要因としましては、出産される方の考え方はさまざまであり、一概にこれと言うことはできませんが、1つには、この地域全体の出生数が減少しております。

また、出産費用が近隣の民間産科医療機関、いわゆる民間のマタニティークリニックとよく言われているところですが、そこに比べますと、どうしても高額となっております。

また、人口の集中する新城地区の方にとりましては、新城助産所への交通利便性が豊川、豊橋方面と余り変わらない。そうしたことが挙げられるかと思われまます。

一方で、助産所の利用を希望しながらも、妊婦健診の結果などから、途中で病院での分娩に切りかわった方やローリスク判定の結果、助産所の利用ができなかった方も複数おられます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 助産所は新城市の1つの大きな目玉で始まったというふうに思っていますが、現状ですと、市民への理解というのが、助産所を支えるという視点での理解が広がってないようにも感じたんですが、助産所というものを、助産所での出産という、この点について、若いお母さんたちへの広報というのは、どの程度充実させてきたのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 委員も御存じかとも思いますけれども、助産所のほうでは、新城助産所新聞を随時発行しており、また最近は母乳通信ということで、育児上の母乳を推進するような、そうしたところで、母乳通信というものも出しております。

また、ホームページのほうでも、新城助産所につきましてはPRさせていただいておりますし、子育て家庭の方からの口コミなどで、新城助産所というものについての理解のほうはさせていただくように努めておるところであります。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 さまざま広報してるということなんですが、今回は出産数、分娩数が目標値、実績値という比較で質疑をしたんですが、助産所の運営事業というのは、ほかにも相談事業でかなりたくさんあったというふうに思いますが、相談事業というものも、これも1つの判断の指標にすべきだと思いますが、そこにもメリットはあると思います。

分娩以外で、助産所の必要性という点で、どのように判断されたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 出産を控えられたお母さんと言いますか、妊婦の方につきましては、御相談をいただくケースもありませんが、それにつきましては御相談も受け付けておるところでありますけれども、一般的な

民間の助産所等との均衡もありまして、相談の内容によっては有料となっておるのが実情であります。本当に簡易なところであれば、お金をいただくことはありませんけれども、ほかの助産所との関係がどうしてもありますので、そのあたりのところで行きますと、新城の方は、どうしても無料が基本のように考える方も多いものですから、そうしたところの課題はあるのかなというふうに思っております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

4款1項9目環境衛生費、エコアクション推進事業、172ページになります。

最近、地球温暖化とか循環型社会というのが以前より問題にされなくなったような状況が市民の中にあるのかなという気がしていますが、市民のエコ意識低下というのが今、以前と変わっていたのかどうか。どのように判断されたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 尾澤環境政策課長。

○尾澤潤三環境政策課長 市民のエコ意識の低下が生じているとは考えていませんが、エコ意識を維持するために、啓発事業の継続的な開催が必要と考えております。

エコアクション推進事業では、しんしろエコフェスタ、市民環境講座、水生生物調査、走る環境教室等を事業として実施しております。

市民環境講座の参加数が前年に比べまして20人の減ですが、これは講座の内容・日程設定に係るところで、今後はより魅力ある講座の開催に努めたいと考えております。

しんしろエコフェスタも、昨年はフリーマーケットと同時開催で行い、一昨年に比べ、参加人数もふえております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 エコ意識低下が生じてないという答弁だったという理解をしました。

その答弁どおりであればよいと思いますが、以前、分別のときには、今、当たり前になりまして、各地域で資源化、資源回収日等を設けて、具体的に動いてるわけですが、あの当時と比べて当たり前になったということで、意識レベルが上がってるという理解もできるんですが、やはり全市民、全地域的な環境問題を扱うような取り組み、これも考えていかないと一方では、地球温暖化、地球温暖化と言われながら、家庭生活において、それほどの意識がなくなってきたと言うか、少なくなってきたような現象も感じるわけですが、その点についても、特に以前と変わらないという判断をされたのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 尾澤環境政策課長。

○尾澤潤三環境政策課長 環境意識の変化ということでございますが、大きくは変わっていないと考えております。

ただ、環境の意識を意識づけという形で、先ほど必要性があると、啓発事業の継続的なということでございますので、そういう事業では、例えば環境政策課の水生生物調査や生活環境課のクリーンセンターや鳥原処分場のごみに関する環境学習、水道課の水道に関する環境学習や鳳来寺山自然科学博物館の野外学習会などと、さまざまな機会がございますが、そういう機会で、次世代を担う子供たちの環境意識を高める、環境づけをするということも行っておりますので、さらに市民意識調査でも、市民満足度調査でございますが、そちらでも、環境全般でございますが、環境意識、環境の満足度も高まっておりますので、直接それが、意識が高いという形ではないかもしれませんが、そういうものに満足度があるというのは、そういう意識があって、政策に関する満足度が高いということで、引き続きそういう政策を続けながら高い満足度を維持したいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終

りました。

5番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 4款1項7目訪問看護費、訪問看護事業、決算書の168ページ、成果報告書の62ページです。

費用対効果を踏まえた課題と対策について伺いますということですが、この成果報告書のほうの62ページですけれども、この主な、中段にある主な事業と工夫、成果というところの2段落目ですが、市民病院に加えて、開業医等との関係も深まり、利用者の増加が見られ、訪問実績も増加傾向にあるとありますので、これを踏まえて、改めて課題と対策等について、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 それでは、訪問看護ステーションにつきましては、本来、介護保険や医療保険により、収支を合わせることでできる事業であります。本市の場合は、市が大きな金額を負担しております。

第一の要因として挙げられるのは、市域が広く、利用者宅が散在しており、1人の看護師が1日に訪問できる件数が限られることです。

先ほどの委員のお話のとおり、成果報告書の中で、開業医との関係も深まり、利用者の増加が見られてはおりますけれども、利用に対して、看護師が1日に訪問できる件数は限られております。

そうした状況がありますので、病院から在宅への転換が進められる中で、訪問看護ステーションはますます必要度が増しております。いかに訪問の効率を上げられるかが課題となっております。

対策としましては、現在、鳳来保健センターにある事務所を利用者の8割を占める新城地区へ移転することが訪問効率の改善に大きく寄与するものと考え、移転に向けて準備を進めているところであります。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 先ほど、地域包括ケアのところでもふれたわけですが、この医師不足等、構造的なこの課題がある、この地域の医療というものをある意味で再編し、復活させていく一番のポイントになるのが、この地域包括ケアシステムの構築であろうというふうに考えるわけです。

そこで、この医療と介護という連携が一番問題になり、先ほどもお話がありましたように、この医療と介護をきちっと連携づけるには、2つの課題があつて、1つは電子連絡帳との将来の電子カルテ、もう1つは、この訪問看護、このシステムをどれだけきちっと整備できるかということであろうというふうに私は考えておるわけでありまして。

先ほどお話もあつたわけですが、この訪問看護のステーションをこの市内に持ってくる、需要が多いここへ、旧新城と言うか、この近くに持ってくるという話でしたけれども、平成28年度の成果報告書の中で、どういう結論を得て、現在持ってくるというふうになったのか、その経過について、改めて伺いたいと思います。

理由としては、もうこの後戻りさせない意味で、きちとした理由というものが必要だということで、改めて伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 この成果報告書の中の記述はございませんが、平成28年度におきまして、地域医療支援センターといたしまして、訪問看護ステーションの経営改善プランというものを作成し、年度末のころですけれども、委員の皆様にも配布させていただいたところであります。

この中で、一番最後のところに収支計画というようなところで、試算のほうも行っておるわけですが、現在の鳳来保健センターにおきまして、本当に訪問看護ステーションの看護師さんたち、大変な、一生懸命回っていただいているんですけれども、どうして

も今現在、大体 1 人、1 日平均ですけれども、1 日 3 件というような件数になっております。これが新城地区のほうへ移転することによって、4 件以上にふえないかなというような、そうした試算を行っております。

と言いますのも、平成 27 年度におきまして、夜間診療所を昼休憩の場所として利用することで、昼に鳳来保健センターまで帰らなくて済むようにしたことによって、かなりの改善ができましたので、そうしたところを参考にしながら、新城地区に移転することで、1 人、1 日 4 件、平均 4 件程度行けるようになるのではないかなというふうに見込んでおります。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 広いこの新城地域にあつて、高齢化が進んでいるということですので、この極論すれば、この訪問看護事業がこの地域の医療のかなめになると思いますので、ぜひ早目にこの地域に、この中心地区に拠点を移すと同時に、一層この事業を拡大して、拡充して行っていただきたいと思うわけです。

以上で終わります。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、4 款衛生費の質疑を終了いたします。

お諮りします。

本日の予算・決算委員会は、これまでにとどめ、散会したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれまでにとどめ、散会することに決定いたしました。

本日は、これをもちまして散会いたします。

次回は、明日、12 日、午前 9 時から再開いたします。